

# 五島海区漁場計画

漁業権に関する事項 別表

(令和5年9月1日切替関係)

共同漁業

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五共計第1号	長崎県南松浦郡新上五島町曾根郷津和崎郷立串郷小串郷地先	次の1、イ、ロ、4、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、14の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町曾根郷と同郡同町奈摩郷との最高高潮時海岸線における境界 (北緯33度2分17秒,東経129度4分54秒) 2 同郡同町網上郷矢堅崎北端 (北緯33度2分45秒,東経129度4分5秒) 3 同郡同町曾根郷曾根崎 (北緯33度3分30秒,東経129度4分34秒) 4 同郡同町同郷壺ヶ瀬西端 (北緯33度4分26秒,東経129度3分47秒) 5 同郡同町同郷びしゃご鼻 (北緯33度6分17秒,東経129度5分51秒) 6 同郡同町津和崎郷黒瀬鼻先端 (北緯33度7分46秒,東経129度5分43秒) 7 同郡同町同郷津和崎鼻先端 (北緯33度9分51秒,東経129度6分46秒) 8 同郡同町同郷津和崎北東端 (北緯33度9分40秒,東経129度7分5秒) 9 北松浦郡小値賀町野崎郷野崎島ペン石 (北緯33度9分46秒,東経129度7分27秒) 10 同郡同町同郷野崎島一ツ瀬頂上 (北緯33度9分30秒,東経129度7分58秒) 11 南松浦郡新上五島町津和崎郷丹瀬頂上 (北緯33度8分39秒,東経129度8分22秒) 12 同郡同町立串郷壺ヶ瀬東端 (北緯33度4分43秒,東経129度7分59秒) 13 同郡同町同郷立串郷東端 (北緯33度3分49秒,東経129度6分51秒) 14 同郡同町小串郷鵜の瀬 (北緯33度2分4秒,東経129度5分32秒) 15 同郡同町赤尾郷野案中島西端上の鼻 (北緯33度2分1秒,東経129度9分30秒)	イ 2から0度500メートルのところ (北緯33度3分2秒,東経129度4分5秒) ロ 3から270度500メートルのところ (北緯33度3分30秒,東経129度4分14秒) ハ 5から270度1,000メートルのところ (北緯33度6分16秒,東経129度5分13秒) ニ 6から270度500メートルのところ (北緯33度7分46秒,東経129度5分23秒) ホ 7から270度1,500メートルのところ (北緯33度9分51秒,東経129度5分48秒) ヘ 7から0度1,000メートルのところ (北緯33度10分24秒,東経129度6分46秒) ト 8と9を結ぶ直線の中央のところ (北緯33度9分43秒,東経129度7分16秒) チ 10から180度1,000メートルのところ (北緯33度8分57秒,東経129度7分58秒) リ 11から0度500メートルのところ (北緯33度8分55秒,東経129度8分22秒) ヌ 11から90度500メートルのところ (北緯33度8分39秒,東経129度8分41秒) ル 12から90度1,000メートルのところ (北緯33度4分43秒,東経129度8分38秒) ワ 13から90度1,000メートルのところ (北緯33度3分49秒,東経129度7分29秒) ヲ 14と15を結ぶ直線上14から3,000メートルのところ (北緯33度2分2秒,東経129度7分28秒)	第1種 てんぐさ 第1種 とさかのり 第1種 ひじき 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 ばい 第1種 うい 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町曾根郷津和崎郷立串郷小串郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五共計第2号	長崎県南松浦郡新上五島町丸尾郷榎津郷浦桑郷地先	次の1、イ、ロ、3、8、ハ、二、ホ、への各点を順次結んだ各直線、ト、チ、7の各点を順次結んだ各直線、へからトに至る竹ノ子島の東側最低低潮時海岸線から距岸12.7メートルの線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町小串郷鵜の瀬(北緯33度2分4秒, 東経129度5分32秒) 2 同郡同町赤尾郷野案中島西端上の鼻(北緯33度2分1秒, 東経129度9分30秒) 3 同郡同町継子瀬頂上(北緯33度0分5秒, 東経129度6分27秒) 4 同郡同町榎津郷竹ノ子島白岩(北緯32度59分48秒, 東経129度6分8秒) 5 同郡同町同郷竹ノ子島西鳥居崎(北緯32度59分42秒, 東経129度6分2秒) 6 同郡同町同郷竹ノ子島南端石碑(北緯32度59分40秒, 東経129度6分4秒) 7 同郡同町浦桑郷と同郡同町七目郷との最高高潮時海岸線における境界(北緯32度59分3秒, 東経129度5分17秒) 8 同郡同町継子瀬南岸標識(北緯33度0分5秒, 東経129度6分27秒)	イ 1と2を結んだ直線上1から3,000メートルのところ(北緯33度2分2秒, 東経129度7分28秒) ロ 4から3を見通した直線の延長線上3から1,500メートルのところ(北緯33度0分41秒, 東経129度7分5秒) ハ 8から8と4を結んだ直線に垂直に下した線と7と2とを結んだ直線とが交わる場所(北緯32度59分58秒, 東経129度6分35秒) ニ 7と2を結んだ直線上ハから南西に318メートルのところ(北緯32度59分51秒, 東経129度6分26秒) ホ 4と3を結んだ直線上4から318メートルのところ(北緯32度59分56秒, 東経129度6分17秒) ヘ 4と3を結んだ直線上新魚目町竹ノ子島の最低低潮時海岸線から12.7メートルのところ(北緯32度59分48秒, 東経129度6分9秒) ト 6とチを結んだ直線上新魚目町竹ノ子島の最低低潮時海岸線から12.7メートルのところ(北緯32度59分40秒, 東経129度6分3秒) チ 5から220度の線と7と2を結んだ直線とが交わる場所(北緯32度59分18秒, 東経129度5分39秒)	第1種 ひじき 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 " " " " " " " " "	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町丸尾郷榎津郷浦桑郷		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五共計第 3号	長崎県 南松浦郡 新上五島町 継子瀬 地先	次の1とイ、3とロの2直線に よって挟まれた有川町継子 瀬東側海域のうち1を中心 とする半径36.4メートルの 円弧と最高高潮時海岸線 によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町継子瀬頂上 (北緯33度0分5秒,東経129度6分27秒) 2 同郡同町竹ノ子島白岩 (北緯32度59分48秒,東経129度6分8秒) 3 同郡同町継子瀬南岸標識 (北緯33度0分5秒,東経129度6分27秒)	イ 2と1を結んだ直線の延長線上1から北方へ 36.4メートルのところ (北緯33度0分6秒,東経129度6分28秒) ロ 3から3と2とを結んだ直線に垂直に下した 直線上1から36.4メートルのところ (北緯33度0分4秒,東経129度6分28秒)	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 うに 第1種 なまこ	1/1~12/31 " " " " " " " "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	南松浦郡 新上五島町 有川郷 小河原郷 七目郷 赤尾郷 友住郷 江ノ浜郷 太田郷 阿瀬津郷 鯛ノ浦郷 東神ノ浦郷		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五共計第 4号	長崎県 南松浦郡 新上五島町 有川郷 小河原郷 茂串郷 蛤郷 七目郷 地先	次の1、イ、ロの各点を順次結んだ各直線、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、6の各点を順次結んだ各直線、ロ、ハの新上五島町榎津郷竹ノ子島東側最低低潮時海岸線から距離12.7メートルの線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、次の8、チ、リ、9の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 南松浦郡新上五島町浦桑郷と同郡同町七目郷との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度59分3秒,東経129度5分17秒) 2 同郡同町榎津郷竹ノ子島南端石碑 (北緯32度59分40秒,東経129度6分4秒) 3 同郡同町同郷竹ノ子島西島居崎 (北緯32度59分42秒,東経129度6分2秒) 4 同郡同町同郷竹ノ子島白岩 (北緯32度59分56秒,東経129度6分17秒) 5 同郡同町継子瀬頂上 (北緯33度0分5秒,東経129度6分27秒) 6 同郡同町小河原郷と同郡同町赤尾郷との最高高潮時海岸線における境界 (北緯33度0分11秒,東経129度8分40秒) 7 同郡同町赤尾郷野案中島西端上の鼻 (北緯33度2分1秒,東経129度9分30秒) 8 同郡同町有川港新埋立地岸壁西角 (北緯32度59分4秒,東経129度6分42秒) 9 同郡同町有川港埠頭フェリー岸壁標識(岸壁西端から16メートルのところ) (北緯32度59分14秒,東経129度6分39秒)	イ 1と7を結んだ直線と3から220度の直線とが交わる ところ (北緯32度59分18秒,東経129度5分39秒) ロ 2とイを結んだ直線上新魚目町竹ノ子島の最低低潮時海岸線から12.7メートルのところ (北緯32度59分40秒,東経129度6分3秒) ハ 4と5を結んだ直線上新魚目町竹ノ子島の最低低潮時海岸線から12.7メートルのところ (北緯32度59分48秒,東経129度6分9秒) ニ 4と5を結んだ直線上4から318メートルのところ (北緯32度59分48秒,東経129度6分8秒) ホ 1と7を結んだ直線上へ〜318メートルのところ (北緯32度59分51秒,東経129度6分26秒) ヘ 5から5と4を結んだ直線に垂直に下した直線と1と7を結んだ直線とが交わる ところ (北緯32度59分58秒,東経129度6分35秒) ト 1と7を結んだ直線と6から340度の直線とが交わる ところ (北緯33度1分8秒,東経129度8分15秒) チ 8から37度190メートルのところ (北緯32度59分8秒,東経129度6分46秒) リ 8から327度330メートルのところ (北緯32度59分13秒,東経129度6分35秒)	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	南松浦郡 新上五島町 有川郷 小河原郷 七目郷 赤尾郷 友住郷 江ノ浜郷 太田郷 阿瀬津郷 鯛ノ浦郷 東神ノ浦郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五共計第5号	長崎県 南松浦郡 新上五島町 赤尾郷 友住郷 江ノ浜郷 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、6の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町小河原郷と同郡同町赤尾郷との最高高潮時海岸線における境界 (北緯33度0分11秒,東経129度8分40秒) 2 同郡同町野案中島西端上の鼻 (北緯33度2分1秒,東経129度9分30秒) 3 同郡同町野案中島北東トビ瀬 (北緯33度2分4秒,東経129度9分43秒) 4 同郡同町友住郷頭島北東端 (北緯33度1分5秒,東経129度11分46秒) 5 同郡同町同郷頭島石切鼻 (北緯33度0分29秒,東経129度11分48秒) 6 同郡同町太田郷となえ崎標識 (北緯32度58分15秒,東経129度10分51秒) 7 同郡同町七目郷と同郡同町浦桑郷との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度59分3秒,東経129度5分17秒) 8 西海市崎戸町平島相崎の鼻 (北緯32度59分56秒,東経129度13分19秒)	イ 1から340度の直線と7と2を結んだ直線とが交わるところ (北緯33度1分8秒,東経129度8分15秒) ロ 2から270度1,500メートルのところ (北緯33度2分1秒,東経129度8分33秒) ハ 3から0度1,500メートルのところ (北緯33度2分53秒,東経129度9分42秒) ニ 4から40度1,000メートルのところ (北緯33度1分30秒,東経129度12分10秒) ホ 5と8を結ぶ直線上5から1,000メートルのところ (北緯33度0分16秒,東経129度12分23秒) ヘ 6から146度30分1,600メートルのところ (北緯32度57分32秒,東経129度11分25秒)	第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	南松浦郡 新上五島町 有川郷 小河原郷 七目郷 赤尾郷 友住郷 江ノ浜郷 太田郷 阿瀬津郷 鯛ノ浦郷 東神ノ浦郷		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五共計第 6号	長崎県 南松浦郡 新上五島町 太田郷 相島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ の各点を順次結んでイに 至る各直線と最高高潮時 海岸線によって囲まれた区 域	1 南松浦郡新上五島町太田郷相島五島鼻 (北緯32度55分29秒,東経129度11分22秒) 2 同郡同町同郷相島東端 (北緯32度55分16秒,東経129度11分48秒) 3 同郡同町同郷相島南端 (北緯32度55分3秒,東経129度11分28秒) 4 同郡同町同郷相島西端 (北緯32度55分5秒,東経129度11分5秒)	イ 1から0度1,500メートルのところ (北緯32度56分17秒,東経129度11分21秒) ロ 2から45度1,500メートルのところ (北緯32度55分50秒,東経129度12分28秒) ハ 2から135度1,500メートルのところ (北緯32度54分41秒,東経129度12分28秒) ニ 3から180度1,500メートルのところ (北緯32度54分14秒,東経129度11分28秒) ホ 4から225度1,500メートルのところ (北緯32度54分31秒,東経129度10分24秒) ヘ 1から270度1,800メートルのところ (北緯32度55分29秒,東経129度10分12秒)	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ふのり 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 " " " " " " " " " " "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	南松浦郡 新上五島町 有川郷 小河原郷 七目郷 赤尾郷 友住郷 江ノ浜郷 太田郷 阿瀬津郷 鯛ノ浦郷 東神ノ浦郷		継続	



漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五共計第7号	長崎県 南松浦郡 新上五島町 太田郷 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町太田郷となえ崎標識(北緯32度58分15秒,東経129度10分51秒) 2 同郡同町同郷と同郡同町阿瀬津郷との最高高潮時海岸線における境界(北緯32度56分14秒,東経129度8分17秒)	イ 1から146度30分1,600メートルのところ(北緯32度57分32秒,東経129度11分25秒) ロ 2から180度2,000メートルのところ(北緯32度55分9秒,東経129度8分17秒)	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ふのり 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 " " " " " " " " " " " " " "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	南松浦郡 新上五島町 有川郷 小河原郷 七目郷 赤尾郷 友住郷 江ノ浜郷 太田郷 阿瀬津郷 鯛ノ浦郷 東神ノ浦郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五共計第8号	長崎県 南松浦郡 新上五島町 阿瀬津郷 鯛之浦郷 東神ノ浦郷 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町太田郷と同郡同町阿瀬津郷との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度56分14秒,東経129度8分17秒) 2 同郡同町東神ノ浦郷と同郡同町岩瀬浦郷との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度54分12秒,東経129度5分43秒)	イ 1から180度2,000メートルのところ (北緯32度55分9秒,東経129度8分17秒) ロ 2から118度1,000メートルのところ (北緯32度53分57秒,東経129度6分17秒)	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	南松浦郡 新上五島町 有川郷 小河原郷 七目郷 赤尾郷 友住郷 江ノ浜郷 太田郷 阿瀬津郷 鯛ノ浦郷 東神ノ浦郷		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五共計第 9号	長崎県 南松浦郡 新上五島町 岩瀬浦郷 浜串 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 南松浦郡新上五島町東神ノ浦郷と同郡同 町岩瀬浦郷との最高高潮時海岸線における境 界 (北緯32度54分12秒,東経129度5分43秒) 2 同郡同町岩瀬浦郷ビジャゴ鼻 (北緯32度53分26秒,東経129度5分33秒)	イ 1から118度1,000メートルのところ (北緯32度53分57秒,東経129度6分17秒) ロ 2から90度1,650メートルのところ (北緯32度53分26秒,東経129度6分36秒)	第1種 ひじき 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 " " " " " " " " "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	南松浦郡 新上五島町 岩瀬浦郷 奈良尾郷		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五共計第 10号	長崎県 南松浦郡 新上五島町 岩瀬浦郷 字杉ノ本 崎小路 崎山 須崎 地先	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点 を順次結んだ各直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町岩瀬浦郷ビジャゴ鼻 (北緯32度53分26秒,東経129度5分33秒) 2 同郡同町同郷見附島沖ノ島南端 (北緯32度52分57秒,東経129度6分20秒) 3 同郡同町同郷帆針崎南東端 (北緯32度51分35秒,東経129度5分60秒)	イ 1から90度1,650メートルのところ (北緯32度53分26秒,東経129度6分36秒) ロ 2から90度1,000メートルのところ (北緯32度52分57秒,東経129度6分58秒) ハ 3から90度750メートルのところ (北緯32度51分35秒,東経129度6分28秒)	第1種 てんぐさ 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 " " " " " " " " " "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	南松浦郡 新上五島町 岩瀬浦郷 奈良尾郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五共計第11号	長崎県 南松浦郡 新上五島町 岩瀬浦郷 福見 奈良尾郷 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、5の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町岩瀬浦帆崎南東端 (北緯32度51分35秒,東経129度5分60秒) 2 同郡同町同郷福見鼻東端トビ瀬 (北緯32度51分19秒,東経129度5分43秒) 3 同郡同町同郷と同郡同町奈良尾郷との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度51分41秒,東経129度4分32秒) 4 同郡同町奈良尾郷佐尾鼻南端 (北緯32度48分47秒,東経129度3分50秒) 5 同郡同町同郷と同郡同町桐古里郷との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度49分7秒,東経129度3分12秒)	イ 1から90度750メートルのところ (北緯32度51分35秒,東経129度6分28秒) ロ 2から90度1,000メートルのところ (北緯32度51分19秒,東経129度6分21秒) ハ 2から180度1,000メートルのところ (北緯32度50分46秒,東経129度5分43秒) ニ 3から175度1,000メートルのところ (北緯32度51分8秒,東経129度4分36秒) ホ 4から90度500メートルのところ (北緯32度48分47秒,東経129度4分9秒) ヘ 4から180度500メートルのところ (北緯32度48分31秒,東経129度3分50秒) ト 5から180度1,000メートルのところ (北緯32度48分35秒,東経129度3分12秒)	第1種 とさかのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	南松浦郡 新上五島町 岩瀬浦郷 奈良尾郷		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五共計第 12号	長崎県 南松浦郡 新上五島町 桐古里郷 宿之浦郷 荒川郷 西神ノ浦郷 若松郷 地先	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点 を順次結んだ各直線、4、 二、ホ、ヘ、6の各点を順次 結んだ各直線、及び最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域 ただし、11と12の点を結ぶ 直線と最高高潮時海岸線 によって囲まれた区域を除 く	1 南松浦郡新上五島町奈良尾郷と同郡同町 桐古里郷との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度49分7秒,東経129度3分12秒) 2 同郡同町若松郷へボ島西端 (北緯32度49分56秒,東経129度0分6秒) 3 同郡同町同郷と同郡同町間伏郷との最高 高潮時海岸線における境界 (北緯32度52分4秒,東経128度59分51秒) 4 同郡同町荒川郷郷ノ首と同郡同町道土井 郷大串崎との最高高潮時海岸線における境界 (大串崎側) (北緯32度55分11秒,東経129度1分34秒) 5 同郡同町西神ノ浦郷ツル瀬鼻 (北緯32度55分35秒,東経129度0分40秒) 6 同郡同町同郷と同郡同町榑ノ浦郷との最高 高潮時海岸線における境界 (北緯32度55分55秒,東経128度59分19秒) 7 同郡同町榑ノ浦郷一ツ瀬頂上 (北緯32度55分48秒,東経128度58分58秒) 8 同郡同町飯ノ瀬戸郷串島野首ノ鼻 (北緯32度56分37秒,東経128度59分0秒) 9 同郡同町同郷椎ノ木山下標識(同郡同町同 郷と同郡同町道土井郷との最高高潮時海岸線 における境界から西方海岸沿いに129メートル のところ) (北緯32度56分52秒,東経129度0分57秒) 10 同郡同町道土井郷黒崎西端 (北緯32度56分13秒,東経129度0分50秒) 11 同郡同町若松郷一本松標識A号 (北緯32度53分22秒,東経129度1分26秒) 12 同郡同町同郷カマノ浦標識B号 (北緯32度53分14秒,東経129度1分31秒)	イ 1から180度1,000メートルのところ (北緯32度48分35秒,東経129度3分12秒) ロ 2から180度300メートルのところ (北緯32度49分47秒,東経129度0分6秒) ハ 3から200度2,000メートルのところ (北緯32度51分3秒,東経128度59分25秒) ニ 5と10を結んだ直線の中央のところ (北緯32度55分54秒,東経129度0分45秒) ホ 9から215度1,975メートルのところ (北緯32度55分59秒,東経129度0分13秒) ヘ 7と8を結んだ直線の中央のところ (北緯32度56分13秒,東経128度58分59秒)	第1種 てんぐさ 第1種 とさかのり 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 ばい 第1種 いせえび 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	南松浦郡 新上五島町 桐古里郷 宿之浦郷 荒川郷 西神ノ浦郷 若松郷		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五共計第 13号	長崎県 南松浦郡 新上五島町 荒川郷 地先	次の1と2を結ぶ直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 南松浦郡新上五島町荒川郷と同郡同町道 土井郷との最高高潮時海岸線おける境界(赤 崎側) (北緯32度55分58秒,東経129度1分57秒) 2 同郡同町今里郷京崎標識 (北緯32度56分14秒,東経129度2分18秒)		第1種 ひとえぐさ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 " " " " " " "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿之浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部土井の浦を 除く)		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五共計第14号	長崎県 南松浦郡 新上五島町 道土井郷 地先	次の3、イ、ロ、ハ、7の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、1と2を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 南松浦郡新上五島町今里郷京崎標識 (北緯32度56分14秒,東経129度2分18秒) 2 同郡同町荒川郷と同郡同町道土井郷との最高高潮時海岸線における境界(赤崎側) (北緯32度55分58秒,東経129度1分57秒) 3 同郡同町荒川郷と同郡同町道土井郷との最高高潮時海岸線における境界(大串崎側) (北緯32度55分11秒,東経129度1分34秒) 4 同郡同町西神ノ浦郷ツル瀬鼻 (北緯32度55分35秒,東経129度0分40秒) 5 同郡同町道土井郷黒崎西端 (北緯32度56分13秒,東経129度0分50秒) 6 同郡同町飯ノ瀬戸郷椎ノ木山下標識(7から西方海岸沿いに129メートルのところ) (北緯32度56分52秒,東経129度0分57秒) 7 同郡同町道土井郷と同郡同町飯ノ瀬戸郷との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度56分50秒,東経129度1分2秒)	イ 4と5を結んだ直線の中央のところ (北緯32度55分54秒,東経129度0分45秒) ロ 6から215度1.975メートルのところ (北緯32度55分59秒,東経129度0分13秒) ハ 7から230度300メートルのところ (北緯32度56分44秒,東経129度0分53秒)	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 ばい 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷		継続	



漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五共計第15号	長崎県南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、6の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	<p>1 南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷と同郡同町道土井郷との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度56分50秒,東経129度1分2秒)</p> <p>2 同郡同町飯ノ瀬戸郷椎ノ木山下標識(1から西方海岸沿いに129メートルのところ) (北緯32度56分52秒,東経129度0分57秒)</p> <p>3 同郡同町飯ノ瀬戸郷串島野首ノ島南端 (北緯32度56分37秒,東経128度59分0秒)</p> <p>4 同郡同町同郷串島ビシャゴ鼻西方トビ瀬頂上 (北緯32度56分54秒,東経128度58分35秒)</p> <p>5 同郡同町同郷串島水足ノ鼻北西端 (北緯32度57分38秒,東経128度58分48秒)</p> <p>6 同郡同町同郷と同郡同町浜ノ浦郷との最高高潮時海岸線における境界(大石標識) (北緯32度58分1秒,東経128度59分55秒)</p> <p>7 同郡同町日島郷ヒゼン瀬頂上 (北緯32度55分60秒,東経128度57分47秒)</p> <p>8 同郡同町瀬ノ浦郷一ツ瀬頂上 (北緯32度55分48秒,東経128度58分58秒)</p>	<p>イ 1から230度300メートルのところ (北緯32度56分44秒,東経129度0分53秒)</p> <p>ロ 2から215度1,975メートルのところ (北緯32度55分59秒,東経129度0分13秒)</p> <p>ハ 3と8を結んだ直線の中央のところ (北緯32度56分13秒,東経128度58分59秒)</p> <p>ニ 4と7を結んだ直線の中央のところ (北緯32度56分27秒,東経128度58分11秒)</p> <p>ホ 5から270度1,000メートルのところ (北緯32度57分38秒,東経128度58分9秒)</p> <p>ヘ 6から310度1,500メートルのところ (北緯32度58分32秒,東経128度59分10秒)</p>	<p>第1種 てんぐさ</p> <p>第1種 とさかのり</p> <p>第1種 ひじき</p> <p>第1種 ひとえぐさ</p> <p>第1種 ふのり</p> <p>第1種 わかめ</p> <p>第1種 あわび</p> <p>第1種 さざえ</p> <p>第1種 いせえび</p> <p>第1種 うに</p> <p>第1種 たこ</p> <p>第1種 なまこ</p> <p>第2種 雑魚磯刺網</p> <p>第2種 雑魚小型定置</p>	1/1~12/31	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町奈摩郷網上郷青方郷船崎郷相河郷三日ノ浦郷今里郷続浜ノ浦郷道土井郷飯ノ瀬戸郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五共計第16号	長崎県南松浦郡新上五島町相河郷青方郷青砂浦網上郷今里郷続浜ノ浦郷奈摩郷船崎郷三日ノ浦郷地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、6の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 なお、河川との境界は、今里川においては御船橋下流端、三日ノ浦川においては基点30と基点31を結ぶ線、相河川においては潮見橋下流端とする ただし、7と8の点を結ぶ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域およびト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、20、22、23、25、ソ、ツ、ネ、ナ、ラ、トの各点を順次結んだ各直線とヌ、ル点間ならびにナ、ラ点間は基点Aを中心とする半径550メートルの円弧およびヲとワ、カとヨの各点間は、それぞれ基点17、19を中心とする半径350メートルの円弧で結んだ線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域及び28、ム、ウ、29の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷と同郡同町浜ノ浦郷との最高高潮時海岸線における境界(大石標識) (北緯32度58分1秒,東経128度59分55秒) 2 同郡同町船崎郷祝言島西鼻(南西端) (北緯33度0分6秒,東経129度0分25秒) 3 同郡同町同郷祝言島カガミ瀬西端 (北緯33度0分17秒,東経129度0分22秒) 4 同郡同町網上郷漁夫五郎鼻西端 (北緯33度2分29秒,東経129度2分58秒) 5 同郡同町同郷矢堅崎北端 (北緯33度2分45秒,東経129度4分5秒) 6 同郡同町奈摩郷と同郡同町曾根郷との最高高潮時海岸線における境界 (北緯33度2分17秒,東経129度4分54秒) 7 同郡同町青方郷青方港港口東岸標識A号 (北緯32度58分50秒,東経129度3分37秒) 8 同郡同町同郷青方港港口西岸標識B号 (北緯32度58分52秒,東経129度3分35秒) 9 同郡同町船崎郷祝言島下岳三角点から216度1,860メートルの点 (北緯32度59分33秒,東経128度59分55秒) 10 9から70度20分830メートルの点 (北緯32度59分42秒,東経129度0分25秒) 11 10から70度20分70メートルの点 (北緯32度59分43秒,東経129度0分27秒) 12 11から70度20分390メートルの点 (北緯32度59分47秒,東経129度0分42秒) 13 12から70度20分283メートルの点 (北緯32度59分50秒,東経129度0分52秒) 14 13から70度20分458メートルの点 (北緯32度59分55秒,東経129度1分8秒) 15 14から70度20分283メートルの点 (北緯32度59分58秒,東経129度1分19秒) 16 15から70度20分470メートルの点 (北緯33度0分4秒,東経129度1分36秒) 17 16から70度20分610メートルの点 (北緯33度0分10秒,東経129度1分58秒) 18 17から176度610メートルの点 (北緯32度59分51秒,東経129度1分60秒) 19 18から176度620メートルの点 (北緯32度59分31秒,東経129度2分1秒) A 松浦郡新上五島町船崎郷祝言島下岳三角点から146度35分1,210メートルの点 (北緯32度59分49秒,東経129度1分3秒) 20 同郡同町続浜ノ浦郷柏島南端 (北緯32度58分31秒,東経129度1分33秒) 21 同郡同町同郷折島三角点から172度30分37秒1,680メートルの点 (北緯32度58分32秒,東経129度1分33秒) 22 同郡同町同郷折島三角点から172度30分37秒の基線に沿い西側へ20メートルの間隔を置く平行線と同郡同町同郷柏島北側海岸線と交わる点 (北緯32度58分49秒,東経129度1分29秒) 23 同上平行線と同郡同町同郷折島南側海岸線と交わる点 (北緯32度59分3秒,東経129度1分27秒) 24 同郡同町同郷折島三角点から172度30分37秒590メートルの点 (北緯32度59分7秒,東経129度1分27秒) 25 同郡同町同郷折島北端 (北緯32度59分37秒,東経129度1分29秒) 26 同郡同町同郷折島三角点から352度30分37秒300メートルの点 (北緯32度59分36秒,東経129度1分22秒) 27 26から82度30分37秒896.5メートルの点 (北緯32度59分40秒,東経129度1分57秒) 28 同郡同町青方郷白野山三角点から190度30分845メートルの点 (北緯32度58分52秒,東経129度3分26秒) 29 同郡同町同郷白野山三角点から230度50分808メートルの点 (北緯32度59分2秒,東経129度3分8秒) 30 同郡同町三日ノ浦郷上五島し尿処理場跡前排水溝 (北緯32度57分34秒,東経129度3分15秒) 31 同郡同町同郷浦底石垣標識 (北緯32度57分35秒,東経129度3分11秒)	イ 1から310度1,500メートルのところ (北緯32度58分32秒,東経128度59分10秒) ロ 2から180度500メートルのところ (北緯32度59分49秒,東経129度0分25秒) ハ 2から270度500メートルのところ (北緯33度0分6秒,東経129度0分6秒) ニ 3から270度500メートルのところ (北緯33度0分17秒,東経129度0分3秒) ホ 4から0度500メートルのところ (北緯33度2分46秒,東経129度2分58秒) ヘ 5から0度500メートルのところ (北緯33度3分2秒,東経129度4分5秒) ト 9から160度20分350メートルのところ (北緯32度59分22秒,東経128度59分59秒) チ 11から340度20分205メートルのところ (北緯32度59分49秒,東経129度0分25秒) リ 10から340度20分350メートルのところ (北緯32度59分53秒,東経129度0分20秒) ヌ 13から340度20分350メートルのところ (北緯33度0分1秒,東経129度0分47秒) ル 14から340度20分350メートルのところ (北緯33度0分6秒,東経129度1分4秒) ヲ 17から340度20分350メートルのところ (北緯33度0分21秒,東経129度1分53秒) ワ 17から86度350メートルのところ (北緯33度0分11秒,東経129度2分11秒) カ 19から86度350メートルのところ (北緯32度59分32秒,東経129度2分15秒) ヨ 19から123度50分350メートルのところ (北緯32度59分24秒,東経129度2分13秒) タ 24から82度30分37秒896.5メートルのところ (北緯32度59分11秒,東経129度2分1秒) レ 21から82度30分37秒896.5メートルのところ (北緯32度58分36秒,東経129度2分7秒) ソ 25と27を結ぶ直線上27から258メートルのところ (北緯32度59分39秒,東経129度1分47秒) ツ 18から266度350メートルのところ (北緯32度59分50秒,東経129度1分46秒) ネ 16から160度20分350メートルのところ (北緯32度59分53秒,東経129度1分40秒) ナ 15から160度20分350メートルのところ (北緯32度59分48秒,東経129度1分23秒) ラ 12から160度20分350メートルのところ (北緯32度59分36秒,東経129度0分46秒) ム 28から239度30分37メートルのところ (北緯32度58分51秒,東経129度3分25秒) ウ 29から194度15メートルのところ (北緯32度59分2秒,東経129度3分8秒)	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 ばい 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1~12/31	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町奈摩郷網上郷青方郷船崎郷相河郷三日ノ浦郷今里郷続浜ノ浦郷道土井郷飯ノ瀬戸郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五共計第17号	長崎県南松浦郡新上五島町漁生浦郷有福郷日ノ島郷榑ノ浦郷間伏郷地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、10の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町若松郷と同郡同町間伏郷との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度52分4秒,東経128度59分51秒) 2 五島市奈留町泊ケツタ瀬頂上 (北緯32度51分5秒,東経128度58分7秒) 3 南松浦郡新上五島町間伏郷赤瀬頂上 (北緯32度52分57秒,東経128度58分9秒) 4 同郡同町有福郷ヒラ瀬頂上 (北緯32度54分45秒,東経128度55分59秒) 5 五島市奈留町大串葛島ビヤドウ鼻北東方トビ瀬頂上 (北緯32度53分49秒,東経128度55分2秒) 6 南松浦郡新上五島町有福郷イノクラ鼻トビ瀬頂上 (北緯32度55分10秒,東経128度55分49秒) 7 同郡同町同郷ビヤン首トビ瀬頂上 (北緯32度55分33秒,東経128度56分9秒) 8 同郡同町日ノ島郷ヒゼン瀬頂上 (北緯32度55分60秒,東経128度57分47秒) 9 同郡同町榑ノ浦郷一ツ瀬頂上 (北緯32度55分48秒,東経128度58分58秒) 10 同郡同町同郷と同郡同町西神ノ浦郷との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度55分55秒,東経128度59分19秒) 11 同郡同町飯ノ瀬戸郷串島野首ノ鼻南端 (北緯32度56分37秒,東経128度59分0秒) 12 同郡同町同郷串島ビシャゴ鼻西方トビ瀬頂上 (北緯32度56分54秒,東経128度58分35秒)	イ 1から200度2,000メートルのところ (北緯32度51分3秒,東経128度59分25秒) ロ 2から90度500メートルのところ (北緯32度51分5秒,東経128度58分26秒) ハ 3から270度1,000メートルのところ (北緯32度52分57秒,東経128度57分31秒) ニ 4と5を結んだ直線の中央のところ (北緯32度54分17秒,東経128度55分31秒) ホ 6から270度1,000メートルのところ (北緯32度55分10秒,東経128度55分10秒) ヘ 7から0度1,000メートルのところ (北緯32度56分5秒,東経128度56分9秒) ト 8と12を結んだ直線の中央のところ (北緯32度56分27秒,東経128度58分11秒) チ 9と11を結んだ直線の中央のところ (北緯32度56分13秒,東経128度58分59秒)	第1種 てんぐさ 第1種 とさかのり 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 きびな固定式刺網 第2種 雑魚かご	1/1~12/31	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町日ノ島郷有福郷榑ノ浦郷間伏郷漁生浦郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五共計第18号	長崎県五島市奈留町地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カの各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域ただし、次の18、ヨ、タ、19の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 五島市奈留町大串葛島ビシャゴ鼻西方トビ瀬頂上 (北緯32度53分22秒,東経128度54分17秒) 2 同市同町大串葛島ビヤドウ鼻北東方トビ瀬頂上 (北緯32度53分49秒,東経128度55分2秒) 3 南松浦郡新上五島町有福郷ヒラ瀬頂上 (北緯32度54分45秒,東経128度55分59秒) 4 同郡同町間伏郷赤瀬頂上 (北緯32度52分57秒,東経128度58分9秒) 5 五島市奈留町泊ヶツタ瀬頂上 (北緯32度51分5秒,東経128度58分7秒) 6 同市同町泊ヶツタ瀬頂上 (北緯32度49分57秒,東経128度57分39秒) 7 同市同町泊小島東端 (北緯32度48分37秒,東経128度57分4秒) 8 同市同町泊翼ヶ島奈留神鼻南端 (北緯32度47分59秒,東経128度56分26秒) 9 同市同町泊末津島南方トビ瀬頂上 (北緯32度47分24秒,東経128度55分31秒) 10 同市同町泊末津島西端 (北緯32度47分42秒,東経128度55分25秒) 11 同市蕨町外輪福見鼻東端 (北緯32度47分50秒,東経128度54分38秒) 12 同市奈留町浦鈴ノ浦漕通鼻北西端 (北緯32度49分31秒,東経128度54分54秒) 13 同市蕨町福見早崎北東端 (北緯32度49分18秒,東経128度54分2秒) 14 同市奈留町浦江上高万崎鼻西端 (北緯32度51分3秒,東経128度54分3秒) 15 同市蕨町園山赤崎鼻北東端 (北緯32度50分2秒,東経128度53分3秒) 16 同市奈留町大串西黒瀬崎鼻西方飛瀬頂上 (北緯32度51分41秒,東経128度52分19秒) 17 同市蕨町折紙折紙鼻立岩 (北緯32度50分38秒,東経128度51分36秒) 18 同市奈留町浦浦海岸標識A号 (北緯32度49分37秒,東経128度56分12秒) 19 同市同町泊相の浦漁港新ターミナルフェリ-岸壁標識(岸壁西端から東方岸壁沿いに82メートルのところ) (北緯32度49分21秒,東経128度56分18秒)	イ 1から270度2,000メートルのところ (北緯32度53分22秒,東経128度52分60秒) ロ 2から0度1,000メートルのところ (北緯32度54分21秒,東経128度55分1秒) ハ 2と3を結んだ直線の中央のところ (北緯32度54分17秒,東経128度55分31秒) ニ 4から270度1,000メートルのところ (北緯32度52分57秒,東経128度57分31秒) ホ 5から90度500メートルのところ (北緯32度51分5秒,東経128度58分26秒) ヘ 6から90度1,000メートルのところ (北緯32度49分57秒,東経128度58分17秒) ト 7から125度1,000メートルのところ (北緯32度48分19秒,東経128度57分36秒) チ 8から180度1,000メートルのところ (北緯32度47分26秒,東経128度56分26秒) リ 9から180度1,000メートルのところ (北緯32度46分52秒,東経128度55分31秒) ヌ 10と11を結んだ直線の中央のところ (北緯32度47分46秒,東経128度55分2秒) ル 12と13を結んだ直線の中央のところ (北緯32度49分25秒,東経128度54分28秒) ヲ 14と15を結んだ直線の中央のところ (北緯32度50分33秒,東経128度53分33秒) ワ 16と17を結んだ直線の中央のところ (北緯32度51分9秒,東経128度51分58秒) カ 16から270度1,000メートルのところ (北緯32度51分41秒,東経128度51分41秒) ク 18から230度70メートルのところ (北緯32度49分36秒,東経128度56分10秒) タ 19から270度82メートルのところ (北緯32度49分21秒,東経128度56分15秒)	第1種 てんぐさ 第1種 とさかのり 第1種 ひじき 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うこ 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1~12/31	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	五島市奈留町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五共計第 19号	長崎県 五島市 伊福貴町 本窯町 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、 へ、ト、チの各点を順次結 んでイに至る各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 五島市本窯町田崎仏崎北端 (北緯32度47分29秒,東経128度59分32秒) 2 同市同町田崎コトテ鼻東端 (北緯32度46分16秒,東経129度0分27秒) 3 同市同町芦ノ浦鷹ノ鼻南端 (北緯32度45分2秒,東経129度0分16秒) 4 同市伊福貴町草島南端 (北緯32度43分43秒,東経128度57分44秒) 5 同市同町二子島西端 (北緯32度44分40秒,東経128度56分59秒) 6 同市同町ツブラ島池尻北端 (北緯32度46分37秒,東経128度57分26秒)	イ 1から0度1,000メートルのところ (北緯32度48分2秒,東経128度59分32秒) ロ 1から90度1,500メートルのところ (北緯32度47分29秒,東経129度0分30秒) ハ 2から90度1,000メートルのところ (北緯32度46分16秒,東経129度1分6秒) ニ 3から135度1,000メートルのところ (北緯32度44分39秒,東経129度0分43秒) ホ 4から180度1,000メートルのところ (北緯32度43分11秒,東経128度57分45秒) へ 5から270度1,000メートルのところ (北緯32度44分40秒,東経128度56分20秒) ト 6から270度1,300メートルのところ (北緯32度46分37秒,東経128度56分36秒) チ 6から315度1,100メートルのところ (北緯32度47分2秒,東経128度56分56秒)	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	五島市 伊福貴町 本窯町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五共計第20号	長崎県五島市蕨町久賀町田ノ浦町猪之木町地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ルの各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 五島市蕨町折紙折紙鼻立岩 (北緯32度50分38秒,東経128度51分36秒) 2 同市奈留町大串西海黒瀬鼻西方トビ瀬頂上 (北緯32度51分41秒,東経128度52分19秒) 3 同市蕨町園山赤崎鼻北東端 (北緯32度50分2秒,東経128度53分3秒) 4 同市奈留町浦江上高万崎鼻西端 (北緯32度51分3秒,東経128度54分3秒) 5 同市蕨町福見早崎北東端 (北緯32度49分18秒,東経128度54分2秒) 6 同市奈留町浦鈴之浦浦通鼻北西端 (北緯32度49分31秒,東経128度54分54秒) 7 同市蕨町外輪福見鼻東端 (北緯32度47分50秒,東経128度54分38秒) 8 同市奈留町末津島西端 (北緯32度47分42秒,東経128度55分25秒) 9 同市田ノ浦町黒崎平通瀬東端 (北緯32度45分57秒,東経128度53分8秒) 10 同市同町黒崎平金剛崎南東端 (北緯32度45分50秒,東経128度52分52秒) 11 同市平蔵町多々良島赤ハ工鼻東端 (北緯32度45分3秒,東経128度52分53秒) 12 同市田ノ浦町丸山元の下丸山鼻南西端 (北緯32度45分59秒,東経128度51分39秒) 13 同市平蔵町小田崎北端 (北緯32度45分11秒,東経128度50分53秒) 14 同市田ノ浦町小浦田ノ浦崎南西端 (北緯32度46分42秒,東経128度50分17秒) 15 同市戸岐町半泊小島頂上 (北緯32度46分32秒,東経128度48分39秒) 16 同市田ノ浦町亀河原黒崎西端 (北緯32度47分52秒,東経128度49分57秒) 17 同市戸岐町糸串鼻北端 (北緯32度47分53秒,東経128度48分38秒) 18 同市猪之木町野首平瀬頂上 (北緯32度49分45秒,東経128度49分58秒) 19 同市同町納屋ノ上玄魚鼻北端 (北緯32度50分19秒,東経128度50分25秒)	イ 1と2を結んだ直線の中央のところ (北緯32度51分9秒,東経128度51分58秒) ロ 3と4を結んだ直線の中央のところ (北緯32度50分33秒,東経128度53分33秒) ハ 5と6を結んだ直線の中央のところ (北緯32度49分25秒,東経128度54分28秒) ニ 7と8を結んだ直線の中央のところ (北緯32度47分46秒,東経128度55分2秒) ホ 9から90度1,000メートルのところ (北緯32度45分57秒,東経128度53分47秒) ヘ 10と11を結んだ直線の中央のところ (北緯32度45分27秒,東経128度52分53秒) ト 12と13を結んだ直線の中央のところ (北緯32度45分35秒,東経128度51分16秒) チ 14と15を結んだ直線の中央のところ (北緯32度46分37秒,東経128度49分28秒) リ 16と17を結んだ直線の中央のところ (北緯32度47分52秒,東経128度49分18秒) ヌ 18から270度1,000メートルのところ (北緯32度49分45秒,東経128度49分19秒) ル 19から0度1,000メートルのところ (北緯32度50分52秒,東経128度50分24秒)	第1種 てんぐさ 第1種 とさかのり 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 ばい 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚建干網 第2種 しらうお四手網 第2種 雑魚かご 第2種 かにかご	1/1~12/31	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	五島市蕨町久賀町田ノ浦町猪之木町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考	
		区 域	基 点	点									
五共計第 21号	長崎県 五島市 戸岐町 奥浦町 平蔵町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、 へ、ト、チ、リ、14の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 五島市岐宿町と同市戸岐町との最高高潮 時海岸線における境界 (北緯32度46分52秒,東経128度47分23秒) 2 同市岐宿町唐船之浦千鳥瀬黒崎鼻北西端 (北緯32度48分35秒,東経128度47分44秒) 3 同市戸岐町間伏中ノ島頂上 (北緯32度48分2秒,東経128度47分44秒) 4 同市同町間伏系串鼻北端 (北緯32度47分53秒,東経128度48分38秒) 5 同市田ノ浦町亀河原黒崎西端 (北緯32度47分52秒,東経128度49分57秒) 6 同市戸岐町半泊小島頂上 (北緯32度46分32秒,東経128度48分39秒) 7 同市田ノ浦町小浦田ノ浦崎南西端 (北緯32度46分42秒,東経128度50分17秒) 8 同市平蔵町小田崎北端 (北緯32度45分11秒,東経128度50分53秒) 9 同市田ノ浦町丸山元ノ下丸山鼻南西端 (北緯32度45分59秒,東経128度51分39秒) 10 同市平蔵町多々良島赤ハ工鼻東端 (北緯32度45分3秒,東経128度52分53秒) 11 同市田ノ浦町黒崎平金剛崎南東端 (北緯32度45分50秒,東経128度52分52秒) 12 同市平蔵町屋根尾島東端 (北緯32度43分24秒,東経128度52分5秒) 13 同市同町庖丁島南端 (北緯32度42分48秒,東経128度51分30秒) 14 同市松山町大日山下トビ瀬 (北緯32度42分31秒,東経128度50分34秒)	イ 2から0度500メートルのところ (北緯32度46分58秒,東経128度46分34秒) ロ 3から0度1,000メートルのところ (北緯32度48分35秒,東経128度47分44秒) ハ 4と5を結んだ直線の中央のところ (北緯32度47分52秒,東経128度49分18秒) ニ 6と7を結んだ直線の中央のところ (北緯32度46分37秒,東経128度49分28秒) ホ 8と9を結んだ直線の中央のところ (北緯32度45分35秒,東経128度51分16秒) へ 10と11を結んだ直線の中央のところ (北緯32度45分27秒,東経128度52分53秒) ト 10から90度500メートルのところ (北緯32度45分3秒,東経128度53分12秒) チ 12から90度500メートルのところ (北緯32度43分24秒,東経128度52分25秒) リ 13から180度500メートルのところ (北緯32度42分32秒,東経128度51分30秒)	第1種 あまのり 第1種 てんぐさ 第1種 とさかのり 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 にな 第1種 ばい 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご 第2種 かにかご 第2種 いかかご	1/1～12/31 "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	五島市 戸岐町 奥浦町 平蔵町			継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五共計第 23号	長崎県 五島市 長手町 下崎山町 上崎山町 向町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、 4の各点を順次結んだ各直 線と最高高潮時海岸線に よって囲まれた区域	1 五島市下大津町と同市長手町との最高高 潮時海岸線における境界 (北緯32度40分44秒,東経128度52分17秒) 2 同市螺螺島南岸手代島南端 (北緯32度41分32秒,東経128度53分51秒) 3 同市向町立島頂上 (北緯32度38分18秒,東経128度55分13秒) 4 同市上崎山町と同市野々切町との最高高 潮時海岸線における境界 (北緯32度38分28秒,東経128度50分56秒)	イ 1と2を結んだ直線上1から1,000メートルの ところ (北緯32度41分1秒,東経128度52分50秒) ロ 3から0度1,400メートルのところ (北緯32度39分3秒,東経128度55分13秒) ハ 3から90度1,000メートルのところ (北緯32度38分18秒,東経128度55分52秒) ニ 3から180度1,000メートルのところ (北緯32度37分45秒,東経128度55分14秒) ホ 4から162度2,000メートルのところ (北緯32度37分27秒,東経128度51分20秒)	第1種 てんぐさ 第1種 とさかのり 第1種 ひじき 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	五島市 長手町 下崎山町 上崎山町 向町		継続	



漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五共計第 24号	長崎県 五島市 野々切町 小泊町 浜町 増田町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点 を順次結んだ各直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 五島市上崎山町と同市野々切町との最高 高潮時海岸線における境界 (北緯32度38分28秒,東経128度50分56秒) 2 同市小泊町カスラ鼻南西端 (北緯32度38分12秒,東経128度49分7秒) 3 同市増田町と同市富江町との最高高潮時 海岸線における境界 (北緯32度38分35秒,東経128度46分7秒) 4 同市富江町黒島カレホコの鼻東端 (北緯32度36分19秒,東経128度50分22秒)	イ 1から162度2,000メートルのところ (北緯32度37分27秒,東経128度51分20秒) ロ 2と4を結んだ直線上4から1,700メートルの ところ ハ 3から136度1,000メートルのところ (北緯32度38分12秒,東経128度46分33秒)	第1種 てんぐさ 第1種 とさかのり 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 にな 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 きびな固定式刺網 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	五島市 野々切町 字大窄 小泊町 浜町 増田町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五共計第 26号	長崎県 五島市 黄島町 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ の各点を順次結んでイに 至る各直線と最高高潮時 海岸線によって囲まれた区 域	1 五島市黄島町黄島東端 (北緯32度33分59秒,東経128度54分27秒) 2 同市同町黄島泊鼻北端 (北緯32度34分13秒,東経128度53分35秒) 3 同市同町美漁島西端 (北緯32度33分33秒,東経128度53分19秒)	イ 1から90度800メートルのところ (北緯32度33分59秒,東経128度54分58秒) ロ 1から0度1,400メートルのところ (北緯32度34分44秒,東経128度54分27秒) ハ 2から315度1,000メートルのところ (北緯32度34分36秒,東経128度53分8秒) ニ 3から270度1,000メートルのところ (北緯32度33分32秒,東経128度52分40秒) ホ 3から180度900メートルのところ (北緯32度33分3秒,東経128度53分19秒) へ 1から180度1,300メートルのところ (北緯32度33分17秒,東経128度54分28秒)	第1種 ふのり 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1~12/31 " " " " " "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	五島市 黄島町		継続	



漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五共計第 25号	長崎県 五島市 赤島町 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ の各点を順次結んでイに 至る各直線と最高高潮時 海岸線によって囲まれた区 域	1 五島市赤島町鼻瀬北端 (北緯32度36分17秒,東経128度55分26秒) 2 同市同町小板部島北端 (北緯32度35分42秒,東経128度54分24秒) 3 同市同町大板部島大浦鼻西端 (北緯32度35分11秒,東経128度53分49秒) 4 同市同町沖瀬南端 (北緯32度35分20秒,東経128度55分48秒) 5 同市同町南崎北端 (北緯32度35分38秒,東経128度55分54秒)	イ 1から0度1,000メートルのところ (北緯32度36分49秒,東経128度55分26秒) ロ 2から0度2,000メートルのところ (北緯32度36分46秒,東経128度54分23秒) ハ 3から270度1,000メートルのところ (北緯32度35分11秒,東経128度53分10秒) ニ 3から180度700メートルのところ (北緯32度34分49秒,東経128度53分49秒) ホ 4から180度1,000メートルのところ (北緯32度34分48秒,東経128度55分48秒) へ 5から90度1,000メートルのところ (北緯32度35分39秒,東経128度56分32秒)	第1種 てんぐさ 第1種 とさかのり 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 にな 第1種 ばい 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1~12/31 "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	五島市 赤島町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五共計第 33号	長崎県 五島市 男女群島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、 ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、 ワ、カの各点を順次結んで イに至る各直線と最高高潮 時海岸線によって囲まれた 区域	1 五島市男女群島鮫瀬頂上 (北緯31度58分2秒,東経128度21分3秒) 2 同市男女群島東風泊鼻 (北緯32度0分15秒,東経128度20分38秒) 3 同市男女群島赤瀬頂上 (北緯32度3分33秒,東経128度23分38秒) 4 同市男女群島馬丁岩頂上 (北緯32度3分5秒,東経128度25分3秒) 5 同市男女群島真浦立神崎 (北緯32度2分14秒,東経128度24分18秒)	イ 1から90度500メートルのところ (北緯31度58分2秒,東経128度21分22秒) ロ 1から135度500メートルのところ (北緯31度57分50秒,東経128度21分17秒) ハ 1から180度500メートルのところ (北緯31度57分45秒,東経128度21分4秒) ニ 1から225度500メートルのところ (北緯31度57分50秒,東経128度20分50秒) ホ 1から270度500メートルのところ (北緯31度58分1秒,東経128度20分44秒) ヘ 2から270度500メートルのところ (北緯32度0分15秒,東経128度20分19秒) ト 2から315度500メートルのところ (北緯32度0分26秒,東経128度20分24秒) チ 2から0度500メートルのところ (北緯32度0分31秒,東経128度20分38秒) リ 3から270度500メートルのところ (北緯32度3分33秒,東経128度23分19秒) ヌ 3から315度500メートルのところ (北緯32度3分44秒,東経128度23分25秒) ル 3から0度500メートルのところ (北緯32度3分49秒,東経128度23分38秒) ヲ 4から45度500メートルのところ (北緯32度3分17秒,東経128度25分17秒) ワ 4から90度500メートルのところ (北緯32度3分5秒,東経128度25分22秒) カ 5から135度500メートルのところ (北緯32度2分3秒,東経128度24分32秒)	第1種 とこぶし 第1種 いせえび 第2種 雑魚磯刺網	1/1~12/31 " "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	五島市 野々切町 宇大宰 小泊町 浜町 増田町 黄島町 富江町		継続	



漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五共計第28号	長崎県五島市玉之浦町地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、6の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 五島市玉之浦町と同市富江町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度36分28秒,東経128度40分8秒) 2 同市玉之浦町大宝小美郎島南端 (北緯32度35分5秒,東経128度39分35秒) 3 同市同町大宝力尾力尾鼻南端 (北緯32度35分33秒,東経128度38分27秒) 4 同市同町玉之浦大瀬崎灯台 (北緯32度36分47秒,東経128度35分59秒) 5 同市同町玉之浦鯛ノ鼻北西端 (北緯32度38分49秒,東経128度36分42秒) 6 同市玉之浦町と同市三井楽町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度42分26秒,東経128度39分38秒) 7 同市三井楽町嵯峨島鯨崎突端 (北緯32度42分46秒,東経128度36分4秒)	イ 2から90度1,500メートルのところ (北緯32度35分5秒,東経128度40分33秒) ロ 2から180度1,000メートルのところ (北緯32度34分33秒,東経128度39分36秒) ハ 3から180度1,000メートルのところ (北緯32度35分1秒,東経128度38分27秒) ニ 4から245度1,000メートルのところ (北緯32度36分33秒,東経128度35分25秒) ホ 5から270度1,000メートルのところ (北緯32度38分49秒,東経128度36分4秒) ヘ 6と7を結んだ直線上6から2,000メートルのところ (北緯32度42分34秒,東経128度38分21秒)	第1種 てんぐさ 第1種 とさかのり 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 きびな固定式刺網 第2種 きびな待網	1/1~12/31 " 5/1~7/31	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	五島市玉之浦町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称		漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点									
五共計第 29号	長崎県 五島市 玉之浦町 大宝 地先	次のイを中心とする半径 550メートルの円周によって 囲まれた区域	1 五島市玉之浦町大宝小美郎島南端 (北緯32度35分5秒,東経128度39分35秒)	イ 1から214度50分2.180メートルのところ (北緯32度34分6秒,東経128度38分48秒)	第3種	ぶり飼付	9/1~2月末日	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	五島市 玉之浦町 大宝		継続	



漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考	
		区 域	基 点	点									
五共計第30号	長崎県五島市三井楽町地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、11の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 五島市玉之浦町と同市三井楽町との最高高潮時海岸における境界 (北緯32度42分26秒,東経128度39分38秒) 2 同市三井楽町嵯峨島鯨崎先端 (北緯32度42分46秒,東経128度36分4秒) 3 同市同町嵯峨島南西端 (北緯32度42分47秒,東経128度35分29秒) 4 同市同町嵯峨島沖の瀬頂上 (北緯32度43分30秒,東経128度35分26秒) 5 同市同町嵯峨島黒瀬頂上 (北緯32度44分26秒,東経128度36分23秒) 6 同市同町塩水長崎鼻先端 (北緯32度45分39秒,東経128度38分25秒) 7 同市同町柏オトナ瀬頂上 (北緯32度47分49秒,東経128度40分10秒) 8 同市同町浜の畔牛泊千々見ノ鼻 (北緯32度45分56秒,東経128度41分51秒) 9 同市同町浜の畔下段場赤瀬頂上 (北緯32度45分44秒,東経128度41分57秒) 10 同市同町浜の畔浜の畔旧外防波堤起点 (北緯32度44分56秒,東経128度41分52秒) 11 同市三井楽町と同市岐宿町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度44分20秒,東経128度42分0秒) 12 同市岐宿町川原笠浦堂所鼻西端 (北緯32度44分54秒,東経128度42分27秒)	イ 1と2を結ぶ直線上2から1,000メートルのところ ロ (北緯32度42分43秒,東経128度36分43秒) ハ 3から180度1,000メートルのところ ニ 3から270度1,000メートルのところ ホ 4から270度1,000メートルのところ ヘ 5から0度1,000メートルのところ ト 6から270度1,000メートルのところ チ 7から0度500メートルのところ リ 8から90度1,000メートルのところ ヌ 9から90度1,000メートルのところ ル 9から135度1,000メートルのところ ヲ 10と12を結んだ直線の中央のところ (北緯32度44分55秒,東経128度42分9秒)	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ふのり 第1種 まつのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 はまぐり 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 きびな固定式刺網	1/1~12/31 "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	五島市三井楽町			継続	



漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五共計第 32号	長崎県 五島市 岐宿町 姫島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線と最高高潮時海岸線に よって囲まれた区域	1 五島市岐宿町姫島観音崎北端 (北緯32度48分37秒,東経128度40分49秒) 2 同市同町姫島南東端 (北緯32度48分11秒,東経128度40分55秒) 3 同市同町姫島牛首ノ鼻西端 (北緯32度48分25秒,東経128度40分19秒)	イ 1から0度1,000メートルのところ (北緯32度49分10秒,東経128度40分49秒) ロ 2から90度1,000メートルのところ (北緯32度48分12秒,東経128度41分33秒) ハ 2から180度1,000メートルのところ (北緯32度47分39秒,東経128度40分55秒) ニ 3から270度1,000メートルのところ (北緯32度48分25秒,東経128度39分40秒)	第1種 あまのり 第1種 てんぐさ 第1種 ふのり 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1~12/31 " " " " " " " "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	五島市 岐宿町		継続	

# 定置漁業

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五定計第1号	長崎県南松浦郡新上五島町小串郷先筋地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町小串郷先筋アヅリ鼻 (北緯33度2分56秒,東経129度6分18秒) 2 同郡同町同郷先筋北波止突端 (北緯33度2分48秒,東経129度6分5秒)	イ 1から97度550メートルのところ (北緯33度2分54秒,東経129度6分39秒) ロ 2から110度30分630メートルのところ (北緯33度2分41秒,東経129度6分28秒)	大型定置漁業	8月10日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—		継続	(地元地区) 南松浦郡 新上五島町 立串郷 小串郷
五定計第2号	長崎県南松浦郡新上五島町小串郷地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町小串郷先筋北波止突端 (北緯33度2分48秒,東経129度6分5秒)	イ 1から110度30分500メートルのところ (北緯33度2分42秒,東経129度6分23秒) ロ 1から110度30分630メートルのところ (北緯33度2分41秒,東経129度6分28秒) ハ 1から98度690メートルのところ (北緯33度2分45秒,東経129度6分31秒) ニ 1から98度1200メートルのところ (北緯33度2分43秒,東経129度6分51秒) ホ 1から130度1100メートルのところ (北緯33度2分25秒,東経129度6分38秒) ヘ 1から130度500メートルのところ (北緯33度2分38秒,東経129度6分20秒)	大型定置漁業	8月10日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. 二、ホの各点に夜間標識灯を設置しなければならない	継続	(地元地区) 南松浦郡 新上五島町 立串郷 小串郷

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五定計第3号	長崎県南松浦郡新上五島町小串郷字仁蔵谷地先	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町小串郷字仁蔵谷標識(北緯33度2分24秒,東経129度5分40秒)	イ 1から89度470メートルのところ(北緯33度2分25秒,東経129度5分58秒) ロ 1から139度320メートルのところ(北緯33度2分17秒,東経129度5分48秒)	大型定置漁業	8月10日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—		継続	(地元地区)南松浦郡新上五島町立串郷小串郷
五定計第4号	長崎県南松浦郡新上五島町似首郷字二番地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町似首郷字二番唐八瀬頂上(北緯33度1分33秒,東経129度5分54秒) 2 同郡同町同郷字二番セゴウ鼻東端(北緯33度1分40秒,東経129度5分54秒)	イ 1から104度45分700メートルのところ(北緯33度1分27秒,東経129度6分20秒) ロ 2から72度700メートルのところ(北緯33度1分47秒,東経129度6分19秒)	大型定置漁業	8月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—		継続	(地元地区)南松浦郡新上五島町似首郷丸尾郷榎津郷浦桑郷

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五定計第5号	長崎県南松浦郡新上五島町丸尾郷上葛瀬地先	次のイ、ロ、ハの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町丸尾郷丸尾波止付根 (北緯33度0分25秒,東経129度5分39秒) 2 同郡同町有川郷継子瀬頂上 (北緯33度0分5秒,東経129度6分27秒)	イ 1から65度の直線と2から350度の直線との交点 (北緯33度0分41秒,東経129度6分19秒) ロ 1から56度20分の直線と2から7度20分の直線との交点 (北緯33度0分57秒,東経129度6分34秒) ハ 1から74度の直線と2から21度の直線との交点 (北緯33度0分41秒,東経129度6分43秒)	大型定置漁業	8月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—		継続	(地元地区) 南松浦郡 新上五島町 似首郷 丸尾郷 榎津郷 浦桑郷
五定計第6号	長崎県南松浦郡新上五島町有川郷継子瀬地先	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町有川郷継子瀬頂上 (北緯33度0分5秒,東経129度6分27秒)	イ 1から34度500メートルのところ (北緯33度0分19秒,東経129度6分37秒) ロ 1から85度400メートルのところ (北緯33度0分6秒,東経129度6分42秒)	大型定置漁業	7月1日から4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—		継続	(地元地区) 南松浦郡 新上五島町 七目郷 有川郷 小河原郷

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五定計第7号	長崎県南松浦郡新上五島町有川郷継子瀬地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町有川郷継子瀬頂上 (北緯33度0分5秒,東経129度6分27秒)	イ 1から34度500メートルのところ (北緯33度0分19秒,東経129度6分37秒) ロ 1から42度800メートルのところ (北緯33度0分24秒,東経129度6分47秒) ハ 1から77度800メートルのところ (北緯33度0分11秒,東経129度6分57秒) ニ 1から85度400メートルのところ (北緯33度0分6秒,東経129度6分42秒)	大型定置漁業	7月1日から4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—		継続	(地元地区) 南松浦郡 新上五島町 七目郷 有川郷 小河原郷
五定計第8号	長崎県南松浦郡新上五島町小河原郷野首地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町小河原郷野首崎北西端 (北緯33度0分7秒,東経129度7分60秒) 2 同郡同町同郷松ヶ崎 (北緯33度0分8秒,東経129度8分8秒)	イ 1から349度550メートルのところ (北緯33度0分25秒,東経129度7分56秒) ロ 2から10度500メートルのところ (北緯33度0分24秒,東経129度8分11秒)	大型定置漁業	7月1日から4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—		継続	(地元地区) 南松浦郡 新上五島町 七目郷 有川郷 小河原郷



漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五定計第9号	長崎県 南松浦郡 新上五島町 小河原郷 野首 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町小河原郷野首崎北西端 (北緯33度0分7秒,東経129度7分60秒) 2 同郡同町同郷松ヶ崎 (北緯33度0分8秒,東経129度8分8秒)	イ 1から349度550メートルのところ (北緯33度0分25秒,東経129度7分56秒) ロ 2から10度500メートルのところ (北緯33度0分24秒,東経129度8分11秒) ハ 2から10度900メートルのところ (北緯33度0分37秒,東経129度8分13秒) ニ 1から349度950メートルのところ (北緯33度0分38秒,東経129度7分53秒)	大型定置漁業	7月1日 から 4月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	—		継続	(地元地区) 南松浦郡 新上五島町 七目郷 有川郷 小河原郷
五定計第10号	長崎県 南松浦郡 新上五島町 赤尾郷 源五郎島 地先	次の1、イ、ロ、ハの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町赤尾郷源五郎島西端標識 (北緯33度0分28秒,東経129度8分53秒)	イ 1から248度20分250メートルのところ (北緯33度0分25秒,東経129度8分44秒) ロ 1から324度700メートルのところ (北緯33度0分46秒,東経129度8分37秒) ハ 1から0度680メートルのところ (北緯33度0分50秒,東経129度8分53秒)	大型定置漁業	8月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	—		継続	(地元地区) 南松浦郡 新上五島町 赤尾郷 友住郷 江の浜郷

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五定計第11号	長崎県南松浦郡新上五島町東神ノ浦郷五斗ヶ浦地先	次の2、イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んで2に至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町東神ノ浦郷五斗ヶ浦カナンキ鼻 (北緯32度54分60秒,東経129度5分44秒) 2 同郡同町同郷五斗ヶ浦カナンキ北鼻 (北緯32度55分2秒,東経129度5分45秒) 3 同郡同町同郷七石鼻北西端 (北緯32度54分55秒,東経129度5分47秒) 4 同郡同町同郷平瀬北端 (北緯32度54分47秒,東経129度5分59秒)	イ 2と3を結ぶ直線と1から114度の直線との交点 (北緯32度54分59秒,東経129度5分46秒) ロ 1から114度780メートルのところ (北緯32度54分50秒,東経129度6分11秒) ハ 1から84度800メートルのところ (北緯32度55分2秒,東経129度6分14秒) ニ 2と4を結ぶ直線と1から84度の直線との交点 (北緯32度55分0秒,東経129度5分47秒)	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない	継続	(地元地区)南松浦郡新上五島町東神ノ浦郷
五定計第12号	長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷字金山岩標地先	次の1、イ、ロ、ハの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町奈良尾郷字金山岩標識 (北緯32度50分33秒,東経129度3分48秒)	イ 1から45度360メートルのところ (北緯32度50分41秒,東経129度3分58秒) ロ 1から82度450メートルのところ (北緯32度50分35秒,東経129度4分5秒) ハ 1から116度460メートルのところ (北緯32度50分26秒,東経129度4分4秒)	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. イ、ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない	継続	(地元地区)南松浦郡新上五島町奈良尾郷

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五定計第13号	長崎県 南松浦郡 新上五島町 日島郷 苦崎 地先	次の1、2、イ、ロ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町日島郷苦崎立岩標識 (北緯32度55分32秒,東経128度58分9秒) 2 同郡同町同郷菴宮小島南東端標識 (北緯32度55分41秒,東経128度58分17秒) 3 同郡同町同郷苦崎海岸標識 (北緯32度55分29秒,東経128度58分3秒)	イ 1から84度450メートルのところ (北緯32度55分34秒,東経128度58分26秒) ロ 1から123度490メートルのところ (北緯32度55分24秒,東経128度58分25秒)	大型定置漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	—	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない	継続	(地元地区) 南松浦郡 新上五島町 有福郷 日島郷 漁生浦郷 榑ノ浦郷 間伏郷
五定計第14号	長崎県 南松浦郡 新上五島町 有福郷 地先	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町有福郷鳥帽子瀬帽子鼻突端標識 (北緯32度55分30秒,東経128度56分50秒)	イ 1から35度30分580メートルのところ (北緯32度55分45秒,東経128度57分3秒) ロ 1から339度30分600メートルのところ (北緯32度55分48秒,東経128度56分42秒)	大型定置漁業	9月1日から 7月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	—	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない	継続	(地元地区) 南松浦郡 新上五島町 有福郷 日島郷 漁生浦郷 榑ノ浦郷 間伏郷

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五定計第15号	長崎県南松浦郡新上五島町船崎郷祝言島下ノ鼻	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町船崎郷祝言島下ノ鼻南側標識A (北緯33度0分5秒,東経129度0分30秒) 2 同郡同町同郷同島下ノ鼻南側標識B (北緯33度0分6秒,東経129度0分27秒)	イ 1から170度270メートルのところ (北緯32度59分57秒,東経129度0分32秒) ロ 1から179度450メートルのところ (北緯32度59分51秒,東経129度0分31秒) ハ 2から241度30分530メートルのところ (北緯32度59分57秒,東経129度0分9秒) ニ 2から258度30分400メートルのところ (北緯33度0分3秒,東経129度0分12秒)	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない	継続	(地元地区) 南松浦郡 新上五島町 船崎郷
五定計第16号	長崎県南松浦郡新上五島町網上郷唐ノ辺多	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町網上郷唐ノ辺多北側標識A (北緯33度2分28秒,東経129度3分36秒) 2 同郡同町同郷唐ノ辺多北側標識B (北緯33度2分30秒,東経129度3分40秒)	イ 1から289度360メートルのところ (北緯33度2分32秒,東経129度3分23秒) ロ 1から306度30分515メートルのところ (北緯33度2分38秒,東経129度3分20秒) ハ 2から359度455メートルのところ (北緯33度2分45秒,東経129度3分40秒) ニ 2から16度30分270メートルのところ (北緯33度2分38秒,東経129度3分43秒)	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない	継続	(地元地区) 南松浦郡 新上五島町 網上郷

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五定計第17号	長崎県五島市奈留町大串早房地先	次の1、2、イ、ロ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 五島市奈留町大串早房梶ノ羽鼻突端 (北緯32度52分43秒,東経128度53分39秒) 2 同市同町大串早房コンブリ瀬頂上 (北緯32度52分44秒,東経128度53分38秒) 3 同市同町大串早房大岩標識 (北緯32度52分31秒,東経128度53分48秒)	イ 2から68度500メートルのところ (北緯32度52分50秒,東経128度53分56秒) ロ 3から90度600メートルのところ (北緯32度52分31秒,東経128度54分11秒)	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない	継続	(地元地区) 五島市 奈留町
五定計第18号	長崎県五島市猪之木町納屋ノ上地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 五島市猪之木町納屋ノ上玄魚鼻標識 (北緯32度50分18秒,東経128度50分25秒) 2 同市同町納屋ノ上長瀬対岸標識 (北緯32度50分3秒,東経128度50分37秒)	イ 1から34度30分500メートルのところ (北緯32度50分32秒,東経128度50分36秒) ロ 2から31度45分700メートルのところ (北緯32度50分23秒,東経128度50分51秒)	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない	継続	(地元地区) 五島市 蔵町 久賀町 田ノ浦町 猪之木町

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五定計第19号	長崎県五島市向町牛成地先	次の1、イ、ロ、ハの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市向町牛成牛成鼻立石標識 (北緯32度39分24秒,東経128度53分30秒)	イ 1から302度40分90メートルのところ (北緯32度39分25秒,東経128度53分27秒) ロ 1から39度625メートルのところ (北緯32度39分39秒,東経128度53分45秒) ハ 1から82度700メートルのところ (北緯32度39分27秒,東経128度53分57秒)	大型定置漁業	10月1日から7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない	継続	(地元地区)五島市下崎山町向町
五定計第20号	長崎県五島市向町平瀬地先	次のイ、ロ、ハの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市向町平瀬南端 (北緯32度38分14秒,東経128度52分46秒)	イ 1から90度75メートルのところ (北緯32度38分14秒,東経128度52分49秒) ロ 1から145度1,110メートルのところ (北緯32度37分44秒,東経128度53分11秒) ハ 1から184度15分965メートルのところ (北緯32度37分42秒,東経128度52分44秒)	大型定置漁業	10月1日から7月15日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない	継続	(地元地区)五島市向町上崎山町

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五定計第21号	長崎県五島市富江町黒島カレホコ鼻地先	次の1、イ、ロ、ハの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市富江町黒島カレホコ鼻北東端 (北緯32度36分19秒,東経128度50分22秒) 2 同市同町黒島宮ノ鼻北端 (北緯32度36分20秒,東経128度49分53秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から100メートルのところ (北緯32度36分19秒,東経128度50分18秒) ロ 1から27度550メートルのところ (北緯32度36分35秒,東経128度50分32秒) ハ 1から90度520メートルのところ (北緯32度36分19秒,東経128度50分42秒)	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない	継続	(地元地区)五島市富江町松尾土取
五定計第22号	長崎県五島市玉之浦町大宝美郎島地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市玉之浦町大宝美郎島標識A (北緯32度35分19秒,東経128度39分39秒) 2 同市同町大宝美郎島標識B (北緯32度35分18秒,東経128度39分42秒)	イ 1から34度840メートルのところ (北緯32度35分41秒,東経128度39分57秒) ロ 2から71度700メートルのところ (北緯32度35分26秒,東経128度40分8秒)	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない	継続	(地元地区)五島市玉之浦町大宝

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五定計第23号	長崎県 五島市 玉之浦町 大宝 力尾 地先	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市玉之浦町大宝力尾岡の下トビ瀬標識 (北緯32度35分35秒,東経128度38分32秒)	イ 1から218度420メートルのところ (北緯32度35分24秒,東経128度38分22秒) ロ 1から155度350メートルのところ (北緯32度35分24秒,東経128度38分38秒)	大型定置漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	—	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない	継続	(地元地区) 五島市 玉之浦町 大宝
五定計第24号	長崎県 五島市 玉之浦町 玉之浦 真首 地先	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市玉之浦町玉之浦真首標識 (北緯32度36分35秒,東経128度37分12秒)	イ 1から230度410メートルのところ (北緯32度36分26秒,東経128度37分0秒) ロ 1から195度360メートルのところ (北緯32度36分24秒,東経128度37分9秒)	大型定置漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	—	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない	継続	(地元地区) 五島市 玉之浦町 玉之浦



漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五定計第25号	長崎県五島市玉之浦町玉之浦別当岐地先	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市玉之浦町玉之浦別当岐標識 (北緯32度37分3秒,東経128度37分56秒)	イ 1から30度200メートルのところ (北緯32度37分8秒,東経128度38分0秒) ロ 1から90度200メートルのところ (北緯32度37分3秒,東経128度38分4秒)	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない	継続	(地元地区) 五島市 玉之浦町 玉之浦 立谷 中須
五定計第26号	長崎県五島市玉之浦町猫淵崎地先	次の1、イ、ロ、の各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市玉之浦町玉之浦戸竹崎猫淵崎標識 (北緯32度37分21秒,東経128度37分42秒)	イ 1から38度230メートルのところ (北緯32度37分27秒,東経128度37分48秒) ロ 1から87度180メートルのところ (北緯32度37分21秒,東経128度37分49秒)	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない	継続	(地元地区) 五島市 玉之浦町 玉之浦

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五定計第27号	長崎県五島市玉之浦町玉之浦鯨網代地先	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市玉之浦町玉之浦鯨網代音浦標識(北緯32度37分44秒,東経128度36分32秒)	イ 1から305度500メートルのところ(北緯32度37分53秒,東経128度36分16秒) ロ 1から271度420メートルのところ(北緯32度37分44秒,東経128度36分16秒)	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない	継続	(地元地区)五島市玉之浦町玉之浦
五定計第28号	長崎県五島市玉之浦町黒小浦地先	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市玉之浦町玉之浦黒小浦モリカド標識(北緯32度39分9秒,東経128度38分7秒)	イ 1から51度300メートルのところ(北緯32度39分16秒,東経128度38分16秒) ロ 1から131度310メートルのところ(北緯32度39分3秒,東経128度38分16秒)	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない	継続	(地元地区)五島市玉之浦町玉之浦

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五定計第29号	長崎県五島市玉之浦町玉之浦浅切浦地先	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市玉之浦町玉之浦浅切浦赤瀬 (北緯32度39分48秒,東経128度38分19秒)	イ 1から197度350メートルのところ (北緯32度39分38秒,東経128度38分15秒) ロ 1から114度350メートルのところ (北緯32度39分44秒,東経128度38分31秒)	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない	継続	(地元地区)五島市玉之浦町玉之浦
五定計第30号	長崎県五島市玉之浦町玉之浦銭亀渕小島地先	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市玉之浦町玉之浦銭亀渕小島北側標識 (北緯32度39分56秒,東経128度38分57秒)	イ 1から310度330メートルのところ (北緯32度40分3秒,東経128度38分47秒) ロ 1から20度270メートルのところ (北緯32度40分4秒,東経128度39分0秒)	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない	継続	(地元地区)五島市玉之浦町玉之浦

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五定計第31号	長崎県五島市玉之浦町玉之浦浅切銭棚地先	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市玉之浦町玉之浦浅切銭棚標識 (北緯32度40分18秒,東経128度37分37秒)	イ 1から315度430メートルのところ (北緯32度40分28秒,東経128度37分25秒) ロ 1から284度430メートルのところ (北緯32度40分21秒,東経128度37分21秒)	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない	継続	(地元地区)五島市玉之浦町玉之浦
五定計第32号	長崎県五島市玉之浦町黒瀬立瀬地先	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市玉之浦町玉之浦黒瀬立瀬標識 (北緯32度40分43秒,東経128度37分58秒)	イ 1から299度550メートルのところ (北緯32度40分52秒,東経128度37分39秒) ロ 1から335度450メートルのところ (北緯32度40分57秒,東経128度37分50秒)	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない	継続	(地元地区)五島市玉之浦町玉之浦

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五定計第33号	長崎県五島市玉之浦町玉之浦黒瀬地先	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市玉之浦町玉之浦黒瀬海岸標識(北緯32度40分41秒,東経128度38分9秒)	イ 1から29度510メートルのところ(北緯32度40分56秒,東経128度38分18秒) ロ 1から90度550メートルのところ(北緯32度40分41秒,東経128度38分30秒)	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない	継続	(地元地区)五島市玉之浦町玉之浦荒川布浦丹奈頓泊
五定計第34号	長崎県五島市玉之浦町頓泊地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 五島市玉之浦町頓泊大バエ標識A(北緯32度42分10秒,東経128度39分6秒) 2 同市同町頓泊大バエ標識B(1から238度185メートルのところ)(北緯32度42分7秒,東経128度38分60秒)	イ 1から305度660メートルのところ(北緯32度42分22秒,東経128度38分45秒) ロ 2から262度750メートルのところ(北緯32度42分3秒,東経128度38分32秒)	大型定置漁業	11月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない	継続	(地元地区)五島市三井楽町貝津玉之浦町丹奈頓泊

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五定計第35号	長崎県五島市三井楽町高崎地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市三井楽町高崎高崎鼻先端標識(北緯32度46分41秒,東経128度40分56秒) 2 同市同町高崎高崎公園護岸標識(高崎防波堤付根から同護岸沿いに北へ37.6メートルのところ) (北緯32度46分34秒,東経128度40分53秒)	イ 1から56度335メートルのところ (北緯32度46分47秒,東経128度41分7秒) ロ 1から56度1,150メートルのところ (北緯32度47分2秒,東経128度41分32秒) ハ 2から100度1,100メートルのところ (北緯32度46分28秒,東経128度41分35秒) ニ 2から100度375メートルのところ (北緯32度46分32秒,東経128度41分7秒)	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない	継続	(地元地区)五島市三井楽町
五定計第36号	長崎県五島市三井楽町下段場地先	次の1、2、イ、ロ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 五島市三井楽町濱ノ畔下段場魚見下跡掛先端 (北緯32度45分39秒,東経128度41分53秒) 2 同市同町濱ノ畔下段場赤瀬頂上 (北緯32度45分45秒,東経128度41分58秒) 3 同市同町濱ノ畔八ノ川北防波堤起点 (北緯32度45分21秒,東経128度41分50秒)	イ 2から42度900メートルのところ (北緯32度46分6秒,東経128度42分21秒) ロ 3から61度1,340メートルのところ (北緯32度45分42秒,東経128度42分34秒)	大型定置漁業	11月23日から6月7日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない	継続	(地元地区)五島市三井楽町

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五定計第 37号	長崎県 五島市 岐宿町 立小島 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 五島市岐宿町岐宿立小島西端 (北緯32度45分41秒,東経128度44分33秒) 2 同市同町岐宿立小島東端大岩 (北緯32度45分45秒,東経128度44分40秒)	イ 1から319度920メートルのところ (北緯32度46分4秒,東経128度44分10秒) ロ 2から338度912メートルのところ (北緯32度46分12秒,東経128度44分26秒)	大型定置漁業	11月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	—	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない	継続	(地元地区) 五島市 岐宿町

# 区画漁業



漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第500号	長崎県南松浦郡新上五島町立串郷上立串地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町立串郷上立串海岸石垣南角標識 (北緯33度3分33秒,東経129度6分13秒) 2 同郡同町同郷上立串海岸標識(1から北方海岸沿いに120メートルのところ) (北緯33度3分37秒,東経129度6分14秒)	イ 1から105度70メートルのところ (北緯33度3分32秒,東経129度6分16秒) ロ 1から105度120メートルのところ (北緯33度3分32秒,東経129度6分18秒) ハ 2から105度120メートルのところ (北緯33度3分36秒,東経129度6分19秒) ニ 2から105度70メートルのところ (北緯33度3分36秒,東経129度6分17秒)	第1種藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町曾根郷曾根一曾根二大水江袋立串郷津和崎郷		継続	
五区計第501号	長崎県南松浦郡新上五島町榎津郷竹ノ子島地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町榎津郷竹ノ子島北西端 (北緯32度59分48秒,東経129度6分7秒) 2 同郡同町同郷竹ノ子島南西端 (北緯32度59分42秒,東経129度6分2秒) 3 同郡同町同郷字先筋御厨子岩北端 (北緯32度59分43秒,東経129度5分39秒) 4 同郡同町同郷字先筋護岸北角 (北緯32度59分48秒,東経129度5分38秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から60メートルのところ (北緯32度59分48秒,東経129度6分4秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から60メートルのところ (北緯32度59分42秒,東経129度5分60秒)	第1種藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町似首郷丸尾郷榎津郷浦桑郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第2000号	長崎県南松浦郡新上五島町小串郷馬込鼻地先	次の1、2、3、4、5の各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町小串郷馬込鼻地先消波施設中間標識(同消波施設北端より南方沿いに85メートルのところ) (北緯33度3分20秒,東経129度6分14秒) 2 同郡同町同郷馬込鼻地先消波施設北端標識 (北緯33度3分23秒,東経129度6分15秒) 3 同郡同町同郷馬込鼻地先防波堤東端標識 (北緯33度3分25秒,東経129度6分12秒) 4 同郡同町同郷小串漁港(後浜地先)北防波堤付根標識 (北緯33度3分24秒,東経129度6分6秒) 5 同郡同町同郷小串漁港(後浜地先)北防波堤標識(北防波堤付根から南方防波堤沿いに100メートルのところ) (北緯33度3分21秒,東経129度6分6秒)		第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町小串郷立串郷曾根郷津和崎郷浦桑郷榎津郷丸尾郷似首郷		継続	
漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
五区計第502号	長崎県南松浦郡新上五島町七目郷字赤瀬地先	次のイ、ロ、3、ハの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町榎津郷と同郡同町七目郷との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度59分3秒,東経129度5分17秒) 2 南松浦郡新上五島町七目郷字家向姪子岩西端 (北緯32度59分5秒,東経129度5分30秒) 3 同郡同町同郷七目防波堤突端北角 (北緯32度58分57秒,東経129度5分25秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から50メートルのところ (北緯32度59分3秒,東経129度5分19秒) ロ 1と2を結ぶ直線上1から150メートルのところ (北緯32度59分4秒,東経129度5分23秒) ハ 3から261度30分100メートルのところ (北緯32度58分57秒,東経129度5分21秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町有川郷小河原郷七目郷赤尾郷友住郷江ノ浜郷太田郷阿瀬津郷鯛ノ浦郷東神ノ浦郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第503号	長崎県南松浦郡新上五島町阿瀬津郷藤川原地先	次の1、イ、ロ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町阿瀬津郷福浦鼻標識(北緯32度56分41秒,東経129度6分53秒) 2 同郡同町同郷ドンク石標識(北緯32度56分49秒,東経129度6分48秒) 3 同郡同町同郷字藤川原こま場の鼻標識(北緯32度56分55秒,東経129度6分47秒)	イ 1から250度80メートルのところ(北緯32度56分40秒,東経129度6分50秒) ロ 2から250度80メートルのところ(北緯32度56分48秒,東経129度6分46秒)	第1種藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町有川郷小河原郷七目郷赤尾郷友住郷江ノ浜郷太田郷阿瀬津郷鯛ノ浦郷東神ノ浦郷	1. イの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
五区計第1000号	長崎県南松浦郡新上五島町有川郷字茂串鏡瀬地先	次の1、2、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町有川郷字茂串鏡瀬南東端(北緯32度59分5秒,東経129度6分31秒) 2 同郡同町同郷字茂串芋山鼻東端(北緯32度59分3秒,東経129度6分28秒)	イ 2から125度150メートルのところ(北緯32度59分0秒,東経129度6分33秒) ロ 1から125度100メートルのところ(北緯32度59分3秒,東経129度6分35秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町有川郷小河原郷七目郷赤尾郷友住郷江ノ浜郷太田郷阿瀬津郷鯛ノ浦郷東神ノ浦郷	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第800号	長崎県南松浦郡新上五島町阿瀬津郷藤川原地先	次の1、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町阿瀬津郷奥浦橋標識(北緯32度57分44秒,東経129度6分8秒) 2 同郡同町同郷奥浦大岩標識(北緯32度57分28秒,東経129度6分10秒)		第1種藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町有川郷小河原郷七目郷赤尾郷友住郷江ノ浜郷太田郷阿瀬津郷鯛ノ浦郷東神ノ浦郷		新規	
五区計第504号	長崎県南松浦郡新上五島町奈摩郷字高島地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町奈摩郷字高島名切鼻西端(北緯33度2分3秒,東経129度4分44秒) 2 同郡同町同郷字高島名切海岸護岸排水口標識(北緯33度1分60秒,東経129度4分51秒) 3 同郡同町同郷ウサギ崎北端(北緯33度1分19秒,東経129度4分34秒)	イ 1から210度50メートルのところ(北緯33度2分2秒,東経129度4分43秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から50メートルのところ(北緯33度1分58秒,東経129度4分50秒)	第1種藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町奈摩郷網上郷青方郷船崎郷相河郷三日ノ浦郷今里郷続浜ノ浦郷道土井郷飯ノ瀬戸郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第505号	長崎県南松浦郡新上五島町奈摩郷地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町奈摩郷玉子石鼻南西端標識 (北緯33度1分44秒,東経129度4分54秒) 2 同郡同町同郷ハゲ崎北西端 (北緯33度1分47秒,東経129度4分51秒)	イ 1から225度100メートルのところ (北緯33度1分42秒,東経129度4分51秒) ロ 2から207度100メートルのところ (北緯33度1分44秒,東経129度4分49秒)	第1種藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町奈摩郷網上郷青方郷船崎郷相河郷三日ノ浦郷今里郷続浜ノ浦郷道土井郷飯ノ瀬戸郷		継続	
五区計第506号	長崎県南松浦郡新上五島町奈摩郷青砂ヶ浦地先	次の1、2の各点を順次結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町奈摩郷奈摩漁港青砂ヶ浦南防波堤標識(南防波堤付根から17メートルのところ) (北緯33度1分33秒,東経129度5分16秒) 2 同郡同町同郷青砂別道下鼻北端標識 (北緯33度1分20秒,東経129度4分56秒)		第1種藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町奈摩郷網上郷青方郷船崎郷相河郷三日ノ浦郷今里郷続浜ノ浦郷道土井郷飯ノ瀬戸郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第507号	長崎県南松浦郡新上五島町奈摩郷小河原地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町奈摩郷字川向下鼻護岸階段標識 (北緯33度1分20秒,東経129度4分48秒) 2 同郡同町同郷青砂別道下鼻北端標識 (北緯33度1分20秒,東経129度4分56秒)	イ 1から0度50メートルのところ (北緯33度1分21秒,東経129度4分48秒) ロ 1から0度160メートルのところ (北緯33度1分25秒,東経129度4分48秒) ハ 2から0度160メートルのところ (北緯33度1分26秒,東経129度4分56秒) ニ 2から0度50メートルのところ (北緯33度1分22秒,東経129度4分56秒)	第1種藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町奈摩郷網上郷青方郷船崎郷相河郷三日ノ浦郷今里郷続浜ノ浦郷道土井郷飯ノ瀬戸郷		継続	
五区計第508号	長崎県南松浦郡新上五島町網上郷地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町網上郷網上防波堤北側付根標識 (北緯33度1分21秒,東経129度4分11秒) 2 同郡同町同郷宮ノ鼻護岸標識(1から北方護岸沿いに250メートルのところ) (北緯33度1分29秒,東経129度4分9秒)	イ 1から90度20メートルのところ (北緯33度1分21秒,東経129度4分12秒) ロ 1から90度100メートルのところ (北緯33度1分21秒,東経129度4分15秒) ハ 2から90度170メートルのところ (北緯33度1分29秒,東経129度4分15秒) ニ 2から90度20メートルのところ (北緯33度1分29秒,東経129度4分10秒)	第1種藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町奈摩郷網上郷青方郷船崎郷相河郷三日ノ浦郷今里郷続浜ノ浦郷道土井郷飯ノ瀬戸郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第509号	長崎県南松浦郡新上五島町網上郷	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町網上郷崎鼻東端護岸標識 (北緯33度1分47秒,東経129度4分8秒) 2 同郡同町同郷南風泊鼻東端護岸標識(1から南方護岸沿いに155メートルのところ) (北緯33度1分42秒,東経129度4分7秒)	イ 1から90度100メートルのところ (北緯33度1分47秒,東経129度4分11秒) ロ 1から90度180メートルのところ (北緯33度1分47秒,東経129度4分15秒) ハ 2から90度180メートルのところ (北緯33度1分42秒,東経129度4分14秒) ニ 2から90度100メートルのところ (北緯33度1分42秒,東経129度4分11秒)	第1種藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町奈摩郷網上郷青方郷船崎郷相河郷三日ノ浦郷今里郷続浜ノ浦郷道土井郷飯ノ瀬戸郷	1. ロ、ハの各점에夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
五区計第510号	長崎県南松浦郡新上五島町青方郷字黒南風	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町青方郷字黒南風中鼻北端 (北緯32度59分10秒,東経129度2分39秒) 2 同郡同町同郷同字内鼻南端 (北緯32度59分1秒,東経129度2分50秒) 3 同郡同町同郷同字防波堤付根標識 (北緯32度59分2秒,東経129度2分53秒)	イ 1から216度60メートルのところ (北緯32度59分8秒,東経129度2分38秒) ロ 2から210度80メートルのところ (北緯32度58分59秒,東経129度2分48秒) ハ 3から137度100メートルのところ (北緯32度58分60秒,東経129度2分55秒)	第1種藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町奈摩郷網上郷青方郷船崎郷相河郷三日ノ浦郷今里郷続浜ノ浦郷道土井郷飯ノ瀬戸郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第511号	長崎県南松浦郡新上五島町今里郷今里橋東地先	次の1と2、3と4を結んだ各直線及び1から4、2から3に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町今里郷今里橋東側標識 (北緯32度57分33秒,東経129度2分60秒) 2 同郡同町同郷今里今里橋西側標識 (北緯32度57分34秒,東経129度2分58秒) 3 同郡同町同郷今里老人ホーム前排水口脇標識 (北緯32度57分26秒,東経129度2分56秒) 4 同郡同町同郷今里国道脇階段標識 (北緯32度57分24秒,東経129度2分59秒)		第1種藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町奈摩郷網上郷青方郷船崎郷相河郷三日ノ浦郷今里郷統浜ノ浦郷道土井郷飯ノ瀬戸郷		継続	
五区計第512号	長崎県南松浦郡新上五島町今里郷字野首地先	次の1、イ、ロ、4の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町今里郷字野首外側旧波止突端 (北緯32度58分27秒,東経129度2分54秒) 2 同郡同町同郷字野首大岩標識 (北緯32度58分25秒,東経129度2分53秒) 3 同郡同町同郷字野首猿浦標識 (北緯32度58分14秒,東経129度2分52秒) 4 同郡同町同郷字野首護岸標識 (北緯32度58分9秒,東経129度2分57秒)	イ 2から90度20メートルのところ (北緯32度58分25秒,東経129度2分54秒) ロ 3から90度20メートルのところ (北緯32度58分14秒,東経129度2分53秒)	第1種藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町奈摩郷網上郷青方郷船崎郷相河郷三日ノ浦郷今里郷統浜ノ浦郷道土井郷飯ノ瀬戸郷		継続	



漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第513号	長崎県南松浦郡新上五島町今里郷野首鼻地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町今里郷野首鼻標識(北緯32度58分34秒,東経129度2分52秒) 2 同郡同町同郷野首標識(1から南方海岸沿いに155メートルのところ)(北緯32度58分30秒,東経129度2分55秒)	イ 1から45度50メートルのところ(北緯32度58分35秒,東経129度2分53秒) ロ 2から45度50メートルのところ(北緯32度58分31秒,東経129度2分56秒)	第1種藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町奈摩郷網上郷青方郷船崎郷相河郷三日ノ浦郷今里郷続浜ノ浦郷道土井郷飯ノ瀬戸郷		継続	
漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
五区計第514号	長崎県南松浦郡新上五島町今里郷字小浜小島地先	次の1と2、3と4を結んだ各直線及び2から3、4から1に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町今里郷字小崎丸山鼻北端(北緯32度58分2秒,東経129度1分53秒) 2 同郡同町同郷字小浜小島西端標識(北緯32度58分12秒,東経129度1分53秒) 3 同郡同町同郷字小浜小島東端標識(北緯32度58分12秒,東経129度1分55秒) 4 同郡同町同郷字小浜小島付根標識(北緯32度58分12秒,東経129度1分56秒)		第1種藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町奈摩郷網上郷青方郷船崎郷相河郷三日ノ浦郷今里郷続浜ノ浦郷道土井郷飯ノ瀬戸郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第515号	長崎県南松浦郡新上五島町続浜ノ浦郷加瀬川地先	次の1、イ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町続浜ノ浦郷備前鼻東端標識 (北緯32度58分20秒,東経129度1分28秒) 2 同郡同町同郷加瀬川標識 (北緯32度58分13秒,東経129度1分23秒)	イ 2から90度220メートルのところ (北緯32度58分13秒,東経129度1分32秒)	第1種藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町奈摩郷網上郷青方郷船崎郷相河郷三日ノ浦郷今里郷続浜ノ浦郷道土井郷飯ノ瀬戸郷		継続	
漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
五区計第516号	長崎県南松浦郡新上五島町続浜ノ浦郷猪ノ浦地先	次の1、2の各点を結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町続浜ノ浦郷猪ノ浦西側護岸標識 (北緯32度58分11秒,東経129度0分53秒) 2 同郡同町同郷猪ノ浦東側大岩標識 (北緯32度58分12秒,東経129度0分59秒)		第1種藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町奈摩郷網上郷青方郷船崎郷相河郷三日ノ浦郷今里郷続浜ノ浦郷道土井郷飯ノ瀬戸郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第517号	長崎県南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷小手ノ浦地先	次の1、2、3、4の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷小手ノ浦センガウラ北端標識 (北緯32度57分3秒,東経129度0分19秒) 2 同郡同町同郷小手ノ浦東小島南端白岩標識 (北緯32度57分5秒,東経129度0分16秒) 3 同郡同町同郷小手ノ浦中鼻北端 (北緯32度57分3秒,東経129度0分7秒) 4 同郡同町同郷小手ノ浦北岸東鼻標識 (北緯32度57分10秒,東経129度0分15秒)		第1種藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町奈摩郷網上郷青方郷船崎郷相河郷三日ノ浦郷今里郷続浜ノ浦郷道土井郷飯ノ瀬戸郷		継続	
五区計第518号	長崎県南松浦郡新上五島町道土井郷青木浦地先	次の1、イ、ロ、3の各点を結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷青木浦海岸標識 (北緯32度56分38秒,東経129度0分38秒) 2 同郡同町道土井郷青木沖瀬鼻南西端 (北緯32度56分38秒,東経129度0分58秒) 3 同郡同町同郷青木クサズミの鼻西端 (北緯32度56分46秒,東経129度0分57秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から300メートルのところ (北緯32度56分38秒,東経129度0分49秒) ロ 3から270度138メートルのところ (北緯32度56分46秒,東経129度0分52秒)	第1種藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町奈摩郷網上郷青方郷船崎郷相河郷三日ノ浦郷今里郷続浜ノ浦郷道土井郷飯ノ瀬戸郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第519号	長崎県南松浦郡新上五島町道土井郷頼の浦地先	次の1、2の各点を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町道土井郷シダ崎東端標識 (北緯32度55分56秒,東経129度1分23秒) 2 同郡同町同郷シダ崎東端標識 (北緯32度56分3秒,東経129度1分33秒) 3 同郡同町同郷別当崎標識B (北緯32度56分10秒,東経129度1分48秒) 4 同郡同町荒川郷高仏海岸鼻標識 (北緯32度56分12秒,東経129度2分17秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から413メートルのところ (北緯32度56分0秒,東経129度1分37秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から165メートルのところ (北緯32度56分6秒,東経129度1分39秒)	第1種藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町奈摩郷網上郷青方郷船崎郷相河郷三日ノ浦郷今里郷続浜ノ浦郷道土井郷飯ノ瀬戸郷		継続	
漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
五区計第520号	長崎県南松浦郡新上五島町今里郷真手ノ浦地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町今里郷真手ノ浦防波堤標識A(防波堤付根から西方防波堤沿いに58メートルのところ) (北緯32度56分19秒,東経129度2分15秒) 2 同郡同町同郷真手ノ浦防波堤標識B(1から西方防波堤沿いに80メートルのところ) (北緯32度56分19秒,東経129度2分12秒) 3 同郡同町荒川郷小島西端 (北緯32度56分4秒,東経129度2分11秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から20メートルのところ (北緯32度56分18秒,東経129度2分15秒) ロ 1と3を結ぶ直線上1から90メートルのところ (北緯32度56分16秒,東経129度2分14秒) ハ 2と3を結ぶ直線上2から80メートルのところ (北緯32度56分16秒,東経129度2分12秒) ニ 2と3を結ぶ直線上2から20メートルのところ (北緯32度56分18秒,東経129度2分12秒)	第1種藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町奈摩郷網上郷青方郷船崎郷相河郷三日ノ浦郷今里郷続浜ノ浦郷道土井郷飯ノ瀬戸郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第1001号	長崎県南松浦郡新上五島町奈摩郷小浦地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町奈摩郷高島鼻南端(北緯33度2分10秒,東経129度4分41秒) 2 同郡同町同郷字高知名切鼻西端(北緯33度2分3秒,東経129度4分44秒)	イ 1から270度140メートルのところ(北緯33度2分10秒,東経129度4分35秒) ロ 1から270度200メートルのところ(北緯33度2分10秒,東経129度4分33秒) ハ 2から270度150メートルのところ(北緯33度2分3秒,東経129度4分38秒) ニ 2から270度90メートルのところ(北緯33度2分3秒,東経129度4分41秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町奈摩郷網上郷青方郷船崎郷相河郷三日ノ浦郷今里郷続浜ノ浦郷道土井郷飯ノ瀬戸郷	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
五区計第1002号	長崎県南松浦郡新上五島町奈摩郷字高島名切地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町奈摩郷字高島名切鼻西端(北緯33度2分3秒,東経129度4分44秒) 2 同郡同町同郷字高島名切南鼻護岸西角標識(北緯33度1分57秒,東経129度4分54秒)	イ 1から225度80メートルのところ(北緯33度2分1秒,東経129度4分42秒) ロ 1から225度220メートルのところ(北緯33度1分58秒,東経129度4分38秒) ハ 2から225度220メートルのところ(北緯33度1分52秒,東経129度4分48秒) ニ 2から225度80メートルのところ(北緯33度1分55秒,東経129度4分52秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町奈摩郷網上郷青方郷船崎郷相河郷三日ノ浦郷今里郷続浜ノ浦郷道土井郷飯ノ瀬戸郷	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第1003号	長崎県南松浦郡新上五島町奈摩郷青砂ヶ浦地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町奈摩郷玉子石鼻南西端標識 (北緯33度1分44秒,東経129度4分54秒) 2 同郡同町同郷青砂ヶ浦北側護岸曲り角標識 (北緯33度1分38秒,東経129度5分2秒)	イ 1から225度50メートルのところ (北緯33度1分43秒,東経129度4分53秒) ロ 1から225度114メートルのところ (北緯33度1分42秒,東経129度4分51秒) ハ 2から225度114メートルのところ (北緯33度1分35秒,東経129度4分59秒) ニ 2から225度50メートルのところ (北緯33度1分36秒,東経129度5分1秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町奈摩郷網上郷青方郷船崎郷相河郷三日ノ浦郷今里郷続浜ノ浦郷道土井郷飯ノ瀬戸郷	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
五区計第1004号	長崎県南松浦郡新上五島町網上郷地先	次の1、イ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町網上郷網上防波堤東端側標識(網上防波堤東端灯台から西側へ38メートルのところ) (北緯33度1分18秒,東経129度4分24秒) 2 同郡同町同郷網上防波堤中間標識(網上防波堤付根から東側へ67メートルのところ) (北緯33度1分20秒,東経129度4分15秒)	イ 1から187度80メートルのところ (北緯33度1分16秒,東経129度4分23秒) ロ 2から189度100メートルのところ (北緯33度1分17秒,東経129度4分14秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町奈摩郷網上郷青方郷船崎郷相河郷三日ノ浦郷今里郷続浜ノ浦郷道土井郷飯ノ瀬戸郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第1005号	長崎県南松浦郡新上五島町青方郷字黒南風防波地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町青方郷字黒南風防波堤曲角内側標識 (北緯32度58分60秒,東経129度2分56秒) 2 同郡同町同郷同字防波堤中間標識(1から南方防波堤沿いに50メートルのところ) (北緯32度58分58秒,東経129度2分56秒) 3 同郡同町同郷同字防波堤南端灯台付根標識 (北緯32度58分53秒,東経129度2分55秒)	イ 1から92度10メートルのところ (北緯32度58分59秒,東経129度2分56秒) ロ 1から92度40メートルのところ (北緯32度58分59秒,東経129度2分57秒) ハ 2から92度60メートルのところ (北緯32度58分58秒,東経129度2分58秒) ニ 3から92度60メートルのところ (北緯32度58分53秒,東経129度2分58秒) ホ 3から92度10メートルのところ (北緯32度58分53秒,東経129度2分56秒) ヘ 2から92度10メートルのところ (北緯32度58分58秒,東経129度2分56秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷		継続	
五区計第1006号	長崎県南松浦郡新上五島町今里郷野首地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町今里郷野首内側旧波止付根標識 (北緯32度58分27秒,東経129度2分54秒) 2 同郡同町同郷野首大岩標識 (北緯32度58分25秒,東経129度2分53秒) 3 同郡同町同郷野首猿浦標識 (北緯32度58分14秒,東経129度2分52秒) 4 同郡同町同郷野首石垣北角標識 (北緯32度58分9秒,東経129度2分57秒)	イ 1から90度40メートルのところ (北緯32度58分27秒,東経129度2分56秒) ロ 1から90度110メートルのところ (北緯32度58分27秒,東経129度2分59秒) ハ 4から90度70メートルのところ (北緯32度58分9秒,東経129度2分60秒) ニ 4から90度15メートルのところ (北緯32度58分9秒,東経129度2分57秒) ホ 3から90度45メートルのところ (北緯32度58分14秒,東経129度2分54秒) ヘ 2から90度30メートルのところ (北緯32度58分25秒,東経129度2分54秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第1007号	長崎県 南松浦郡 新上五島町 今里郷 野首 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町今里郷大崎ネコゼ標識A (北緯32度58分36秒,東経129度2分25秒) 2 同郡同町同郷大崎ネコゼ標識B (北緯32度58分36秒,東経129度2分32秒) 3 同郡同町同郷大崎タイコ岩標識 (北緯32度58分34秒,東経129度2分43秒) 4 同郡同町同郷野首鼻北端標識 (北緯32度58分34秒,東経129度2分51秒)	イ 1から0度70メートルのところ (北緯32度58分38秒,東経129度2分25秒) ロ 1から0度170メートルのところ (北緯32度58分41秒,東経129度2分25秒) ハ 4から0度200メートルのところ (北緯32度58分41秒,東経129度2分51秒) ニ 4から0度50メートルのところ (北緯32度58分36秒,東経129度2分51秒) ホ 3から0度60メートルのところ (北緯32度58分35秒,東経129度2分43秒) ヘ 2から0度60メートルのところ (北緯32度58分37秒,東経129度2分32秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
五区計第1008号	長崎県 南松浦郡 新上五島町 飯ノ瀬戸郷 串島向鼻 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷串島向鼻標識(串島向鼻南端から北岸沿いに115メートルのところ) (北緯32度57分32秒,東経128度59分48秒) 2 同郡同町同郷串島桃ノ木向鼻標識 (北緯32度57分23秒,東経128度59分42秒)	イ 1から95度60メートルのところ (北緯32度57分32秒,東経128度59分51秒) ロ 2から99度30分150メートルのところ (北緯32度57分22秒,東経128度59分48秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	



漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第1009号	長崎県南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷串島桃ノ木止地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、3、ト、チの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷串島桃ノ木止北浦海岸標識A (北緯32度57分22秒,東経128度59分38秒) 2 同郡同町同郷串島桃ノ木止北浦海岸標識B (北緯32度57分20秒,東経128度59分38秒) 3 同郡同町同郷串島桃ノ木止鼻東端標識 (北緯32度57分18秒,東経128度59分41秒) 4 同郡同町同郷串島桃ノ木止南浦海岸標識 (北緯32度57分16秒,東経128度59分38秒)	イ 1から101度30メートルのところ (北緯32度57分22秒,東経128度59分39秒) ロ 1から101度150メートルのところ (北緯32度57分21秒,東経128度59分43秒) ハ 4から128度150メートルのところ (北緯32度57分13秒,東経128度59分42秒) ニ 4から158度100メートルのところ (北緯32度57分13秒,東経128度59分39秒) ホ 4から158度20メートルのところ (北緯32度57分15秒,東経128度59分38秒) ヘ 3から180度30メートルのところ (北緯32度57分17秒,東経128度59分41秒) ト 3から0度20メートルのところ (北緯32度57分19秒,東経128度59分41秒) チ 2から101度20メートルのところ (北緯32度57分20秒,東経128度59分39秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町奈摩郷網上郷青方郷船崎郷相河郷三日ノ浦郷今里郷続浜ノ浦郷道土井郷飯ノ瀬戸郷		継続	
五区計第1010号	長崎県南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷串島出浦地先	次の1、イ、ロ、4の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷串島出浦中鼻海岸標識 (北緯32度57分5秒,東経128度59分28秒) 2 同郡同町同郷レーノ小島東端標識 (北緯32度57分1秒,東経128度59分20秒) 3 同郡同町同郷レーノ小島南端標識 (北緯32度56分59秒,東経128度59分20秒) 4 同郡同町同郷串島コガレ鼻突端 (北緯32度57分4秒,東経128度59分36秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から115メートルのところ (北緯32度57分3秒,東経128度59分24秒) ロ 3と4を結ぶ直線上4から280メートルのところ (北緯32度57分1秒,東経128度59分26秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町奈摩郷網上郷青方郷船崎郷相河郷三日ノ浦郷今里郷続浜ノ浦郷道土井郷飯ノ瀬戸郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第1011号	長崎県南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷串島出浦地先	次の1と4、2と3を結んだ各直線及び1から2、3から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷串島出浦中鼻西標識 (北緯32度57分5秒,東経128度59分27秒) 2 同郡同町同郷串島出浦レーノ内東岸標識 (北緯32度57分10秒,東経128度59分22秒) 3 同郡同町同郷串島出浦レーノ内西岸標識 (北緯32度57分9秒,東経128度59分19秒) 4 同郡同町同郷串島コブネ鼻標識 (北緯32度57分4秒,東経128度59分19秒)		第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町奈摩郷網上郷青方郷船崎郷相河郷三日ノ浦郷今里郷統浜ノ浦郷道土井郷飯ノ瀬戸郷		継続	
五区計第1012号	長崎県南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷レーノ小島地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷レーノ小島北端標識 (北緯32度57分1秒,東経128度59分20秒) 2 同郡同町同郷レーノ小島南端標識 (北緯32度56分59秒,東経128度59分20秒) 3 同郡同町同郷串島コガレ鼻先端 (北緯32度57分4秒,東経128度59分36秒) 4 同郡同町同郷串島出浦中鼻海岸標識 (北緯32度57分5秒,東経128度59分28秒)	イ 1から0度30メートルのところ (北緯32度57分2秒,東経128度59分20秒) ロ 4から250度145メートルのところ (北緯32度57分3秒,東経128度59分23秒) ハ 2と3を結ぶ直線上2から120メートルのところ (北緯32度57分1秒,東経128度59分24秒) ニ 2と3を結ぶ直線上2から60メートルのところ (北緯32度57分0秒,東経128度59分22秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町奈摩郷網上郷青方郷船崎郷相河郷三日ノ浦郷今里郷統浜ノ浦郷道土井郷飯ノ瀬戸郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第1013号	長崎県南松浦郡新上五島町道土井郷道の浦地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町道土井郷シダ崎東端標識 (北緯32度55分56秒,東経129度1分23秒) 2 同郡同町同郷シダ崎東端標識 (北緯32度56分3秒,東経129度1分33秒) 3 同郡同町同郷別当崎標識B (北緯32度56分10秒,東経129度1分48秒) 4 同郡同町荒川郷高仏海岸鼻標識 (北緯32度56分12秒,東経129度2分17秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から413メートルのところ (北緯32度56分0秒,東経129度1分37秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から165メートルのところ (北緯32度56分6秒,東経129度1分39秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷		継続	
五区計第1014号	長崎県南松浦郡新上五島町道土井郷八重浦地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町道土井郷八重浦墓下標識(石垣南角から南方海岸沿いに30メートルのところ) (北緯32度56分27秒,東経129度1分60秒) 2 同郡同町同郷八重浦標識A (北緯32度56分23秒,東経129度1分58秒) 3 同郡同町同郷八重浦標識B (北緯32度56分18秒,東経129度1分58秒) 4 同郡同町同郷山の下杭標識 (北緯32度56分14秒,東経129度1分57秒) 5 同郡同町同郷別当崎東側標識 (北緯32度56分12秒,東経129度1分55秒) 6 同郡同町荒川郷小島北東端 (北緯32度56分5秒,東経129度2分15秒) 7 同郡同町道土井郷別当崎標識A (北緯32度56分10秒,東経129度1分54秒)	イ 1から90度30メートルのところ (北緯32度56分27秒,東経129度2分1秒) ロ 1から90度70メートルのところ (北緯32度56分27秒,東経129度2分4秒) ハ 2から90度70メートルのところ (北緯32度56分23秒,東経129度2分3秒) ニ 3から90度70メートルのところ (北緯32度56分18秒,東経129度2分3秒) ホ 4から90度70メートルのところ (北緯32度56分14秒,東経129度2分1秒) ヘ 5と6を結ぶ直線上5から70メートルのところ (北緯32度56分10秒,東経129度1分59秒) ト 7から150度82メートルのところ (北緯32度56分8秒,東経129度1分55秒) チ 7から150度42メートルのところ (北緯32度56分9秒,東経129度1分54秒) リ 5と6を結ぶ直線上5から35メートルのところ (北緯32度56分11秒,東経129度1分56秒) ヌ 4から90度25メートルのところ (北緯32度56分14秒,東経129度1分58秒) ル 3から90度20メートルのところ (北緯32度56分18秒,東経129度1分59秒) ヲ 2から90度20メートルのところ (北緯32度56分23秒,東経129度1分59秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第1300号	長崎県南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷青木浦西岸標識(松ヶ枝鼻先端から北方海岸沿いに150メートルの地点) 飯ノ瀬戸郷ソーヅカ浦地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷青木浦西岸標識(松ヶ枝鼻先端から北方海岸沿いに150メートルの地点) (北緯32度56分28秒,東経129度0分28秒) 2 同郡同町同郷青木黒崎南西端 (北緯32度56分13秒,東経129度0分50秒) 3 同郡同町同郷青木浦西岸岩標識 (北緯32度56分37秒,東経129度0分35秒) 4 同郡同町同郷青木浦東岸標識 (北緯32度56分20秒,東経129度0分58秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から60メートルのところ (北緯32度56分27秒,東経129度0分30秒) ロ 1と2を結ぶ直線上1から295メートルのところ (北緯32度56分22秒,東経129度0分37秒) ハ 3と4を結ぶ直線上3から355メートルのところ (北緯32度56分30秒,東経129度0分45秒) ニ 3と4を結ぶ直線上3から120メートルのところ (北緯32度56分35秒,東経129度0分38秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、天然種苗分については、直径20メートルの円形生簀5台の規模を超えてはならない。また、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗(以下、移送分とする。)については、直径20メートルの円形生簀25台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、天然種苗分の生簀の総面積が1,570平方メートル、移送分の生簀の総面積が7,850平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年あたりの天然種苗の活込尾数は、移送分を除き、2,000尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。	継続	
漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
五区計第2001号	長崎県南松浦郡新上五島町奈摩郷地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町奈摩郷ハゲ崎防波堤付根標識(ハゲ崎防波堤付根から東側へ海岸沿いに20メートルの地点) (北緯33度1分47秒,東経129度4分53秒) 2 同郡同町同郷ハゲ崎北側標識(1から東側へ海岸沿いに100メートルの地点) (北緯33度1分47秒,東経129度4分57秒)	イ 1から0度15メートルのところ (北緯33度1分48秒,東経129度4分53秒) ロ 1から0度65メートルのところ (北緯33度1分50秒,東経129度4分53秒) ハ 2から0度70メートルのところ (北緯33度1分50秒,東経129度4分57秒) ニ 2から0度20メートルのところ (北緯33度1分48秒,東経129度4分57秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町奈摩郷網上郷青方郷船崎郷相河郷三日ノ浦郷今里郷続浜ノ浦郷道土井郷飯ノ瀬戸郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第2002号	長崎県 南松浦郡 新上五島町 網上郷 網上郷 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町網上郷網上防波堤東端側標識(網上防波堤東端灯台から西側へ38メートルのところ) (北緯33度1分18秒,東経129度4分24秒) 2 同郡同町同郷網上防波堤中間標識(網上防波堤付根から東側へ67メートルのところ) (北緯33度1分20秒,東経129度4分15秒)	イ 1から187度80メートルのところ (北緯33度1分16秒,東経129度4分23秒) ロ 2から189度100メートルのところ (北緯33度1分17秒,東経129度4分14秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷		継続	
五区計第2003号	長崎県 南松浦郡 新上五島町 網上郷 冷水 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町網上郷冷水灰ドコロ防波堤北側護岸標識(防波堤付根から北方護岸沿いに80メートルのところ) (北緯33度1分59秒,東経129度4分2秒) 2 同郡同町同郷冷水灰ドコロ防波堤北側護岸排水口標識(1から北方護岸沿いに175メートルのところ) (北緯33度2分4秒,東経129度4分1秒)	イ 1から90度60メートルのところ (北緯33度1分59秒,東経129度4分4秒) ロ 1から90度150メートルのところ (北緯33度1分59秒,東経129度4分8秒) ハ 2から90度170メートルのところ (北緯33度2分4秒,東経129度4分7秒) ニ 2から90度80メートルのところ (北緯33度2分4秒,東経129度4分4秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第2004号	長崎県南松浦郡新上五島町青方郷字大曾地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と防波堤によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町青方郷字大曾沖防波堤南東端角標識 (北緯32度58分50秒,東経129度3分20秒) 2 同郡同町同郷同字大曾沖防波堤中間標識 (1から北西方向防波堤沿いに80メートルのところ) (北緯32度58分52秒,東経129度3分17秒)	イ 1から37度20メートルのところ (北緯32度58分51秒,東経129度3分20秒) ロ 2から37度20メートルのところ (北緯32度58分52秒,東経129度3分18秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷		継続	
五区計第2005号	長崎県南松浦郡新上五島町今里郷平岩地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町今里郷字地藏山東海岸標識(2から北側へ180メートルのところ) (北緯32度58分2秒,東経129度2分56秒) 2 同郡同町同郷字平岩平岩鼻北西端石垣角標識 (北緯32度57分56秒,東経129度2分56秒)	イ 1から90度20メートルのところ (北緯32度58分2秒,東経129度2分57秒) ロ 1から90度70メートルのところ (北緯32度58分2秒,東経129度2分59秒) ハ 2から90度70メートルのところ (北緯32度57分56秒,東経129度2分59秒) ニ 2から90度20メートルのところ (北緯32度57分56秒,東経129度2分57秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第2006号	長崎県南松浦郡新上五島町今里郷字小浜小崎鼻地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町今里郷字小浜小崎鼻西端標識 (北緯32度58分20秒,東経129度1分58秒) 2 同郡同町同郷字小浜小崎鼻西石垣南端標識 (北緯32度58分15秒,東経129度1分57秒)	イ 1から270度40メートルのところ (北緯32度58分20秒,東経129度1分56秒) ロ 1から270度80メートルのところ (北緯32度58分20秒,東経129度1分54秒) ハ 2から270度150メートルのところ (北緯32度58分15秒,東経129度1分51秒) ニ 2から270度110メートルのところ (北緯32度58分15秒,東経129度1分53秒)	第1種介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町奈摩郷網上郷青方郷船崎郷相河郷三日ノ浦郷今里郷続浜ノ浦郷道土井郷飯ノ瀬戸郷		継続	
五区計第2007号	長崎県南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷小手ノ浦地先	次の1、2の各点を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷小手ノ浦北岸南鼻標識 (北緯32度57分10秒,東経128度59分59秒) 2 同郡同町同郷小手ノ浦北岸東鼻標識 (北緯32度57分10秒,東経129度0分15秒)		第1種介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町奈摩郷網上郷青方郷船崎郷相河郷三日ノ浦郷今里郷続浜ノ浦郷道土井郷飯ノ瀬戸郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第2008号	長崎県南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷小手ノ浦地先	次の1、2、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷小手ノ浦センガウラ北端標識 (北緯32度57分3秒,東経129度0分19秒) 2 同郡同町同郷小手ノ浦東小島南端白岩標識 (北緯32度57分5秒,東経129度0分16秒) 3 同郡同町同郷小手ノ浦中鼻北端 (北緯32度57分3秒,東経129度0分7秒)		第1種介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町奈摩郷網上郷青方郷船崎郷相河郷三日ノ浦郷今里郷続浜ノ浦郷道土井郷飯ノ瀬戸郷		継続	
五区計第2009号	長崎県南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷小手ノ浦地先	次の1、イ、ロ、2の各点を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷小手ノ浦南岸西鼻標識 (北緯32度57分1秒,東経128度59分57秒) 2 同郡同町同郷小手ノ浦南岸中鼻標識 (北緯32度57分3秒,東経129度0分7秒)	イ 1から0度100メートルのところ (北緯32度57分5秒,東経128度59分57秒) ロ 2から0度73メートルのところ (北緯32度57分5秒,東経129度0分7秒)	第1種介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町奈摩郷網上郷青方郷船崎郷相河郷三日ノ浦郷今里郷続浜ノ浦郷道土井郷飯ノ瀬戸郷		継続	



漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第2010号	長崎県南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷焼崎浦御堂鼻地先	次の1、イ、ロ、ハの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷焼崎浦南岸基下西ノ鼻築堤 (北緯32度56分43秒,東経129度0分7秒) 2 同郡同町同郷焼崎浦御堂鼻北東端 (北緯32度56分45秒,東経128度59分54秒) 3 同郡同町同郷焼崎浦カトリック教会下護岸排水管上端 (北緯32度56分40秒,東経128度59分59秒)	イ 1から0度60メートルのところ (北緯32度56分45秒,東経129度0分7秒) ロ 1と2を結ぶ直線と3から0度の直線との交点 (北緯32度56分44秒,東経128度59分59秒) ハ 3と1を結ぶ直線上3から30メートルのところ (北緯32度56分40秒,東経128度59分60秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町奈摩郷網上郷青方郷船崎郷相河郷三日ノ浦郷今里郷続浜ノ浦郷道土井郷飯ノ瀬戸郷		継続	
五区計第2011号	長崎県南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷青木浦地先	次の1、イ、ロ、3の各点を結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷青木浦海岸標識 (北緯32度56分38秒,東経129度0分38秒) 2 同郡同町道土井郷青木沖瀬鼻南西端 (北緯32度56分38秒,東経129度0分58秒) 3 同郡同町同郷青木クサズミの鼻西端 (北緯32度56分46秒,東経129度0分57秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から300メートルのところ (北緯32度56分38秒,東経129度0分49秒) ロ 3から270度138メートルのところ (北緯32度56分46秒,東経129度0分52秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町奈摩郷網上郷青方郷船崎郷相河郷三日ノ浦郷今里郷続浜ノ浦郷道土井郷飯ノ瀬戸郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第2012号	長崎県南松浦郡新上五島町道土井郷別当崎地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町道土井郷別当崎標識A (北緯32度56分10秒,東経129度1分54秒) 2 同郡同町同郷別当崎東側護岸跡標識(1から南方海岸沿いに22メートルのところ) (北緯32度56分10秒,東経129度1分52秒) 3 同郡同町同郷別当崎標識B(2から南方護岸沿いに135メートルのところ) (北緯32度56分10秒,東経129度1分48秒)	イ 1から150度42メートルのところ (北緯32度56分9秒,東経129度1分54秒) ロ 1から150度82メートルのところ (北緯32度56分8秒,東経129度1分55秒) ハ 2から180度90メートルのところ (北緯32度56分7秒,東経129度1分53秒) ニ 3から180度90メートルのところ (北緯32度56分7秒,東経129度1分48秒) ホ 3から180度50メートルのところ (北緯32度56分8秒,東経129度1分48秒) ヘ 2から180度50メートルのところ (北緯32度56分8秒,東経129度1分53秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷		継続	
漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
五区計第2300号	長崎県南松浦郡新上五島町奈摩郷地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町奈摩郷ハゲ崎防波堤付根標識(ハゲ崎防波堤付根から東側へ海岸沿いに20メートルのところ) (北緯33度1分47秒,東経129度4分53秒) 2 同郡同町同郷ハゲ崎北側標識(1から東側へ海岸沿いに100メートルのところ) (北緯33度1分47秒,東経129度4分57秒)	イ 1から0度15メートルのところ (北緯33度1分48秒,東経129度4分53秒) ロ 1から0度65メートルのところ (北緯33度1分50秒,東経129度4分53秒) ハ 2から0度70メートルのところ (北緯33度1分50秒,東経129度4分57秒) ニ 2から0度20メートルのところ (北緯33度1分48秒,東経129度4分57秒)	第1種 介類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第2301号	長崎県 南松浦郡 新上五島町 網上郷 網上郷 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町網上郷網上防波堤東端側標識(網上防波堤東端灯台から西側へ38メートルのところ) (北緯33度1分18秒,東経129度4分24秒) 2 同郡同町同郷網上防波堤中間標識(網上防波堤付根から東側へ67メートルのところ) (北緯33度1分20秒,東経129度4分15秒)	イ 1から187度80メートルのところ (北緯33度1分16秒,東経129度4分23秒) ロ 2から189度100メートルのところ (北緯33度1分17秒,東経129度4分14秒)	第1種 介類小割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷		継続	
五区計第2302号	長崎県 南松浦郡 新上五島町 網上郷 冷水 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町網上郷冷水灰ドコロ防波堤北側護岸標識(防波堤付根から北方護岸沿いに80メートルのところ) (北緯33度1分59秒,東経129度4分2秒) 2 同郡同町同郷冷水灰ドコロ防波堤北側護岸排水口標識(1から北方護岸沿いに175メートルのところ) (北緯33度2分4秒,東経129度4分1秒)	イ 1から90度60メートルのところ (北緯33度1分59秒,東経129度4分4秒) ロ 1から90度150メートルのところ (北緯33度1分59秒,東経129度4分8秒) ハ 2から90度170メートルのところ (北緯33度2分4秒,東経129度4分7秒) ニ 2から90度80メートルのところ (北緯33度2分4秒,東経129度4分4秒)	第1種 介類小割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第2303号	長崎県南松浦郡新上五島町青方郷字大曾地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と防波堤によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町青方郷字大曾沖防波堤南東端角標識(北緯32度58分50秒,東経129度3分20秒) 2 同郡同町同郷字大曾沖防波堤中間標識(1から北西方向防波堤沿いに80メートルのところ)(北緯32度58分52秒,東経129度3分17秒)	イ 1から37度20メートルのところ(北緯32度58分51秒,東経129度3分20秒) ロ 2から37度20メートルのところ(北緯32度58分52秒,東経129度3分18秒)	第1種介類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町奈摩郷網上郷青方郷船崎郷相河郷三日ノ浦郷今里郷統浜ノ浦郷道土井郷飯ノ瀬戸郷		継続	
五区計第2304号	長崎県南松浦郡新上五島町今里郷平岩地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町今里郷地蔵山東海岸標識(2から北側へ180メートルのところ)(北緯32度58分2秒,東経129度2分56秒) 2 同郡同町同郷字平岩平岩鼻北西端石垣角標識(北緯32度57分56秒,東経129度2分56秒)	イ 1から90度20メートルのところ(北緯32度58分2秒,東経129度2分57秒) ロ 1から90度70メートルのところ(北緯32度58分2秒,東経129度2分59秒) ハ 2から90度70メートルのところ(北緯32度57分56秒,東経129度2分59秒) ニ 2から90度20メートルのところ(北緯32度57分56秒,東経129度2分57秒)	第1種介類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町奈摩郷網上郷青方郷船崎郷相河郷三日ノ浦郷今里郷統浜ノ浦郷道土井郷飯ノ瀬戸郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第2305号	長崎県南松浦郡新上五島町今里郷字小浜小崎鼻地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町今里郷字小浜小崎鼻西端標識 (北緯32度58分20秒,東経129度1分58秒) 2 同郡同町同郷字小浜小崎鼻西石垣南端標識 (北緯32度58分15秒,東経129度1分57秒)	イ 1から270度40メートルのところ (北緯32度58分20秒,東経129度1分56秒) ロ 1から270度80メートルのところ (北緯32度58分20秒,東経129度1分54秒) ハ 2から270度150メートルのところ (北緯32度58分15秒,東経129度1分51秒) ニ 2から270度110メートルのところ (北緯32度58分15秒,東経129度1分53秒)	第1種介類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町奈摩郷網上郷青方郷船崎郷相河郷三日ノ浦郷今里郷続浜ノ浦郷道土井郷飯ノ瀬戸郷		継続	
五区計第2306号	長崎県南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷串島桃ノ木止地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、3、ト、チの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷串島桃ノ木止北浦海岸標識A (北緯32度57分22秒,東経128度59分38秒) 2 同郡同町同郷串島桃ノ木止北浦海岸標識B (北緯32度57分20秒,東経128度59分38秒) 3 同郡同町同郷串島桃ノ木止東端標識 (北緯32度57分18秒,東経128度59分41秒) 4 同郡同町同郷串島桃ノ木止南浦海岸標識 (北緯32度57分16秒,東経128度59分38秒)	イ 1から101度30メートルのところ (北緯32度57分22秒,東経128度59分39秒) ロ 1から101度150メートルのところ (北緯32度57分21秒,東経128度59分43秒) ハ 4から128度150メートルのところ (北緯32度57分13秒,東経128度59分42秒) ニ 4から158度100メートルのところ (北緯32度57分13秒,東経128度59分39秒) ホ 4から158度20メートルのところ (北緯32度57分15秒,東経128度59分38秒) ヘ 3から180度30メートルのところ (北緯32度57分17秒,東経128度59分41秒) ト 3から0度20メートルのところ (北緯32度57分19秒,東経128度59分41秒) チ 2から101度20メートルのところ (北緯32度57分20秒,東経128度59分39秒)	第1種介類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町奈摩郷網上郷青方郷船崎郷相河郷三日ノ浦郷今里郷続浜ノ浦郷道土井郷飯ノ瀬戸郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第2307号	長崎県南松浦郡新上五島町道土井郷別当崎地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町道土井郷別当崎標識A (北緯32度56分10秒,東経129度1分54秒) 2 同郡同町同郷別当崎東側護岸跡標識(1から南方海岸沿いに22メートルのところ) (北緯32度56分10秒,東経129度1分53秒) 3 同郡同町同郷別当崎標識B(2から南方護岸沿いに135メートルのところ) (北緯32度56分10秒,東経129度1分48秒)	イ 1から150度42メートルのところ (北緯32度56分9秒,東経129度1分54秒) ロ 1から150度82メートルのところ (北緯32度56分8秒,東経129度1分55秒) ハ 2から180度90メートルのところ (北緯32度56分7秒,東経129度1分53秒) ニ 3から180度90メートルのところ (北緯32度56分7秒,東経129度1分48秒) ホ 3から180度50メートルのところ (北緯32度56分8秒,東経129度1分48秒) ヘ 2から180度50メートルのところ (北緯32度56分8秒,東経129度1分53秒)	第1種 介類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷		継続	
漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
五区計第4000号	長崎県南松浦郡新上五島町網上郷地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町網上郷護岸南角標識 (北緯33度1分34秒,東経129度4分6秒) 2 同郡同町同郷男鹿泊護岸標識(1から南方護岸沿いに150メートルのところ) (北緯33度1分29秒,東経129度4分8秒)	イ 1から90度220メートルのところ (北緯33度1分34秒,東経129度4分15秒) ロ 1から90度360メートルのところ (北緯33度1分34秒,東経129度4分20秒) ハ 2から90度310メートルのところ (北緯33度1分29秒,東経129度4分20秒) ニ 2から90度170メートルのところ (北緯33度1分29秒,東経129度4分14秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第4001号	長崎県南松浦郡新上五島町続浜ノ浦郷加瀬川地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町続浜ノ浦郷加瀬川地先 (北緯32度58分12秒,東経129度1分23秒) 2 同郡同町同郷恵比須鼻西端北端標識 (北緯32度58分5秒,東経129度1分26秒)	イ 1から90度190メートルのところ (北緯32度58分12秒,東経129度1分30秒) ロ 2から90度130メートルのところ (北緯32度58分5秒,東経129度1分31秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷		継続	
五区計第4002号	長崎県南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷ソウヅカ浦地先	次の1、イ、2の各点を順次結んだ各直線、3と4を結んだ直線及び2から3、4から1に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷松ヶ鼻南西端標識 (北緯32度56分25秒,東経129度0分24秒) 2 同郡同郷ソウヅカ浦西鼻南東端標識 (北緯32度56分22秒,東経129度0分11秒) 3 同郡同郷ソウヅカ浦標識A (北緯32度56分28秒,東経129度0分15秒) 4 同郡同郷ソウヅカ浦標識B (北緯32度56分28秒,東経129度0分18秒)	イ 1から171度80メートルのところ (北緯32度56分22秒,東経129度0分25秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第100号	長崎県南松浦郡新上五島町船崎郷字祝言島大浦地先	次の1と2を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町船崎郷字祝言島大浦東岸中瀬鼻標識(北緯33度0分34秒,東経129度1分28秒) 2 同郡同町同郷字祝言島大浦西岸中鼻標識(北緯33度0分30秒,東経129度1分17秒)		第2種 魚類網仕切式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-		継続	
漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
五区計第3000号	長崎県南松浦郡新上五島町網上郷地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町網上郷護岸南角標識(北緯33度1分34秒,東経129度4分6秒) 2 同郡同町同郷男鹿泊護岸標識(1から北方護岸沿いに145メートルのところ)(北緯33度1分39秒,東経129度4分7秒)	イ 1から90度220メートルのところ(北緯33度1分34秒,東経129度4分15秒) ロ 1から90度360メートルのところ(北緯33度1分34秒,東経129度4分20秒) ハ 2から90度330メートルのところ(北緯33度1分39秒,東経129度4分20秒) ニ 2から90度190メートルのところ(北緯33度1分39秒,東経129度4分15秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1. ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない	継続	



漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第3001号	長崎県南松浦郡新上五島町道土井郷青木浦地先	次の1、イ、ロ、ハ、4の各点を順次結んだ各直線、2と3を結んだ直線及び1から2、3から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町道土井郷青木クサズミの鼻西端標識 (北緯32度56分46秒,東経129度0分57秒) 2 同郡同町同郷青木沖瀬鼻南西端 (北緯32度56分38秒,東経129度0分58秒) 3 同郡同町同郷青木白崎鼻西端 (北緯32度56分30秒,東経129度1分1秒) 4 同郡同町同郷青木黒崎南西端 (北緯32度56分13秒,東経129度0分50秒) 5 同郡同町飯ノ瀬戸郷青木浦西岸標識(松ヶ枝鼻突端から北方海岸沿いに150メートルのところ) (北緯32度56分28秒,東経129度0分28秒)	イ 1から270度70メートルのところ (北緯32度56分46秒,東経129度0分54秒) ロ 3から270度300メートルのところ (北緯32度56分30秒,東経129度0分50秒) ハ 4と5を結ぶ直線上4から100メートルのところ (北緯32度56分15秒,東経129度0分47秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	個別	-	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない	継続	
漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
五区計第521号	長崎県南松浦郡新上五島町荒川郷彦浦海岸地先	次の1、2の各点を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町荒川郷赤崎鼻北端標識 (北緯32度55分57秒,東経129度1分57秒) 2 同郡同町同郷恵美須鼻護岸東端標識 (北緯32度55分50秒,東経129度2分1秒)		第1種 藻類養殖業	9月1日から 6月30日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部・土井ノ浦を除く)		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第522号	長崎県南松浦郡新上五島町荒川郷雷鼻北東海岸地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町荒川郷雷鼻南東端標識 (北緯32度55分7秒,東経129度2分1秒) 2 同郡同町同郷郷ノ首中鼻標識 (北緯32度55分16秒,東経129度2分8秒)	イ 1から108度20メートルのところ (北緯32度55分7秒,東経129度2分2秒) ロ 2から108度40メートルのところ (北緯32度55分16秒,東経129度2分10秒)	第1種藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)		継続	
五区計第523号	長崎県南松浦郡新上五島町荒川郷唐人ヶ浦海岸地先	次の1、2の各点を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町荒川郷唐人ヶ浦南側標識 (北緯32度55分8秒,東経129度3分2秒) 2 同郡同町同郷唐人ヶ浦北側側溝標識 (北緯32度55分13秒,東経129度3分6秒)		第1種藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第524号	長崎県南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷瓢子鼻地先	次の1、2、3の各点を順次結んだ各直線、4と5を結んだ直線、及び3から4、1から5に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷ユーゴ鼻北西端築堤標識 (北緯32度54分38秒,東経129度2分29秒) 2 同郡同町同郷トビ瀬東端築堤標識 (北緯32度54分38秒,東経129度2分27秒) 3 同郡同町同郷彦浦長瀬北西端北築堤跡付根標識 (北緯32度54分31秒,東経129度2分17秒) 4 同郡同町同郷宝崎北端築堤付根標識 (北緯32度54分34秒,東経129度2分33秒) 5 同郡同町同郷千切島南端築堤付根標識 (北緯32度54分35秒,東経129度2分33秒)		第1種藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)		継続	
五区計第525号	長崎県南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷船隠地先	次の2、1、3の各点を順次結んだ各直線及び3から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷船隠北鼻築堤付根標識 (北緯32度54分7秒,東経129度2分25秒) 2 同郡同町同郷船隠南鼻西端標識 (北緯32度53分58秒,東経129度2分19秒) 3 同郡同町同郷船隠内鼻西築堤突端標識 (北緯32度54分7秒,東経129度2分31秒)		第1種藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第526号	長崎県南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷小ポッポ浦地先	次の1と2を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷小ポッポ浦北鼻南西端標識 (北緯32度53分52秒,東経129度2分23秒) 2 同郡同町同郷小ポッポ浦南鼻標識 (北緯32度53分47秒,東経129度2分25秒)		第1種藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)		継続	
五区計第527号	長崎県南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷姥ヶ浦地先	次の1、2の各点を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷姥ヶ浦南東入り江北側標識 (北緯32度53分19秒,東経129度3分30秒) 2 同郡同町同郷姥ヶ浦南東入り江南側標識 (北緯32度53分17秒,東経129度3分27秒)		第1種藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第528号	長崎県南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷白魚小河原地先	次の1、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷白魚棧橋付根南土管標識 (北緯32度52分58秒,東経129度3分31秒) 2 同郡同町同郷白河原西岸標識 (北緯32度52分55秒,東経129度3分15秒)		第1種藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)		継続	
五区計第529号	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷上中島地先	次の1、2の各点を結んだ直線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町若松郷上中島赤岩北築堤突端 (北緯32度53分30秒,東経129度2分22秒) 2 同郡同町同郷上中島東浦標識A (北緯32度53分20秒,東経129度2分31秒)		第1種藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第530号	長崎県南松浦郡新上五島町桐古里郷市右工門鼻地先	次の1、2の各点を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町桐古里郷市右工門鼻北側標識 (北緯32度52分16秒,東経129度2分40秒) 2 同郡同町同郷市右工門鼻南側標識 (北緯32度52分12秒,東経129度2分43秒)		第1種藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)		継続	
五区計第531号	長崎県南松浦郡新上五島町西神ノ浦郷盆ヶ浦地先	次の1、2の各点を順次結んだ直線、3と4を結んだ直線及び1から4、2から3に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町西神ノ浦郷二番山鼻南西端標識A (北緯32度53分53秒,東経129度1分33秒) 2 同郡同町同郷基左ヶ浦海岸南側標識B (北緯32度53分52秒,東経129度1分37秒) 3 同郡同町同郷基左ヶ浦海岸南側標識C (北緯32度53分50秒,東経129度1分36秒) 4 同郡同町同郷二番山鼻南西端大岩標識D (北緯32度53分52秒,東経129度1分33秒)		第1種藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第532号	長崎県南松浦郡新上五島町西神ノ浦郷男鹿ノ浦地先	次の1、2の各点を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町西神ノ浦郷男鹿ノ浦鼻標識A (北緯32度55分0秒,東経129度0分58秒) 2 同郡同町同郷男鹿ノ浦鼻標識B (北緯32度55分5秒,東経129度0分52秒)		第1種藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)		継続	
五区計第533号	長崎県南松浦郡新上五島町桐古里郷大地地先	次の1、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町桐古里郷大地口ノ浦境界標識 (北緯32度51分11秒,東経129度2分50秒) 2 同郡同町同郷向石南標識 (北緯32度51分15秒,東経129度2分52秒)		第1種藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第1015号	長崎県 南松浦郡 新上五島町 荒川郷 彦浦 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町荒川郷赤崎北端標識 (北緯32度55分57秒,東経129度1分57秒) 2 同郡同町同郷恵美須鼻護岸東端標識 (北緯32度55分50秒,東経129度2分1秒)	イ 1から64度150メートルのところ (北緯32度55分59秒,東経129度2分2秒) ロ 2から64度150メートルのところ (北緯32度55分53秒,東経129度2分6秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部・土井ノ浦を除く)		継続	
五区計第1016号	長崎県 南松浦郡 新上五島町 荒川郷 本久島西側 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町荒川郷蔵小島南西端西側標識 (北緯32度54分57秒,東経129度2分35秒) 2 同郡同町宿ノ浦郷宝崎小島東海岸標識 (北緯32度54分39秒,東経129度2分31秒) 3 同郡同町宿ノ浦郷宝崎鼻東端標識 (北緯32度54分24秒,東経129度2分48秒) 4 同郡同町荒川郷本久島南側標識 (北緯32度54分51秒,東経129度2分51秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から110メートルのところ (北緯32度54分53秒,東経129度2分34秒) ロ 1と2を結ぶ直線上1から210メートルのところ (北緯32度54分50秒,東経129度2分33秒) ハ 3と4を結ぶ直線上4から130メートルのところ (北緯32度54分47秒,東経129度2分51秒) ニ 3と4を結ぶ直線上4から30メートルのところ (北緯32度54分50秒,東経129度2分51秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部・土井ノ浦を除く)		継続	



漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第1017号	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷上中島地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線及び2から1に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町若松郷上中島東浦標識A (北緯32度53分20秒,東経129度2分31秒) 2 同郡同町同郷上中島東浦標識B (北緯32度53分16秒,東経129度2分38秒)	イ 1から32度200メートルのところ (北緯32度53分26秒,東経129度2分35秒) ロ 2から46度160メートルのところ (北緯32度53分20秒,東経129度2分42秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く) 若松郷(神部・土井ノ浦を除く)		継続	
五区計第1018号	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷上中島ヤキガマ地先	次の2、イ、ロ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町若松郷上中島西岸大岩標識 (北緯32度53分26秒,東経129度2分18秒) 2 同郡同町同郷上中島深浦海岸標識 (北緯32度53分18秒,東経129度2分18秒) 3 同郡同町同郷上中島深浦築堤先端標識 (北緯32度53分19秒,東経129度2分15秒)	イ 1から263度18メートルのところ (北緯32度53分26秒,東経129度2分17秒) ロ 1から263度98メートルのところ (北緯32度53分25秒,東経129度2分14秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く) 若松郷(神部・土井ノ浦を除く)		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第1019号	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷上中島南浦地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町若松郷上中島南浦端標識 (北緯32度53分11秒,東経129度2分23秒) 2 同郡同町同郷上中島南浦東築堤標識 (北緯32度53分13秒,東経129度2分33秒)	イ 1から176度30分70メートルのところ (北緯32度53分9秒,東経129度2分24秒) ロ 2から176度30分70メートルのところ (北緯32度53分11秒,東経129度2分33秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)	1. イの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
五区計第1020号	長崎県南松浦郡新上五島町桐古里郷築地鼻地先	次の1、イ、6の各点を結んだ各直線、2と3、4と5を結んだ各直線及び1から2、3から4、5から6に至る各最高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町桐古里郷築地鼻一番浦標識1 (北緯32度52分52秒,東経129度2分25秒) 2 同郡同町同郷築地鼻一番浦標識2(1から南東海岸沿いに40メートルのところ) (北緯32度52分52秒,東経129度2分26秒) 3 同郡同町同郷築地鼻一番浦標識3(2から南方海岸沿いに67メートルのところ) (北緯32度52分50秒,東経129度2分26秒) 4 同郡同町同郷築地鼻二番浦標識3(5から北方海岸沿いに70メートルのところ) (北緯32度52分48秒,東経129度2分26秒) 5 同郡同町同郷築地鼻二番浦標識2(6から北東海岸沿いに47メートルのところ) (北緯32度52分47秒,東経129度2分26秒) 6 同郡同町同郷築地鼻二番浦標識1 (北緯32度52分46秒,東経129度2分25秒)	イ 1から270度10メートルのところ (北緯32度52分52秒,東経129度2分25秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第1021号	長崎県南松浦郡新上五島町桐古里郷	次の1と4を結んだ直線、2と3を結んだ直線及び1から2、3から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町桐古里郷深浦鼻北端標識 (北緯32度52分29秒,東経129度2分25秒) 2 同郡同町同郷深浦内鼻東海岸標識 (北緯32度52分30秒,東経129度2分33秒) 3 同郡同町同郷桄ノ木鼻南東海岸標識 (北緯32度52分33秒,東経129度2分32秒) 4 同郡同町同郷築地鼻三番浦標識 (北緯32度52分41秒,東経129度2分28秒)		第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)		継続	
五区計第1022号	長崎県南松浦郡新上五島町桐古里郷深浦	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町桐古里郷松崎鼻中浦標識 (北緯32度52分23秒,東経129度2分36秒) 2 同郡同町同郷深浦松崎海岸標識ロ (北緯32度52分20秒,東経129度2分31秒) 3 同郡同町同郷カトリック教会畑護岸南東角 (北緯32度52分3秒,東経129度2分41秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から110メートルのところ (北緯32度52分20秒,東経129度2分37秒) ロ 2から137度50メートルのところ (北緯32度52分19秒,東経129度2分32秒) ハ 2から159度140メートルのところ (北緯32度52分16秒,東経129度2分33秒) ニ 1と3を結ぶ直線上1から210メートルのところ (北緯32度52分17秒,東経129度2分38秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第1023号	長崎県 南松浦郡 新上五島町 桐古里郷 瀬戸 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町桐古里郷瀬戸道路擁壁北側標識 (北緯32度51分34秒,東経129度2分39秒) 2 同郡同町同郷瀬戸道路擁壁南側標識 (北緯32度51分26秒,東経129度2分44秒)	イ 1から244度50メートルのところ (北緯32度51分33秒,東経129度2分37秒) ロ 2から244度50メートルのところ (北緯32度51分25秒,東経129度2分42秒) ハ 2から244度135メートルのところ (北緯32度51分24秒,東経129度2分39秒) ニ 1から244度135メートルのところ (北緯32度51分32秒,東経129度2分34秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷(佐尾を除く) 若松郷(神部・土井ノ浦を除く)		継続	
五区計第1024号	長崎県 南松浦郡 新上五島町 桐古里郷 大地 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、3、4、5の各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町桐古里郷白浜鼻築堤大岩標識 (北緯32度51分2秒,東経129度2分43秒) 2 同郡同町同郷口ノ浦白濱境界標識 (北緯32度51分9秒,東経129度2分46秒) 3 同郡同町同郷大地口ノ浦境界標識 (北緯32度51分11秒,東経129度2分50秒) 4 同郡同町同郷向石大地境界標識 (北緯32度51分15秒,東経129度2分52秒) 5 同郡同町同郷釜蓋瀬南岩標識 (北緯32度51分18秒,東経129度2分43秒)	イ 5から250度262メートルのところ (北緯32度51分15秒,東経129度2分34秒) ロ 1から270度180メートルのところ (北緯32度51分2秒,東経129度2分36秒) ハ 1から270度40メートルのところ (北緯32度51分2秒,東経129度2分41秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷(佐尾を除く) 若松郷(神部・土井ノ浦を除く)		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第1025号	長崎県南松浦郡新上五島町桐古里郷カズラ島北東側地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町桐古里郷カズラ島北東標識 (北緯32度51分11秒,東経129度2分20秒) 2 同郡同町同郷カズラ島東側入江中央標識 (北緯32度51分0秒,東経129度2分23秒)	イ 1から60度20メートルのところ (北緯32度51分11秒,東経129度2分21秒) ロ 1から60度75メートルのところ (北緯32度51分12秒,東経129度2分22秒) ハ 2から39度195メートルのところ (北緯32度51分5秒,東経129度2分28秒) ニ 2から32度145メートルのところ (北緯32度51分4秒,東経129度2分26秒)	第1種 魚類小割式養殖(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く) 若松郷(神部・土井ノ浦を除く)		継続	
五区計第1026号	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷下中島東岸地先	次の1、イ、2の各点を順次結んだ各直線、3と4を結んだ直線及び1から3、2から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町若松郷下中島スズキ浦第2標識 (北緯32度52分25秒,東経129度2分10秒) 2 同郡同町同郷下中島スズキ浦第3標識 (北緯32度52分20秒,東経129度2分10秒) 3 同郡同町同郷下中島スズキ浦第4標識 (北緯32度52分23秒,東経129度2分7秒) 4 同郡同町同郷下中島スズキ浦第5標識 (北緯32度52分21秒,東経129度2分8秒)	イ 2から90度5メートルのところ (北緯32度52分20秒,東経129度2分10秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く) 若松郷(神部・土井ノ浦を除く)		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第1027号	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷下中島東側地先	次の1、イ、4の各点を順次結んだ各直線、2と3を結んだ直線及び1から2、3から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町若松郷下中島スズキ浦北端突堤標識 (北緯32度52分28秒,東経129度2分8秒) 2 同郡同町同郷下中島スズキ浦北海岸標識 (1から西方海岸沿いに50メートルのところ) (北緯32度52分27秒,東経129度2分6秒) 3 同郡同町同郷下中島スズキ浦南海岸標識 (4から西方海岸沿いに50メートルのところ) (北緯32度52分25秒,東経129度2分8秒) 4 同郡同町同郷下中島スズキ浦南端突堤標識 (北緯32度52分25秒,東経129度2分9秒) 5 同郡同町桐古里郷深浦鼻北側標識 (北緯32度52分21秒,東経129度2分26秒)	イ 1と5を結ぶ直線上1から50メートルのところ (北緯32度52分27秒,東経129度2分10秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)		継続	
五区計第1028号	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷守崎地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町若松郷守崎460番地標識 (北緯32度53分27秒,東経129度1分54秒) 2 同郡同町同郷守崎海岸標識 (北緯32度53分21秒,東経129度1分43秒) 3 同郡同町同郷小島浦136番地の38護岸標識 (北緯32度53分36秒,東経129度1分46秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から75メートルのところ (北緯32度53分29秒,東経129度1分52秒) ロ 2から324度80メートルのところ (北緯32度53分23秒,東経129度1分41秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第1029号	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷小島浦地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町若松郷E物置場東端標識 (北緯32度53分26秒,東経129度1分33秒) 2 同郡同町同郷C物置場標識(1より北方護岸沿いに160メートルのところ) (北緯32度53分30秒,東経129度1分30秒)	イ 1から66度42メートルのところ (北緯32度53分26秒,東経129度1分34秒) ロ 1から66度227メートルのところ (北緯32度53分29秒,東経129度1分41秒) ハ 2から66度227メートルのところ (北緯32度53分33秒,東経129度1分38秒) ニ 2から66度42メートルのところ (北緯32度53分31秒,東経129度1分32秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
五区計第1030号	長崎県南松浦郡新上五島町西神ノ浦郷盆ヶ浦地先	次のイ、ロ、3、ハの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町西神ノ浦郷盆ヶ浦北西岸標識 (北緯32度54分9秒,東経129度1分42秒) 2 同郡同町同郷二番山鼻標識A (北緯32度54分0秒,東経129度1分38秒) 3 同郡同町同郷甚左ヶ浦海岸標識A (北緯32度53分58秒,東経129度1分43秒) 4 同郡同町同郷盆ヶ浦南東岸標識 (北緯32度54分2秒,東経129度1分48秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から50メートルのところ (北緯32度54分8秒,東経129度1分43秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から20メートルのところ (北緯32度53分60秒,東経129度1分39秒) ハ 1と4を結ぶ直線上4から25メートルのところ (北緯32度54分3秒,東経129度1分48秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第1031号	長崎県南松浦郡新上五島町西神ノ浦郷小元ヶ浦地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町西神ノ浦郷小元ヶ浦長円寺鼻標識 (北緯32度54分25秒,東経129度1分27秒) 2 同郡同町同郷小元ヶ浦護岸標識 (北緯32度54分16秒,東経129度1分25秒)	イ 1から161度125メートルのところ (北緯32度54分21秒,東経129度1分29秒) ロ 1から142度175メートルのところ (北緯32度54分21秒,東経129度1分32秒) ハ 2から105度100メートルのところ (北緯32度54分16秒,東経129度1分29秒) ニ 2から105度30メートルのところ (北緯32度54分16秒,東経129度1分27秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)		継続	
五区計第1301号	長崎県南松浦郡新上五島町荒川郷蔵小島西側地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町荒川郷蔵小島北西端標識 (北緯32度55分4秒,東経129度2分39秒) 2 同郡同町蔵小島南西端西側標識 (北緯32度54分57秒,東経129度2分35秒)	イ 1から295度210メートルのところ (北緯32度55分7秒,東経129度2分32秒) ロ 1から295度455メートルのところ (北緯32度55分11秒,東経129度2分23秒) ハ 2から285度445メートルのところ (北緯32度55分0秒,東経129度2分18秒) ニ 2から285度200メートルのところ (北緯32度54分58秒,東経129度2分28秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、天然種苗分については、直径20メートルの円形生簀6台の規模を超えてはならない。また、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗(以下、移送分とする。)については、直径20メートルの円形生簀18台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、天然種苗分の生簀の総面積が1,884平方メートル、移送分の生簀の総面積が5,652平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年あたりの天然種苗の活込尾数は、移送分を除き、2,616尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。	継続	



漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第1302号	長崎県南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷加勢ノ浦地先	次の2、イ、ロ、ハの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷宝崎小島東海岸標識 (北緯32度54分39秒,東経129度2分31秒) 2 同郡同町同郷宝崎東端標識 (北緯32度54分24秒,東経129度2分48秒)	イ 1から40度155メートルのところ (北緯32度54分43秒,東経129度2分35秒) ロ 2から40度205メートルのところ (北緯32度54分29秒,東経129度2分53秒) ハ 2から40度50メートルのところ (北緯32度54分25秒,東経129度2分49秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、天然種苗分については、直径25メートルの円形生簀8台の規模を超えてはならない。また、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗(以下、移送分とする。)については直径25メートルの円形生簀3台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、天然種苗分の生簀の総面積が3,928平方メートル、移送分の生簀の総面積が1,473平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年あたりの天然種苗の活込尾数は、移送分を除き、1,000尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。	継続	
漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
五区計第1303号	長崎県南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷彦浦地先	次の1と7を結んだ直線、2、3、4の各点を順次結んだ各直線、5と6を結んだ直線、及び1から2、4から5、6から7に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷彦浦長瀬南西端築堤標識 (北緯32度54分24秒,東経129度2分19秒) 2 同郡同町同郷彦浦長瀬南端築堤標識 (北緯32度54分24秒,東経129度2分20秒) 3 同郡同町同郷彦浦海岸標識 (北緯32度54分27秒,東経129度2分26秒) 4 同郡同町同郷彦浦中鼻北側標識 (北緯32度54分25秒,東経129度2分28秒) 5 同郡同町同郷彦浦ハゲ鼻標識 (北緯32度54分12秒,東経129度2分24秒) 6 同郡同町同郷彦浦ハゲ島東端 (北緯32度54分12秒,東経129度2分23秒) 7 同郡同町同郷彦浦ハゲ島築堤西端標識 (北緯32度54分14秒,東経129度2分20秒)		第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、天然種苗分については、直径25メートルの円形生簀4台の規模を超えてはならない。また、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗(以下、移送分とする。)については、直径20メートルの円形生簀4台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、天然種苗分の生簀の総面積が1,964平方メートル、移送分の生簀の総面積が1,256平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年あたりの天然種苗の活込尾数は、移送分を除き500尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第1304号	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷上中島地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町若松郷上中島東浦標識B (北緯32度53分16秒,東経129度2分38秒) 2 同郡同町同郷上中島東浦標識C (北緯32度53分14秒,東経129度2分40秒)	イ 1から46度20メートルのところ (北緯32度53分16秒,東経129度2分38秒) ロ 1から46度160メートルのところ (北緯32度53分20秒,東経129度2分42秒) ハ 2から62度180メートルのところ (北緯32度53分17秒,東経129度2分46秒) ニ 2から100度85メートルのところ (北緯32度53分13秒,東経129度2分43秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く) 若松郷(神部・土井ノ浦を除く)	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径25メートルの円形生簀4台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が1,963平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗を除き、天然種苗を活性こんではならない。 4. 人工種苗を活性こんではならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
五区計第1305号	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷上中島地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町若松郷上中島赤岩北築堤突端 (北緯32度53分30秒,東経129度2分22秒) 2 同郡同町同郷上中島東浦標識A (北緯32度53分20秒,東経129度2分31秒)	イ 1から40度70メートルのところ (北緯32度53分32秒,東経129度2分24秒) ロ 2から32度200メートルのところ (北緯32度53分26秒,東経129度2分35秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く) 若松郷(神部・土井ノ浦を除く)	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径25メートルの円形生簀8台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が3,925平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年あたりの天然種苗の活込尾数は、1,000尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活性こんではならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. イの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第1306号	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷上中島南浦地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町若松郷上中島南浦端標識 (北緯32度53分11秒,東経129度2分23秒) 2 同郡同町同郷上中島南浦東黒岩標識 (北緯32度53分14秒,東経129度2分29秒)	イ 1から176度30分70メートルのところ (北緯32度53分9秒,東経129度2分24秒) ロ 1から176度30分135メートルのところ (北緯32度53分7秒,東経129度2分24秒) ハ 2から176度30分190メートルのところ (北緯32度53分8秒,東経129度2分30秒) ニ 2から176度30分120メートルのところ (北緯32度53分10秒,東経129度2分30秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀4台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が1,256平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年あたりの天然種苗の活込尾数は、336尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。	継続	
五区計第1307号	長崎県南松浦郡新上五島町桐古里郷深浦地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町桐古里郷深浦松崎海岸標識B (北緯32度52分20秒,東経129度2分31秒) 2 同郡同町同郷深浦鼻南端築堤突端標識 (北緯32度52分20秒,東経129度2分27秒)	イ 1から137度50メートルのところ (北緯32度52分19秒,東経129度2分32秒) ロ 2から180度60メートルのところ (北緯32度52分18秒,東経129度2分27秒) ハ 2から174度150メートルのところ (北緯32度52分15秒,東経129度2分28秒) ニ 1から159度140メートルのところ (北緯32度52分16秒,東経129度2分33秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀4台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が1,256平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年あたりの天然種苗の活込尾数は、335尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第1308号	長崎県南松浦郡新上五島町西神ノ浦郷盆ヶ浦地先	次のイ、ロ、ハ、4の各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町西神ノ浦郷二番山鼻北東端大岩標識 (北緯32度54分12秒,東経129度1分42秒) 2 同郡同町同郷盆ヶ浦北西岸標識 (北緯32度54分9秒,東経129度1分42秒) 3 同郡同町同郷盆ヶ浦南岸標識 (北緯32度54分2秒,東経129度1分48秒) 4 同郡同町同郷東の鼻北端 (北緯32度54分4秒,東経129度1分49秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から100メートルのところ (北緯32度54分10秒,東経129度1分44秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から50メートルのところ (北緯32度54分8秒,東経129度1分43秒) ハ 2と3を結ぶ直線上3から25メートルのところ (北緯32度54分3秒,東経129度1分48秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、その総面積が1,100平方メートルを超えてはならない。 3. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた天然種苗(移送分)を含め、天然種苗を活け込んではならない。 4. イの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
五区計第1309号	長崎県南松浦郡新上五島町西神ノ浦郷男鹿ノ浦地先	次の1と2、3と4を結んだ各直線及び1から4、2から3に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町西神ノ浦郷男鹿ノ浦標識E (北緯32度55分8秒,東経129度0分57秒) 2 同郡同町同郷男鹿ノ浦鼻標識D (北緯32度55分1秒,東経129度1分1秒) 3 同郡同町同郷小河原東南標識 (北緯32度55分3秒,東経129度1分14秒) 4 同郡同町同郷猿浦北東標識 (北緯32度55分20秒,東経129度0分59秒)		第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径30メートルの円形生簀1台、直径25メートルの円形生簀7台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が4,141平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年あたりの天然種苗の活込尾数は、1,552尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. 3と4を結ぶ直線上、3から210m、4から210mのところに夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第1310号	長崎県南松浦郡新上五島町西神ノ浦郷小河原地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町西神ノ浦郷小河原東側防波堤東端標識 (北緯32度55分20秒,東経129度0分23秒) 2 同郡同町同郷大平漁港東橋大岩標識 (北緯32度55分19秒,東経129度0分14秒)	イ 1から330度255メートルのところ (北緯32度55分27秒,東経129度0分18秒) ロ 1から330度420メートルのところ (北緯32度55分32秒,東経129度0分15秒) ハ 2から330度305メートルのところ (北緯32度55分27秒,東経129度0分8秒) ニ 2から330度140メートルのところ (北緯32度55分23秒,東経129度0分11秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く) 若松郷(神部・土井ノ浦を除く)	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径30メートルの円形生簀4台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が2,828平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、32,000尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。	継続	
五区計第1311号	長崎県南松浦郡新上五島町西神ノ浦郷大平地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町西神ノ浦郷大平立瀬南岸標識(大平立瀬から南方海岸沿いに120メートルのところ) (北緯32度55分34秒,東経128度59分56秒) 2 同郡同町同郷大平初瀬標識 (北緯32度55分26秒,東経128度59分60秒)	イ 1から90度95メートルのところ (北緯32度55分34秒,東経128度59分60秒) ロ 1から90度180メートルのところ (北緯32度55分34秒,東経129度0分3秒) ハ 2から105度180メートルのところ (北緯32度55分25秒,東経129度0分6秒) ニ 2から118度100メートルのところ (北緯32度55分25秒,東経129度0分3秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く) 若松郷(神部・土井ノ浦を除く)	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀8台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が2,512平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗を除き、天然種苗を活込んではいない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第2013号	長崎県南松浦郡新上五島町荒川郷松ヶ鼻地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町荒川郷松ヶ鼻北西端標識 (北緯32度55分50秒,東経129度2分17秒) 2 同郡同町同郷小島南岸標識 (北緯32度56分3秒,東経129度2分15秒) 3 同郡同町同郷松ヶ鼻南西端標識 (北緯32度55分44秒,東経129度2分18秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から100メートルのところ (北緯32度55分53秒,東経129度2分17秒) ロ 1から305度30分160メートルのところ (北緯32度55分53秒,東経129度2分12秒) ハ 1から206度118メートルのところ (北緯32度55分49秒,東経129度2分13秒) ニ 1から266度70メートルのところ (北緯32度55分50秒,東経129度2分15秒) ホ 3から264度70メートルのところ (北緯32度55分44秒,東経129度2分15秒) ヘ 3から264度20メートルのところ (北緯32度55分44秒,東経129度2分17秒) ト 1から266度20メートルのところ (北緯32度55分50秒,東経129度2分17秒)	第1種介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)		継続	
漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
五区計第2014号	長崎県南松浦郡新上五島町荒川郷蔵小島南側地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町荒川郷蔵小島南西端標識 (北緯32度54分56秒,東経129度2分36秒) 2 同郡同町同郷蔵小島南東端標識 (北緯32度54分57秒,東経129度2分52秒)	イ 1から180度85メートルのところ (北緯32度54分54秒,東経129度2分36秒) ロ 2から180度85メートルのところ (北緯32度54分54秒,東経129度2分52秒)	第1種介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第2015号	長崎県南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷多佐浦地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷深浦鼻北東標識 (北緯32度54分2秒,東経129度3分36秒) 2 同郡同町同郷多佐浦標識(1から南方海岸沿いに328メートルのところ) (北緯32度53分52秒,東経129度3分39秒)	イ 1から71度30メートルのところ (北緯32度54分3秒,東経129度3分37秒) ロ 1から71度130メートルのところ (北緯32度54分4秒,東経129度3分41秒) ハ 2から71度130メートルのところ (北緯32度53分53秒,東経129度3分44秒) ニ 2から71度30メートルのところ (北緯32度53分52秒,東経129度3分40秒)	第1種介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)		継続	
五区計第2016号	長崎県南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷加勢ノ浦地先	次の1と4を結んだ直線、2と3を結んだ直線及び1から2、3から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷立岩鼻西側標識 (北緯32度54分21秒,東経129度3分7秒) 2 同郡同町同郷荒の岩鶴の木橋 (北緯32度54分13秒,東経129度3分10秒) 3 同郡同町同郷三ヶ月鼻標識 (北緯32度54分11秒,東経129度3分5秒) 4 同郡同町同郷宝崎鼻東端標識 (北緯32度54分24秒,東経129度2分48秒)		第1種介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第2017号	長崎県南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷ポッボンナ鼻地先	次の1、2の各点を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷ポッボンナ潮ひき鼻南東端標識(北緯32度53分46秒,東経129度2分25秒) 2 同郡同町同郷ポッボンナ鼻西端標識(北緯32度53分40秒,東経129度2分29秒)		第1種介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)		継続	
五区計第2018号	長崎県南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷八王島北西側地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷八王島北端西側標識(北緯32度53分32秒,東経129度2分53秒) 2 同郡同町同郷八王島南西端西側標識(北緯32度53分25秒,東経129度2分49秒) 3 同郡同町同郷下り松南岸標識(北緯32度53分34秒,東経129度2分40秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から30メートルのところ(北緯32度53分32秒,東経129度2分52秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から30メートルのところ(北緯32度53分26秒,東経129度2分49秒)	第1種介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)		継続	



漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第2019号	長崎県南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷八王島南側地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷八王島南端標識 (北緯32度53分22秒,東経129度2分50秒) 2 同郡同町同郷八王島東側標識 (北緯32度53分25秒,東経129度2分56秒)	イ 1から130度80メートルのところ (北緯32度53分20秒,東経129度2分52秒) ロ 2から130度80メートルのところ (北緯32度53分24秒,東経129度2分59秒)	第1種介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)		継続	
五区計第2020号	長崎県南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷姥ヶ浦地先	次の1、2、イ、4の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷姥ヶ浦西側鼻標識 (北緯32度53分35秒,東経129度3分17秒) 2 同郡同町同郷姥ヶ浦東側鼻標識A (北緯32度53分33秒,東経129度3分23秒) 3 同郡同町同郷姥ヶ浦東側鼻標識B (北緯32度53分17秒,東経129度3分19秒) 4 同郡同町同郷五郎島東鼻標識 (北緯32度53分20秒,東経129度3分10秒)	イ 3と4を結ぶ直線上4から160メートルのところ (北緯32度53分18秒,東経129度3分16秒)	第1種介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第2021号	長崎県南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷松中島地先	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷松中島西端 (北緯32度53分12秒,東経129度3分3秒) 2 同郡同町同郷松中島南西鼻標識 (北緯32度53分10秒,東経129度3分7秒) 3 同郡同町同郷松中島東端 (北緯32度53分9秒,東経129度3分19秒) 4 同郡同町同郷清蔵ヶ首北鼻標識 (北緯32度53分10秒,東経129度2分56秒) 5 同郡同町同郷清蔵ヶ首南鼻標識 (北緯32度53分6秒,東経129度3分2秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から60メートルのところ (北緯32度53分12秒,東経129度3分1秒) ロ 2と5を結ぶ直線上2から40メートルのところ (北緯32度53分9秒,東経129度3分6秒) ハ 3から180度135メートルのところ (北緯32度53分5秒,東経129度3分19秒)	第1種介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)		継続	
五区計第2022号	長崎県南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷弥五郎島地先	次の1と4を結んだ直線、2と3を結んだ直線及び1から2に至る最高高潮時海岸線、3から4に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷弥五郎島北端標識 (北緯32度53分14秒,東経129度2分51秒) 2 同郡同町同郷弥五郎島南端標識 (北緯32度53分12秒,東経129度2分50秒) 3 同郡同町同郷小瀬戸北端標識 (北緯32度53分12秒,東経129度2分49秒) 4 同郡同町同郷小瀬戸東端標識 (北緯32度53分10秒,東経129度2分56秒)		第1種介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第2023号	長崎県南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷猪木浦南西	次の1、2の各点を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷猪木浦南西岸標識 (北緯32度52分47秒,東経129度2分55秒) 2 同郡同町同郷猪木浦北岸標識 (北緯32度52分40秒,東経129度2分55秒)		第1種介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)		継続	
五区計第2024号	長崎県南松浦郡新上五島町西神ノ浦郷盆ヶ浦地先	次の1と4を結んだ直線、2と3を結んだ直線及び1と2、3と4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町西神ノ浦郷基左ヶ浦海岸標識B (北緯32度53分57秒,東経129度1分42秒) 2 同郡同町同郷基左ヶ浦海岸南西側標識(1から南西海岸沿い方向に200メートルのところ) (北緯32度53分53秒,東経129度1分38秒) 3 同郡同町同郷二番山鼻南西奥側標識 (北緯32度53分54秒,東経129度1分33秒) 4 同郡同町同郷二番山鼻標識B (北緯32度53分59秒,東経129度1分37秒)		第1種介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第2308号	長崎県南松浦郡新上五島町荒川郷蔵小島南側地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町荒川郷蔵小島南西端標識 (北緯32度54分56秒,東経129度2分36秒) 2 同郡同町同郷蔵小島南東端標識 (北緯32度54分57秒,東経129度2分52秒)	イ 1から180度85メートルのところ (北緯32度54分54秒,東経129度2分36秒) ロ 2から180度85メートルのところ (北緯32度54分54秒,東経129度2分52秒)	第1種 介類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)		継続	
五区計第2309号	長崎県南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷船隠地先	次の1と2を結んだ直線と2から1に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷船隠北鼻築堤付根標識 (北緯32度54分7秒,東経129度2分25秒) 2 同郡同町同郷船隠内鼻西築堤突端標識 (北緯32度54分7秒,東経129度2分31秒)		第1種 介類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第2310号	長崎県南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷ポッポナ鼻地先	次の1、2の各点を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷ポッポナ潮ひき鼻南東端標識 (北緯32度53分46秒,東経129度2分25秒) 2 同郡同町同郷ポッポナ鼻西端標識 (北緯32度53分40秒,東経129度2分29秒)		第1種介類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)		継続	
漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第4003号	長崎県南松浦郡新上五島町荒川郷元倉地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町荒川郷赤ハエ鼻西端 (北緯32度55分25秒,東経129度2分19秒) 2 同郡同町同郷長瀬鼻南端 (北緯32度55分20秒,東経129度2分25秒) 3 同郡同町同郷平ハエ鼻南東端 (北緯32度55分21秒,東経129度2分38秒)	イ 1から225度50メートルのところ (北緯32度55分24秒,東経129度2分17秒) ロ 1から225度100メートルのところ (北緯32度55分23秒,東経129度2分16秒) ハ 2から225度120メートルのところ (北緯32度55分17秒,東経129度2分22秒) ニ 3から180度150メートルのところ (北緯32度55分17秒,東経129度2分38秒) ホ 3から180度50メートルのところ (北緯32度55分20秒,東経129度2分38秒) ヘ 2から225度50メートルのところ (北緯32度55分19秒,東経129度2分24秒)	第1種あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第4004号	長崎県南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷宿ノ浦郷ドシャクナ浦地先	次の1、イ、ロ、7の各点を順次結んだ各直線、2、3、4の各点を順次結んだ各直線、5と6を結んだ直線及び1から2、4から5、6から7に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷竹下鼻南西端標識 (北緯32度53分2秒,東経129度2分38秒) 2 同郡同町同郷竹下鼻南東端標識 (北緯32度53分1秒,東経129度2分43秒) 3 同郡同町同郷竹下鼻標識A (北緯32度52分59秒,東経129度2分46秒) 4 同郡同町同郷竹下鼻標識B (北緯32度52分54秒,東経129度2分55秒) 5 同郡同町同郷竹下鼻標識C (北緯32度52分53秒,東経129度2分57秒) 6 同郡同町同郷竹下鼻標識D (北緯32度52分49秒,東経129度2分57秒) 7 同郡同町同郷築地浦鼻西端標識 (北緯32度52分49秒,東経129度2分50秒) 8 同郡同町同郷長瀬東岸標識A(長瀬北端から南側方向120メートルのところ) (北緯32度52分41秒,東経129度2分39秒)	イ 1から226度140メートルのところ (北緯32度52分59秒,東経129度2分34秒) ロ 7と8を結ぶ直線上7から120メートルのところ (北緯32度52分47秒,東経129度2分47秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)	1. イ、ロの各점에夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
五区計第4005号	長崎県南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷築地鼻地先	次の1、イ、ロ、4の各点を順次結んだ各直線、5と6を結んだ直線及び1から6、4から5に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷第2築地鼻北東端 (北緯32度52分53秒,東経129度2分29秒) 2 同郡同町同郷竹下鼻標識B (北緯32度52分54秒,東経129度2分55秒) 3 同郡同町同郷築地浦鼻南側標識 (北緯32度52分47秒,東経129度2分54秒) 4 同郡同町同郷小長瀬北端標識 (北緯32度52分38秒,東経129度2分49秒) 5 同郡同町同郷小長瀬西岸標識 (北緯32度52分36秒,東経129度2分46秒) 6 同郡同町同郷築地鼻長瀬東岸標識B (北緯32度52分36秒,東経129度2分42秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から250メートルのところ (北緯32度52分54秒,東経129度2分39秒) ロ 3と4を結ぶ直線上4から100メートルのところ (北緯32度52分41秒,東経129度2分50秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)	1. イの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第3003号	長崎県南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷馬ノ足形地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷馬ノ足形南端標識 (北緯32度54分30秒,東経129度3分23秒) 2 同郡同町同郷馬ノ足形東側護岸標識 (北緯32度54分31秒,東経129度3分26秒) 3 同郡同町同郷馬ノ足形東側から東へ225メートルのところ (北緯32度54分31秒,東経129度3分36秒)	イ 3から180度75メートルのところ (北緯32度54分30秒,東経129度3分23秒) ロ 3から180度15メートルのところ (北緯32度54分31秒,東経129度3分36秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第1032号	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷大道土井地先	次の1、イ、ロ、3、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町若松郷大道土井北外側築堤付根標識 (北緯32度52分57秒,東経129度1分40秒) 2 同郡同町同郷大道土井北内側築堤付根標識 (北緯32度52分56秒,東経129度1分39秒) 3 同郡同町同郷大道土井南側築堤付根標識 (北緯32度52分53秒,東経129度1分39秒)	イ 1から110度30分50メートルのところ (北緯32度52分57秒,東経129度1分42秒) ロ 3から87度70メートルのところ (北緯32度52分53秒,東経129度1分42秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町若松郷神部土井ノ浦		継続	
五区計第1033号	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷潮這崎地先	次の2、1、イ、ロ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町若松郷潮這崎南鼻東築堤突端標識 (北緯32度52分40秒,東経129度1分44秒) 2 同郡同町同郷潮這崎内鼻標識 (北緯32度52分42秒,東経129度1分43秒) 3 同郡同町同郷潮這崎北鼻東築堤突端標識 (北緯32度52分43秒,東経129度1分44秒)	イ 1から90度10メートルのところ (北緯32度52分40秒,東経129度1分45秒) ロ 3から90度15メートルのところ (北緯32度52分43秒,東経129度1分44秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町若松郷神部土井ノ浦	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	



漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第1034号	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷下中島前畑地先	次の1、イ、ロ、3、ハの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町若松郷下中島前畑築堤付根標識A (北緯32度52分32秒,東経129度1分51秒) 2 同郡同町同郷下中島前畑築堤付根標識B (北緯32度52分28秒,東経129度1分51秒) 3 同郡同町同郷下中島小野畑の下南鼻西端方塊標識 (北緯32度52分25秒,東経129度1分49秒)	イ 1から270度20メートルのところ (北緯32度52分32秒,東経129度1分50秒) ロ 3から270度20メートルのところ (北緯32度52分25秒,東経129度1分48秒) ハ 2から270度13メートルのところ (北緯32度52分28秒,東経129度1分50秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町若松郷神部土井ノ浦	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
五区計第1035号	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷下中島南風泊地先	次の2、1、イ、ロ、5を結んだ各直線、3と4を結んだ直線及び2から3、4から5に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれて区域	1 南松浦郡新上五島町若松郷下中島南風泊西口鼻西の築堤突端 (北緯32度52分14秒,東経129度1分52秒) 2 同郡同町同郷下中島南風泊中の鼻築堤付根 (北緯32度52分14秒,東経129度1分55秒) 3 同郡同町同郷下中島南風泊中の鼻東端 (北緯32度52分14秒,東経129度1分56秒) 4 同郡同町同郷下中島南風泊東口鼻標識(5から北東方海岸沿いに20メートルのところ) (北緯32度52分13秒,東経129度1分58秒) 5 同郡同町同郷下中島南風泊東口鼻北西端 (北緯32度52分12秒,東経129度1分58秒)	イ 1から172度50メートルのところ (北緯32度52分13秒,東経129度1分52秒) ロ 5から186度70メートルのところ (北緯32度52分10秒,東経129度1分58秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町若松郷神部土井ノ浦	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第1036号	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷字野島片汐東	次の1、イ、ロ、3、2の各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町若松郷字野島片汐東鼻築堤付根標識 (北緯32度52分5秒,東経129度2分2秒) 2 同郡同町同郷字野島片汐中鼻築堤付根標識 (北緯32度52分6秒,東経129度1分59秒) 3 同郡同町同郷字野島火之子ヶ浦西口鼻築堤付根標識 (北緯32度52分7秒,東経129度1分57秒)	イ 1から24度10メートルのところ (北緯32度52分5秒,東経129度2分2秒) ロ 3から24度40メートルのところ (北緯32度52分8秒,東経129度1分57秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町若松郷神部土井ノ浦	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
五区計第1037号	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷字野島焼山浦地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線、3と4を結んだ直線及び2から3、1から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町若松郷字野島焼山浦北鼻築堤突端標識 (北緯32度52分0秒,東経129度1分53秒) 2 同郡同町同郷字野島焼山浦南鼻築堤角標識 (北緯32度51分55秒,東経129度1分54秒) 3 同郡同町同郷字野島焼山浦南内鼻標識(2から東方海岸沿いに30メートルのところ) (北緯32度51分56秒,東経129度1分55秒) 4 同郡同町同郷字野島焼山浦北内鼻標識(1から東方海岸沿いに30メートルのところ) (北緯32度52分1秒,東経129度1分54秒)	イ 1から270度30メートルのところ (北緯32度52分0秒,東経129度1分52秒) ロ 2から270度30メートルのところ (北緯32度51分55秒,東経129度1分53秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町若松郷神部土井ノ浦	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第1038号	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷字野島焼山地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町若松郷字野島焼山一番鼻標識 (北緯32度51分51秒,東経129度1分56秒) 2 同郡同町同郷字野島焼山標識 (北緯32度51分41秒,東経129度1分58秒)	イ 1から270度20メートルのところ (北緯32度51分51秒,東経129度1分56秒) ロ 1から270度60メートルのところ (北緯32度51分51秒,東経129度1分54秒) ハ 2から270度55メートルのところ (北緯32度51分41秒,東経129度1分56秒) ニ 2から270度15メートルのところ (北緯32度51分41秒,東経129度1分58秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町若松郷神部土井ノ浦	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
五区計第1039号	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷小ヶ倉地先	次のイ、2、3、4、ハ、5、ロの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町若松郷七ツ山浦稚木山南端標識 (北緯32度51分45秒,東経129度1分42秒) 2 同郡同町同郷七ツ山浦小島飛瀬標識 (北緯32度51分36秒,東経129度1分38秒) 3 同郡同町同郷七ツ山浦築堤突端標識 (北緯32度51分37秒,東経129度1分35秒) 4 同郡同町同郷七ツ山浦小ヶ倉鼻北築堤内立岩 (北緯32度51分26秒,東経129度1分35秒) 5 同郡同町同郷七ツ山浦鳥ノ小島鼻築堤突端標識 (北緯32度51分18秒,東経129度1分45秒) 6 同郡同町同郷七ツ山浦鳥ノ小島東端 (北緯32度51分18秒,東経129度1分52秒) 7 同郡同町同郷関掛瀬航路標識 (北緯32度51分29秒,東経129度2分12秒) 8 同郡同町同郷字野島野島南端立岩 (北緯32度51分34秒,東経129度2分3秒)	イ 1と6を結ぶ直線と3と8を結ぶ直線との交点 (北緯32度51分36秒,東経129度1分46秒) ロ 1と6を結ぶ直線と5と7を結ぶ直線との交点 (北緯32度51分21秒,東経129度1分51秒) ハ 2と5を結ぶ直線と4と7を結ぶ直線との交点 (北緯32度51分27秒,東経129度1分42秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町若松郷神部土井ノ浦	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第1040号	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷宮ノ浦地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線、3と4を結んだ直線及び1から4、2から3に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町若松郷宮ノ浦中鼻築堤標識 (北緯32度51分56秒,東経129度1分39秒) 2 同郡同町同郷宮ノ浦南鼻築堤標識 (北緯32度51分54秒,東経129度1分41秒) 3 同郡同町同郷宮ノ浦南鼻海岸標識 (北緯32度51分55秒,東経129度1分38秒) 4 同郡同町同郷宮ノ浦中鼻海岸標識 (北緯32度51分56秒,東経129度1分37秒)	イ 1から70度50メートルのところ (北緯32度51分57秒,東経129度1分41秒) ロ 2から70度50メートルのところ (北緯32度51分54秒,東経129度1分43秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町若松郷神部土井ノ浦		継続	
漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
五区計第1041号	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷宮ノ浦地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町若松郷宮ノ浦上ノ浜海岸標識 (北緯32度52分0秒,東経129度1分40秒) 2 同郡同町同郷宮ノ浦中鼻北築堤付根標識 (北緯32度51分57秒,東経129度1分40秒)	イ 1から89度80メートルのところ (北緯32度52分0秒,東経129度1分43秒) ロ 1から89度120メートルのところ (北緯32度52分0秒,東経129度1分45秒) ハ 2から89度130メートルのところ (北緯32度51分57秒,東経129度1分45秒) ニ 2から89度90メートルのところ (北緯32度51分57秒,東経129度1分43秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町若松郷神部土井ノ浦	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第1042号	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷伊崎伊崎浦地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線、3と4を結んだ直線及び1から3、4から2に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町若松郷伊崎伊崎鼻築堤標識 (北緯32度52分12秒,東経129度1分45秒) 2 同郡同町同郷伊崎伊崎浦南鼻北東端 (北緯32度52分6秒,東経129度1分44秒) 3 同郡同町同郷伊崎伊崎鼻南岸築堤標識 (北緯32度52分10秒,東経129度1分41秒) 4 同郡同町同郷伊崎伊崎浦北岸築堤標識 (北緯32度52分7秒,東経129度1分41秒) 5 同郡同町同郷宇野島野島北端 (北緯32度52分8秒,東経129度1分53秒)	イ 1と5を結ぶ直線上1から50メートルのところ (北緯32度52分11秒,東経129度1分47秒) ロ 2と5を結ぶ直線上2から50メートルのところ (北緯32度52分6秒,東経129度1分46秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町若松郷神部土井ノ浦	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
五区計第1043号	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷宇深浦地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町若松郷宇深浦焼き場の東鼻西岸標識A (北緯32度51分25秒,東経129度1分11秒) 2 同郡同町同郷宇深浦焼き場の東鼻西岸標識B (北緯32度51分25秒,東経129度1分5秒) 3 同郡同町同郷宇深浦焼き場の西鼻南東端標識 (北緯32度51分24秒,東経129度0分52秒)	イ 1から161度55メートルのところ (北緯32度51分23秒,東経129度1分12秒) ロ 1から161度125メートルのところ (北緯32度51分21秒,東経129度1分13秒) ハ 3から161度220メートルのところ (北緯32度51分17秒,東経129度0分55秒) ニ 3から161度50メートルのところ (北緯32度51分22秒,東経129度0分53秒) ホ 2から161度100メートルのところ (北緯32度51分21秒,東経129度1分6秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町若松郷神部土井ノ浦		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第1044号	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷字火打ヶ浦パンノ石原地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町若松郷字火打ヶ浦パンノ石原西築堤付根標識(北緯32度51分40秒,東経129度0分50秒) 2 同郡同町同郷字火打ヶ浦火打ヶ鼻西側築堤付根標識(北緯32度51分42秒,東経129度0分58秒)	イ 1から328度40メートルのところ(北緯32度51分41秒,東経129度0分49秒) ロ 1から328度110メートルのところ(北緯32度51分43秒,東経129度0分48秒) ハ 2から304度30分225メートルのところ(北緯32度51分46秒,東経129度0分51秒) ニ 2から50度110メートルのところ(北緯32度51分44秒,東経129度1分1秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町若松郷神部土井ノ浦		継続	
五区計第1045号	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷白浜地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれて区域	1 南松浦郡新上五島町若松郷白浜松ヶ鼻南西端標識(北緯32度51分49秒,東経129度1分6秒) 2 同郡同町同郷水白浜南西端標識(北緯32度51分57秒,東経129度0分53秒) 3 同郡同町同郷里ノ浦ヘゴハチ瀬頂上(北緯32度51分57秒,東経129度0分46秒) 4 同郡同町同郷土井ノ浦納屋場鼻東端(北緯32度51分41秒,東経129度0分31秒) 5 同郡同町同郷里ノ浦パンノ石原北西端(北緯32度51分37秒,東経129度0分44秒) 6 同郡同町同郷字火打ヶ浦パンノ石原標識B(北緯32度51分41秒,東経129度0分57秒) 7 同郡同町同郷字火打ヶ浦火打ヶ鼻北西端(北緯32度51分44秒,東経129度1分3秒)	イ 1と3を結ぶ直線と2と7を結ぶ直線との交点(北緯32度51分53秒,東経129度0分57秒) ロ 1と3を結ぶ直線と2と5を結ぶ直線との交点(北緯32度51分55秒,東経129度0分52秒) ハ 2と5を結ぶ直線と3と6を結ぶ直線との交点(北緯32度51分51秒,東経129度0分50秒) ニ 1と4を結ぶ直線と3と6を結ぶ直線との交点(北緯32度51分46秒,東経129度0分54秒) ホ 1と4を結ぶ直線と2と7を結ぶ直線との交点(北緯32度51分48秒,東経129度1分0秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町若松郷神部土井ノ浦		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第1046号	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷水ノ浦地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町若松郷との鼻西端標識 (北緯32度51分48秒,東経129度0分21秒) 2 同郡同町同郷沖ノ浦鼻北西端標識 (北緯32度51分44秒,東経129度0分22秒) 3 同郡同町同郷田ノ小島北端 (北緯32度51分46秒,東経129度0分12秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から42メートルのところ (北緯32度51分48秒,東経129度0分20秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から43メートルのところ (北緯32度51分44秒,東経129度0分20秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町若松郷神部土井ノ浦		継続	
五区計第1047号	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷字水ノ浦水ノ浦鼻地先	次の1、イ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町若松郷字水ノ浦吹浦鼻南西端 (北緯32度51分53秒,東経129度0分6秒) 2 同郡同町同郷字水ノ浦水ノ浦鼻南西端標識 (北緯32度51分48秒,東経129度0分15秒)	イ 1から225度50メートルのところ (北緯32度51分52秒,東経129度0分5秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町若松郷神部土井ノ浦		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第1048号	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷田ノ小島長瀬地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町若松郷田ノ小島北西標識 (北緯32度51分46秒,東経129度0分11秒) 2 同郡同町同郷田ノ小島長瀬海岸標識 (北緯32度51分36秒,東経129度0分5秒)	イ 1から287度30メートルのところ (北緯32度51分46秒,東経129度0分10秒) ロ 1から287度230メートルのところ (北緯32度51分48秒,東経129度0分2秒) ハ 2から339度290メートルのところ (北緯32度51分44秒,東経129度0分1秒) ニ 2から22度230メートルのところ (北緯32度51分43秒,東経129度0分8秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町若松郷神部土井ノ浦		継続	
五区計第1049号	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷田ノ小島長瀬地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町若松郷田ノ小島北西標識 (北緯32度51分46秒,東経129度0分11秒) 2 同郡同町同郷田ノ小島長瀬海岸標識 (北緯32度51分36秒,東経129度0分5秒) 3 同郡同町同郷田ノ小島西端標識 (北緯32度51分34秒,東経129度0分1秒)	イ 2から22度230メートルのところ (北緯32度51分43秒,東経129度0分8秒) ロ 2から339度290メートルのところ (北緯32度51分44秒,東経129度0分1秒) ハ 3から239度210メートルのところ (北緯32度51分31秒,東経128度59分54秒) ニ 3から179度150メートルのところ (北緯32度51分29秒,東経129度0分1秒) ホ 3から158度70メートルのところ (北緯32度51分32秒,東経129度0分2秒) ヘ 3から287度65メートルのところ (北緯32度51分35秒,東経128度59分59秒) ト 2から287度130メートルのところ (北緯32度51分37秒,東経128度59分60秒) チ 1と2を結ぶ直線上2から20メートルのところ (北緯32度51分36秒,東経129度0分5秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町若松郷神部土井ノ浦		継続	



漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第1312号	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷七ツ山浦地先	次の5、イ、ロ、ハ、ニ、6の各点を順次結んだ各直線と6から7に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町若松郷七ツ山浦椎木山南鼻先端標識(北緯32度51分45秒,東経129度1分42秒) 2 同郡同町同郷七ツ山浦出鼻先端標識(北緯32度51分46秒,東経129度1分27秒) 3 同郡同町同郷七ツ山浦塚の下標識(3から南方海岸沿いに33メートルのところ)(北緯32度51分45秒,東経129度1分26秒) 4 同郡同町同郷七ツ山浦北岸標識(北緯32度51分48秒,東経129度1分32秒) 5 同郡同町同郷七ツ山浦小島南西端標識(北緯32度51分40秒,東経129度1分36秒) 6 同郡同町同郷七ツ山浦小島東端標識(北緯32度51分40秒,東経129度1分37秒)	イ 2と5を結ぶ直線と3と4を結ぶ直線との交点(北緯32度51分46秒,東経129度1分28秒) ロ 3と4を結ぶ直線上4から20メートルのところ(北緯32度51分48秒,東経129度1分32秒) ハ 1から180度50メートルのところ(北緯32度51分44秒,東経129度1分42秒) ニ 1から180度290メートルのところ(北緯32度51分36秒,東経129度1分42秒)	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町若松郷神部土井ノ浦	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀14台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が4,396平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年あたりの天然種苗の活込尾数は、1,249尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
五区計第1313号	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷小ヶ倉地先	次のイ、2、3、4、ハ、5、ロの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町若松郷七ツ山浦椎木山南端標識(北緯32度51分45秒,東経129度1分42秒) 2 同郡同町同郷七ツ山浦小島飛瀬標識(北緯32度51分36秒,東経129度1分38秒) 3 同郡同町同郷七ツ山浦築堤先端標識(北緯32度51分37秒,東経129度1分35秒) 4 同郡同町同郷七ツ山浦小ヶ倉鼻北築堤内立岩(北緯32度51分26秒,東経129度1分35秒) 5 同郡同町同郷七ツ山浦鳥ノ小島鼻築堤先端標識(北緯32度51分18秒,東経129度1分45秒) 6 同郡同町同郷七ツ山浦鳥ノ小島東端(北緯32度51分18秒,東経129度1分52秒) 7 同郡同町同郷掛瀬航路標識(北緯32度51分29秒,東経129度2分12秒) 8 同郡同町同郷宇野島野島南端立岩(北緯32度51分34秒,東経129度2分3秒)	イ 1と6を結ぶ直線と3と8を結ぶ直線との交点(北緯32度51分36秒,東経129度1分46秒) ロ 1と6を結ぶ直線と5と7を結ぶ直線との交点(北緯32度51分21秒,東経129度1分51秒) ハ 2と5を結ぶ直線と4と7を結ぶ直線との交点(北緯32度51分27秒,東経129度1分42秒)	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町若松郷神部土井ノ浦	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀31台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が9,734平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年あたりの天然種苗の活込尾数は、2,864尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第534号	長崎県南松浦郡新上五島町間伏郷地先	次の1と2を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町間伏郷若松越護岸排水口標識 (北緯32度52分52秒,東経129度0分12秒) 2 同郡同町同郷若松越波止付根標識 (北緯32度52分57秒,東経129度0分11秒)		第1種藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町榑ノ浦郷間伏郷漁生浦郷		継続	
漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
五区計第535号	長崎県南松浦郡新上五島町間伏郷筒ノ浦地先	次の1、2の点を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町間伏郷筒ノ浦東岸海岸標識A (北緯32度52分59秒,東経128度59分13秒) 2 同郡同町同郷筒ノ浦東岸大岩標識 (北緯32度53分6秒,東経128度59分14秒)		第1種藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町榑ノ浦郷間伏郷漁生浦郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第536号	長崎県南松浦郡新上五島町間伏郷筒ノ浦地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町間伏郷筒ノ浦東海岸岸標識B (北緯32度52分51秒,東経128度59分14秒) 2 同郡同町同郷筒ノ浦東岸小岩標識 (北緯32度52分58秒,東経128度59分14秒)	イ 1から270度65メートルのところ (北緯32度52分51秒,東経128度59分12秒) ロ 2から270度70メートルのところ (北緯32度52分58秒,東経128度59分11秒)	第1種藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町筒ノ浦郷間伏郷漁生浦郷		継続	
五区計第1050号	長崎県南松浦郡新上五島町日島郷地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町日島郷釜崎護岸標識 (北緯32度55分9秒,東経128度57分55秒) 2 同郡同町同郷釜崎沖ノ瀬頂上 (北緯32度55分6秒,東経128度57分53秒)	イ 1から140度90メートルのところ (北緯32度55分7秒,東経128度57分57秒) ロ 1から140度180メートルのところ (北緯32度55分5秒,東経128度57分60秒) ハ 2から150度120メートルのところ (北緯32度55分2秒,東経128度57分56秒) ニ 2から150度30メートルのところ (北緯32度55分5秒,東経128度57分54秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町日島郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第1314号	長崎県南松浦郡新上五島町日島郷地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町日島郷釜崎護岸標識(北緯32度55分9秒,東経128度57分55秒) 2 同郡同町同郷釜崎沖ノ瀬頂上(北緯32度55分6秒,東経128度57分53秒)	イ 1から140度90メートルのところ(北緯32度55分7秒,東経128度57分57秒) ロ 1から140度180メートルのところ(北緯32度55分5秒,東経128度57分60秒) ハ 2から150度120メートルのところ(北緯32度55分2秒,東経128度57分56秒) ニ 2から150度30メートルのところ(北緯32度55分5秒,東経128度57分54秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町日島郷	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀1台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が314平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年あたりの天然種苗の活込尾数は、120尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。	継続	
五区計第2025号	長崎県南松浦郡新上五島町榑ノ浦郷水ノ浦地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町榑ノ浦郷水の浦海岸標識(東経129度の地点石柱前)(北緯32度54分0秒,東経128度59分51秒) 2 同郡同町同郷水の浦鼻南端標識(北緯32度53分52秒,東経128度59分39秒)	イ 1から120度10メートルのところ(北緯32度54分0秒,東経128度59分52秒) ロ 1から120度50メートルのところ(北緯32度53分59秒,東経128度59分53秒) ハ 2から120度50メートルのところ(北緯32度53分51秒,東経128度59分41秒) ニ 2から120度10メートルのところ(北緯32度53分51秒,東経128度59分39秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町榑ノ浦郷間伏郷漁生浦郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第2026号	長崎県南松浦郡新上五島町間伏郷権現鼻地先	次の1、ロ、2、3、ハ、4、ニ、イの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町間伏郷権現鼻突端標識 (北緯32度53分28秒,東経128度59分52秒) 2 同郡同町同郷権現鼻北側海岸標識 (北緯32度53分29秒,東経128度59分53秒) 3 同郡同町同郷白鳥南側海岸標識 (北緯32度53分37秒,東経128度59分51秒) 4 同郡同町同郷白鳥鼻西端標識 (北緯32度53分40秒,東経128度59分49秒)	イ 1から270度60メートルのところ (北緯32度53分28秒,東経128度59分50秒) ロ 1と4を結ぶ直線上1から40メートルのところ (北緯32度53分29秒,東経128度59分52秒) ハ 1と4を結ぶ直線上1から278メートルのところ (北緯32度53分36秒,東経128度59分50秒) ニ 4から270度60メートルのところ (北緯32度53分40秒,東経128度59分46秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町 榑ノ浦郷 間伏郷 漁生浦郷		継続	
五区計第2027号	長崎県南松浦郡新上五島町間伏郷白南風地先	次の1、イ、ロ、ハ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町間伏郷白南風西岸標識A (北緯32度53分17秒,東経128度59分46秒) 2 同郡同町同郷白南風西岸標識B (北緯32度53分17秒,東経128度59分47秒) 3 同郡同町同郷白南風西岸標識C (北緯32度53分8秒,東経128度59分50秒)	イ 1から60度55メートルのところ (北緯32度53分18秒,東経128度59分48秒) ロ 3から60度88メートルのところ (北緯32度53分9秒,東経128度59分53秒) ハ 3から60度28メートルのところ (北緯32度53分9秒,東経128度59分51秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町 榑ノ浦郷 間伏郷 漁生浦郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第801号	長崎県南松浦郡新上五島町榑ノ浦郷高旅白石海岸標識	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町榑ノ浦郷高旅白石海岸標識 (北緯32度53分58秒,東経128度59分11秒) 2 同郡同町同郷高旅内鼻南端波止標識 (北緯32度54分14秒,東経128度58分55秒)	イ 1から219度30分50メートルのところ (北緯32度53分57秒,東経128度59分10秒) ロ 2から239度30分50メートルのところ (北緯32度54分13秒,東経128度58分53秒)	第1種藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町榑ノ浦郷間伏郷漁生浦郷		新規	
五区計第802号	長崎県南松浦郡新上五島町榑ノ浦郷字若ノ浦牛木戸地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町榑ノ浦郷字若ノ浦牛木戸護岸標識A(波止付根から南方海岸沿いに47メートルのところ) (北緯32度53分57秒,東経128度59分29秒) 2 同郡同町同郷字若ノ浦牛木戸護岸標識B(1から南方海岸沿いに160メートルのところ) (北緯32度53分53秒,東経128度59分32秒)	イ 1から240度30メートルのところ (北緯32度53分57秒,東経128度59分28秒) ロ 1から240度150メートルのところ (北緯32度53分55秒,東経128度59分24秒) ハ 2から240度150メートルのところ (北緯32度53分51秒,東経128度59分27秒) ニ 2から240度30メートルのところ (北緯32度53分53秒,東経128度59分31秒)	第1種藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町榑ノ浦郷間伏郷漁生浦郷		新規	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第1500号	長崎県南松浦郡新上五島町漁生浦郷御物浦地先	次のイ、ロ、ハ、3、2の各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町漁生浦郷中の浦犬崎北端標識 (北緯32度54分41秒,東経128度57分33秒) 2 同郡同町同郷中の浦犬崎内鼻突端標識 (北緯32度54分41秒,東経128度57分41秒) 3 同郡同町同郷権現崎西側海岸石垣大石標識 (北緯32度54分43秒,東経128度57分52秒) 4 同郡同町同郷権現崎北端標識 (北緯32度54分51秒,東経128度57分54秒) 5 同郡同町同郷若松町日島診療所西角護岸標識 (北緯32度55分4秒,東経128度57分43秒) 6 同郡同町同郷曲崎西端 (北緯32度54分53秒,東経128度57分26秒)	イ 1と6を結ぶ直線上1から70メートルのところ (北緯32度54分43秒,東経128度57分32秒) ロ 4から250度25メートルのところ (北緯32度54分50秒,東経128度57分53秒) ハ 3と5を結ぶ直線上3から70メートルのところ (北緯32度54分45秒,東経128度57分51秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町榑ノ浦郷間伏郷漁生浦郷	1. 海底ケーブルの設置者の敷設した海底ケーブルの保護に必要な配慮をしなければならない。	新規	
漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
五区計第3004号	長崎県南松浦郡新上五島町榑ノ浦郷高旅地先	次の1、2の各点を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町榑ノ浦郷高旅白石海岸標識 (北緯32度53分58秒,東経128度59分11秒) 2 同郡同町同郷高旅内鼻南端波止標識 (北緯32度54分14秒,東経128度58分55秒)		第1種真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第537号	長崎県五島市奈留町宮ノ浜地先	次の1、2の各点を順次結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 五島市奈留町船廻矢神漁港斜路付根標識 (北緯32度50分57秒,東経128度56分21秒) 2 同市同町船廻矢神漁港防波堤突端標識 (北緯32度50分57秒,東経128度56分28秒)		第1種藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市奈留町		継続	
五区計第538号	長崎県五島市奈留町柿浦地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 五島市奈留町船廻護岸標識A (北緯32度51分2秒,東経128度56分2秒) 2 同市同町船廻護岸標識B (北緯32度51分4秒,東経128度55分59秒)	イ 1から241度30分30メートルのところ (北緯32度51分2秒,東経128度56分1秒) ロ 2から241度30分30メートルのところ (北緯32度51分4秒,東経128度55分58秒)	第1種藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市奈留町		継続	



漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第539号	長崎県五島市奈留町古巣地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 五島市奈留町浦護岸標識A (北緯32度50分33秒,東経128度55分39秒) 2 同市同町浦護岸標識B (北緯32度50分31秒,東経128度55分41秒)	イ 1から61度30分40メートルのところ (北緯32度50分33秒,東経128度55分40秒) ロ 2から58度30分40メートルのところ (北緯32度50分31秒,東経128度55分42秒)	第1種藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市奈留町		継続	
五区計第540号	長崎県五島市奈留町大串地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 五島市奈留町大串護岸階段付根標識 (北緯32度51分30秒,東経128度53分19秒) 2 同市同町大串護岸標識 (北緯32度51分27秒,東経128度53分23秒)	イ 1から54度30分30メートルのところ (北緯32度51分30秒,東経128度53分20秒) ロ 2から54度30分30メートルのところ (北緯32度51分27秒,東経128度53分24秒)	第1種藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市奈留町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第541号	長崎県五島市奈留町泊地先	次の1、イ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 五島市奈留町泊護岸標識A (北緯32度49分16秒,東経128度56分23秒) 2 同市同町泊護岸標識B (北緯32度49分14秒,東経128度56分22秒)	イ 1から254度40メートルのところ (北緯32度49分15秒,東経128度56分22秒)	第1種藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市奈留町		継続	
五区計第542号	長崎県五島市奈留町泊奈木道浜亀瀬地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市奈留町泊奈木道浜ミナゲ瀬標識 (北緯32度49分25秒,東経128度56分33秒) 2 同市同町泊東風泊防波堤灯台 (北緯32度49分55秒,東経128度56分54秒) 3 同市同町泊赤瀬びしゃご南鼻南端 (北緯32度49分43秒,東経128度57分30秒) 4 南松浦郡新上五島町若松へボ島頂上 (北緯32度49分54秒,東経129度0分14秒) 5 五島市奈留町泊奈木道浜亀瀬標識(1から南方海岸沿いに100メートルのところ) (北緯32度49分22秒,東経128度56分34秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から100メートルのところ (北緯32度49分27秒,東経128度56分35秒) ロ 1と2を結ぶ直線上1から160メートルのところ (北緯32度49分29秒,東経128度56分36秒) ハ 1と3を結ぶ直線上1から160メートルのところ (北緯32度49分27秒,東経128度56分38秒) ニ 5と4を結ぶ直線上5から160メートルのところ (北緯32度49分22秒,東経128度56分40秒) ホ 5と4を結ぶ直線上5から100メートルのところ (北緯32度49分22秒,東経128度56分37秒) ヘ 1と3を結ぶ直線上1から100メートルのところ (北緯32度49分26秒,東経128度56分36秒)	第1種藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市奈留町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第1051号	長崎県五島市奈留町船廻阿古木地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市奈留町船廻針のメズ石積標識(北緯32度51分38秒,東経128度56分4秒) 2 同市同町船廻針のメズ海岸標識(北緯32度51分23秒,東経128度56分8秒) 3 同市同町船廻阿古木鯛網代東端はなれ大岩標識(北緯32度51分16秒,東経128度56分15秒)	イ 1から79度80メートルのところ(北緯32度51分39秒,東経128度56分7秒) ロ 1から79度210メートルのところ(北緯32度51分40秒,東経128度56分12秒) ハ 2から79度210メートルのところ(北緯32度51分24秒,東経128度56分16秒) ニ 3から79度180メートルのところ(北緯32度51分17秒,東経128度56分22秒) ホ 3から79度50メートルのところ(北緯32度51分17秒,東経128度56分17秒) ヘ 2から79度80メートルのところ(北緯32度51分23秒,東経128度56分11秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市奈留町	1. ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
五区計第1052号	長崎県五島市奈留町大串青木浦地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市奈留町大串梅木窄ハチノ窄内鼻南側標識(北緯32度51分25秒,東経128度55分25秒) 2 同市同町大串白這花見ヶ浦中鼻標識(北緯32度51分13秒,東経128度55分35秒) 3 同市同町船廻大古田小古田鼻西端標識(北緯32度51分16秒,東経128度55分54秒) 4 同市同町船廻後阿古木埋立地南側標識(北緯32度51分32秒,東経128度55分53秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から100メートルのところ(北緯32度51分26秒,東経128度55分29秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から40メートルのところ(北緯32度51分13秒,東経128度55分37秒) ハ 2と3を結ぶ直線上2から175メートルのところ(北緯32度51分14秒,東経128度55分42秒) ニ 1と4を結ぶ直線上1から235メートルのところ(北緯32度51分27秒,東経128度55分34秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市奈留町	1. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第1053号	長崎県五島市奈留町泊東風泊赤瀬地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市奈留町泊東風泊赤瀬標識A (北緯32度49分54秒,東経128度56分59秒) 2 同市同町泊東風泊赤瀬標識B (北緯32度49分45秒,東経128度57分15秒)	イ 1から235度50メートルのところ (北緯32度49分53秒,東経128度56分58秒) ロ 1から235度180メートルのところ (北緯32度49分51秒,東経128度56分54秒) ハ 2から200度210メートルのところ (北緯32度49分38秒,東経128度57分13秒) ニ 2から200度80メートルのところ (北緯32度49分42秒,東経128度57分14秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	五島市奈留町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
五区計第1315号	長崎県五島市奈留町大串青木浦地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市奈留町大串梅木窄ハチノ窄中鼻北側標識 (北緯32度51分31秒,東経128度55分23秒) 2 同市同町大串梅木窄ハチノ窄内鼻南側標識 (北緯32度51分25秒,東経128度55分25秒) 3 同市同町船廻後阿古木埋立地南側標識 (北緯32度51分32秒,東経128度55分53秒) 4 同市同町船廻大古田網上鼻西端標識 (北緯32度51分44秒,東経128度55分45秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から80メートルのところ (北緯32度51分32秒,東経128度55分25秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から100メートルのところ (北緯32度51分26秒,東経128度55分29秒) ハ 2と3を結ぶ直線上2から235メートルのところ (北緯32度51分27秒,東経128度55分34秒) ニ 1と4を結ぶ直線上1から215メートルのところ (北緯32度51分35秒,東経128度55分30秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	五島市奈留町	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径40メートルの円形生簀2台、直径30メートルの円形生簀1台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が3,219平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗を除き、天然種苗を活け込んで서는ならない。 4. 人工種苗を活込んで서는ならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. イ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第1316号	長崎県五島市奈留町熊高地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市奈留町熊高地先北東端(北緯32度52分20秒,東経128度54分40秒)	イ 1から78度190メートルのところ(北緯32度52分21秒,東経128度54分47秒) ロ 1から60度480メートルのところ(北緯32度52分28秒,東経128度54分56秒) ハ 1から3度640メートルのところ(北緯32度52分41秒,東経128度54分41秒) ニ 1から335度30分480メートルのところ(北緯32度52分34秒,東経128度54分32秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市奈留町	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径40メートルの円形生簀2台、直径50メートルの円形生簀2台、65メートル×40メートルの方形生簀4台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が16,838平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年あたりの天然種苗の活込尾数は、4,000尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。	継続	
五区計第4006号	長崎県五島市奈留町浦中大瀬地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市奈留町浦相の浦港三本松防波堤A北側付根標識(北緯32度50分30秒,東経128度55分57秒) 2 同市同町浦相の浦港三本松防波堤A標識(1から西方三本松防波堤A沿いに100メートルのところ)(北緯32度50分30秒,東経128度55分53秒)	イ 1から0度50メートルのところ(北緯32度50分31秒,東経128度55分57秒) ロ 1から0度250メートルのところ(北緯32度50分38秒,東経128度55分57秒) ハ 2から0度250メートルのところ(北緯32度50分38秒,東経128度55分53秒) ニ 2から0度50メートルのところ(北緯32度50分31秒,東経128度55分53秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市奈留町	1. 二の点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第803号	長崎県五島市奈留町泊東風泊赤瀬地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 五島市奈留町泊東風泊護岸標識A (北緯32度49分58秒,東経128度56分42秒) 2 同市同町泊東風泊護岸標識B (北緯32度50分0秒,東経128度56分45秒)	イ 1から138度30分30メートルのところ (北緯32度49分58秒,東経128度56分43秒) ロ 2から138度30分30メートルのところ (北緯32度49分60秒,東経128度56分46秒)	第1種藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市奈留町		新規	
五区計第3005号	長崎県五島市奈留町浦大瀬地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市奈留町浦字大瀬護岸標識 (北緯32度50分46秒,東経128度55分58秒) 2 同市同町浦柿ノ浦護岸標識A(1から北方海岸沿いに80メートルのところ) (北緯32度50分48秒,東経128度55分59秒)	イ 1から296度50メートルのところ (北緯32度50分47秒,東経128度55分56秒) ロ 1から296度150メートルのところ (北緯32度50分48秒,東経128度55分53秒) ハ 2から296度160メートルのところ (北緯32度50分51秒,東経128度55分54秒) ニ 2から296度60メートルのところ (北緯32度50分49秒,東経128度55分57秒)	第1種真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第3006号	長崎県五島市奈留町浦中大瀬地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市奈留町浦相の浦港三本松防波堤A北側付根標識 (北緯32度50分30秒,東経128度55分57秒) 2 同郡同町浦相の浦港三本松防波堤A標識 (1から西方三本松防波堤A沿いに100メートルのところ) (北緯32度50分30秒,東経128度55分53秒)	イ 1から0度250メートルのところ (北緯32度50分38秒,東経128度55分57秒) ロ 1から0度350メートルのところ (北緯32度50分41秒,東経128度55分57秒) ハ 2から0度350メートルのところ (北緯32度50分41秒,東経128度55分53秒) ニ 2から0度250メートルのところ (北緯32度50分38秒,東経128度55分53秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-		継続	
五区計第543号	長崎県五島市蕨町内幸泊地先	次の1、2を結ぶ直線と最高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 五島市蕨町内幸泊護岸標識 (北緯32度48分47秒,東経128度52分37秒) 2 同市同町内幸泊石積護岸標識 (北緯32度48分38秒,東経128度52分40秒)	イ 2から255度65メートルのところ (北緯32度48分38秒,東経128度52分38秒)	第1種 藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市久賀町蕨町田ノ浦町猪之木町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第544号	長崎県五島市下崎山町恵比須浦地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 五島市下崎山町恵比須浦護岸標識(北緯32度39分46秒,東経128度53分7秒) 2 同市同町恵比須浦護岸突端標識(北緯32度39分37秒,東経128度53分4秒)	イ 1から124度100メートルのところ(北緯32度39分45秒,東経128度53分10秒) ロ 2から91度200メートルのところ(北緯32度39分37秒,東経128度53分12秒)	第1種藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市長手町下崎山町上崎山町向町		継続	
五区計第1054号	長崎県五島市蕨町園山地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市蕨町園山ウベソカンダ標識(消波堤の西方延長線と園山海岸の高潮時海岸線との交点から南方海岸沿いに20メートルのところ)(北緯32度49分48秒,東経128度53分4秒) 2 同市同町園山中本畑の護岸標識(1から南方海岸沿いに300メートルのところ)(北緯32度49分39秒,東経128度53分6秒)	イ 1から97度30分40メートルのところ(北緯32度49分48秒,東経128度53分5秒) ロ 1から97度30分380メートルのところ(北緯32度49分47秒,東経128度53分18秒) ハ 2から97度30分390メートルのところ(北緯32度49分37秒,東経128度53分21秒) ニ 2から97度30分50メートルのところ(北緯32度49分38秒,東経128度53分8秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市久賀町蕨町田ノ浦町猪之木町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	



漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第1317号	長崎県五島市本郷町松ヶ崎南岸地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 五島市本郷町松ヶ崎南岸標識(北緯32度46分33秒,東経128度59分8秒) 2 同市同町本郷漁港北防波堤北側海岸標識(北防波堤付根から北方海岸沿いに38メートルのところ)(北緯32度46分16秒,東経128度59分19秒)	イ 1から247度455メートルのところ(北緯32度46分27秒,東経128度58分52秒) ロ 2から247度365メートルのところ(北緯32度46分11秒,東経128度59分6秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市戸岐町奥浦町平蔵町伊福貴町本郷町	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径40メートルの円形生簀1台、30メートル×35メートルの方形生簀2台、40メートル×50メートルの方形生簀6台、40メートル×60メートルの方形生簀3台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が22,556平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、9,800尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
五区計第1318号	長崎県五島市平蔵町大泊地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市平蔵町早崎防波堤突端標識(北緯32度44分33秒,東経128度50分59秒) 2 同市同町大泊沖側防波堤突端標識(北緯32度44分32秒,東経128度50分43秒) 3 同市同町長浜護岸標識(草津防波堤付根から北方向に400メートルのところ)(北緯32度44分31秒,東経128度50分34秒)	イ 1から129度90メートルのところ(北緯32度44分31秒,東経128度51分2秒) ロ 1から129度400メートルのところ(北緯32度44分24秒,東経128度51分11秒) ハ 3から156度880メートルのところ(北緯32度44分5秒,東経128度50分47秒) ニ 3から156度210メートルのところ(北緯32度44分25秒,東経128度50分37秒) ホ 2から草津防波堤突端への見通し線70メートルのところ(北緯32度44分30秒,東経128度50分41秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市戸岐町奥浦町平蔵町伊福貴町本郷町	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、一辺14メートルの正六角形の生簀1台、直径50メートルの円形生簀3台、85メートル×65メートルの方形生簀6台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が39,549平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、7,522尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第1319号	長崎県五島市平蔵町浜泊地先	次の2、1、イ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 五島市平蔵町えびす瀬石積護岸北端標識(北緯32度44分57秒,東経128度50分8秒) 2 同市同町浜泊ノ口鼻標識(北緯32度44分50秒,東経128度50分14秒) 3 同市同町榎ノ浦漁港新護岸標識(北緯32度44分53秒,東経128度50分29秒)	イ 1から52度385メートルのところ(北緯32度45分4秒,東経128度50分19秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市戸岐町奥浦町平蔵町伊福貴町本窯町	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、一辺17.5メートルの正八角形の生簀10台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が14,790平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、4,300尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。	継続	
五区計第1320号	長崎県五島市平蔵町浜泊地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 五島市平蔵町シバ瀬突端大岩標識(北緯32度45分8秒,東経128度49分58秒) 2 同市同町エビス瀬大岩標識(北緯32度44分57秒,東経128度50分8秒)	イ 1から80度455メートルのところ(北緯32度45分10秒,東経128度50分15秒) ロ 2から52度435メートルのところ(北緯32度45分6秒,東経128度50分21秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市戸岐町奥浦町平蔵町伊福貴町本窯町	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、25メートル×25メートルの方形生簀2台、38メートル×39メートルの方形生簀2台、37メートル×50メートルの方形生簀4台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が11,614平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年あたりの天然種苗の活込尾数は、9,026尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第1321号	長崎県五島市奥浦町忠太首地先	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 五島市奥浦町川ノ鼻護岸畑前階段付根標識 (北緯32度45分20秒,東経128度49分59秒) 2 同市同町忠太首護岸排水溝標識 (北緯32度45分17秒,東経128度49分50秒) 3 同市同町慈恵院下海岸標識 (北緯32度45分11秒,東経128度49分46秒)	イ 1から180度150メートルのところ (北緯32度45分15秒,東経128度49分59秒) ロ 2から180度80メートルのところ (北緯32度45分14秒,東経128度49分50秒) ハ 2から180度190メートルのところ (北緯32度45分11秒,東経128度49分50秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市戸岐町奥浦町平蔵町伊福貴町本窯町	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、その総面積が3,850平方メートルを超えてはならない。 3. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた天然種苗(移送分)を含め、天然種苗を活け込んではならない。	継続	
五区計第2028号	長崎県五島市猪之木町永里永里鼻地先	次のイ、ロ、ハ、二の各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市猪之木町永里永里鼻南海岸標識A (北緯32度48分22秒,東経128度52分16秒) 2 同市同町永里永里鼻南海岸標識B(1から西方海岸沿いに100メートルのところ) (北緯32度48分21秒,東経128度52分12秒)	イ 1から191度30メートルのところ (北緯32度48分21秒,東経128度52分16秒) ロ 1から191度60メートルのところ (北緯32度48分21秒,東経128度52分15秒) ハ 2から191度60メートルのところ (北緯32度48分19秒,東経128度52分11秒) ニ 2から191度30メートルのところ (北緯32度48分20秒,東経128度52分11秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市久賀町蕨町田ノ浦町猪之木町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第2029号	長崎県五島市奥浦町赤瀬地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市奥浦町赤瀬北端標識(北緯32度45分7秒,東経128度49分15秒) 2 同市同町赤瀬西岸標識(1から南方海岸沿いに50メートルのところ)(北緯32度45分5秒,東経128度49分14秒)	イ 1から347度30分190メートルのところ(北緯32度45分13秒,東経128度49分13秒) ロ 1から347度30分170メートルのところ(北緯32度45分12秒,東経128度49分14秒) ハ 2から341度30分220メートルのところ(北緯32度45分12秒,東経128度49分12秒) ニ 2から341度30分240メートルのところ(北緯32度45分13秒,東経128度49分11秒)	第1種介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市戸岐町奥浦町平蔵町		継続	
五区計第2311号	長崎県五島市田ノ浦町野園地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市田ノ浦町野園漁港防波堤突端標識(北緯32度46分12秒,東経128度51分30秒) 2 同市同町野園漁港防波堤中間標識(1から北西方向に80メートルのところ)(北緯32度46分13秒,東経128度51分27秒)	イ 1から30度90メートルのところ(北緯32度46分14秒,東経128度51分32秒) ロ 1から30度50メートルのところ(北緯32度46分13秒,東経128度51分31秒) ハ 2から30度50メートルのところ(北緯32度46分15秒,東経128度51分28秒) ニ 2から30度90メートルのところ(北緯32度46分16秒,東経128度51分29秒)	第1種介類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市久賀町蕨町田ノ浦町猪之木町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第2500号	長崎県五島市田ノ浦町田ノ浦地先	次の1、イ、ロ、2を結ぶ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 五島市田ノ浦町田ノ浦港護岸標識A (北緯32度46分50秒,東経128度50分23秒) 2 同市同町田ノ浦港護岸標識B (北緯32度46分46秒,東経128度50分21秒)	イ 1から146度240メートルのところ (北緯32度46分44秒,東経128度50分29秒) ロ 2から138度175メートルのところ (北緯32度46分42秒,東経128度50分25秒)	第1種 介類垂下式養殖(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	五島市久賀町 蕨町 田ノ浦町 猪之木町		新規	
五区計第110号	長崎県五島市蕨町宇田尾字大野地先	次の1、イ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 五島市蕨町宇田尾字大野弁天波止標識 (波止突端から東方沿いに8メートルのところ) (北緯32度48分59秒,東経128度52分34秒) 2 同市同町宇田尾字大野波止千代子水田前護岸標識 (北緯32度49分6秒,東経128度52分38秒)	イ 1から0度235メートルのところ (北緯32度49分7秒,東経128度52分34秒)	第2種 介類築堤式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	個別	-		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第111号	長崎県五島市藤町幸泊字蚤取地先	次の1、2を結ぶ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 五島市藤町宇田尾字大野弁天波止突端標識 (北緯32度48分59秒,東経128度52分34秒) 2 同市同町幸泊字蚤取鼻一ツ岩 (北緯32度48分51秒,東経128度52分36秒)		第2種 介類築堤式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-		継続	
五区計第545号	長崎県五島市岐宿町河務宇里地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 五島市岐宿町河務宇里海岸大岩標識A (北緯32度44分45秒,東経128度46分33秒) 2 同市同町河務宇里海岸大岩標識B(1から北西方海岸沿いに68メートルのところ) (北緯32度44分47秒,東経128度46分32秒)	イ 1から215度100メートルのところ (北緯32度44分42秒,東経128度46分31秒) ロ 2から215度100メートルのところ (北緯32度44分44秒,東経128度46分29秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市岐宿町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第546号	長崎県五島市岐宿町川原折地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市岐宿町川原折教会北側防波堤標識A(同防波堤突端から付根方向へ10メートルのところ) (北緯32度44分25秒,東経128度42分24秒) 2 同市同町川原折教会北側防波堤標識B(1から同防波堤付根方向へ70メートルのところ) (北緯32度44分24秒,東経128度42分27秒)	イ 1から188度3メートルのところ (北緯32度44分24秒,東経128度42分24秒) ロ 1から188度23メートルのところ (北緯32度44分24秒,東経128度42分24秒) ハ 2から188度23メートルのところ (北緯32度44分24秒,東経128度42分27秒) ニ 2から188度3メートルのところ (北緯32度44分24秒,東経128度42分27秒)	第1種藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市岐宿町		継続	
五区計第547号	長崎県五島市玉之浦町荒川河原浦地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市玉之浦町荒川長窄長迫一番鼻西端標識 (北緯32度39分15秒,東経128度39分14秒) 2 同市同町荒川内河原浦の鼻北西端 (北緯32度38分44秒,東経128度39分55秒) 3 同市同町荒川山ノ浦崎外河原鼻北端 (北緯32度38分57秒,東経128度39分27秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から250メートルのところ (北緯32度39分8秒,東経128度39分19秒) ロ 3から303度255メートルのところ (北緯32度39分1秒,東経128度39分19秒) ハ 1と2を結ぶ直線上1から675メートルのところ (北緯32度39分0秒,東経128度39分33秒) ニ 3から28度345メートルのところ (北緯32度39分7秒,東経128度39分33秒)	第1種藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市玉之浦町立谷荒川丹奈		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第548号	長崎県五島市富江町土取船持地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市富江町土取船持海岸標識(人工海浜北防波堤付根から北西方海岸沿いに150メートルのところ) (北緯32度36分48秒,東経128度46分44秒) 2 同市同町土取船持海岸護岸標識(人工海浜南防波堤付根から南東方海岸沿いに175メートルのところ) (北緯32度36分39秒,東経128度47分0秒) 3 同市同町土取多郎島東端 (北緯32度36分57秒,東経128度46分59秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から200メートルのところ (北緯32度36分52秒,東経128度46分51秒) ロ 1と3を結ぶ直線上1から350メートルのところ (北緯32度36分55秒,東経128度46分56秒) ハ 2から50度340メートルのところ (北緯32度36分46秒,東経128度47分10秒) ニ 2から50度90メートルのところ (北緯32度36分40秒,東経128度47分3秒)	第1種藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市富江町富江松尾土取狩立		継続	
五区計第549号	長崎県五島市富江町土取多郎島地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 五島市富江町土取多郎島長山鼻 (北緯32度36分58秒,東経128度46分38秒) 2 同市同町土取多郎島南端 (北緯32度36分51秒,東経128度46分43秒)	イ 1から280度200メートルのところ (北緯32度36分59秒,東経128度46分30秒) ロ 2から263度300メートルのところ (北緯32度36分50秒,東経128度46分32秒)	第1種藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市富江町富江松尾土取狩立		継続	



漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第550号	長崎県五島市富江町土取松岡造船所跡地	次の1、イ、ロ、ハの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市富江町土取松岡造船所跡地護岸標識 (北緯32度36分59秒,東経128度46分25秒) 2 同市同町土取竹小島南端 (北緯32度37分1秒,東経128度46分38秒)	イ 1から353度100メートルのところ (北緯32度37分2秒,東経128度46分25秒) ロ 1から48度30分175メートルのところ (北緯32度37分3秒,東経128度46分30秒) ハ 1と2を結ぶ直線上1から150メートルのところ (北緯32度36分60秒,東経128度46分31秒)	第1種藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市富江町富江松尾土取狩立		継続	
五区計第551号	長崎県五島市富江町土取和島地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市富江町土取和島北端標識 (北緯32度37分16秒,東経128度46分43秒) 2 同市同町土取和島男瀬鼻標識 (北緯32度37分15秒,東経128度46分50秒)	イ 1から45度150メートルのところ (北緯32度37分19秒,東経128度46分47秒) ロ 1から45度100メートルのところ (北緯32度37分18秒,東経128度46分45秒) ハ 2から45度100メートルのところ (北緯32度37分18秒,東経128度46分52秒) ニ 2から45度150メートルのところ (北緯32度37分19秒,東経128度46分54秒)	第1種藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市富江町富江松尾土取狩立		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第552号	長崎県五島市富江町土取和島富江港外防波堤地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市富江町土取和島富江港外防波堤標識B(防波堤先端灯台から150メートルのところ) (北緯32度37分23秒,東経128度46分28秒) 2 同市同町土取和島富江港外防波堤標識C(防波堤先端灯台から200メートルのところ) (北緯32度37分23秒,東経128度46分29秒)	イ 1から200度20メートルのところ (北緯32度37分23秒,東経128度46分27秒) ロ 2から200度20メートルのところ (北緯32度37分22秒,東経128度46分29秒) ハ 2から200度100メートルのところ (北緯32度37分20秒,東経128度46分28秒) ニ 1から200度100メートルのところ (北緯32度37分20秒,東経128度46分26秒)	第1種藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市富江町富江松尾土取狩立	1. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
五区計第1055号	長崎県五島市岐宿町岐宿鰯納屋地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市岐宿町岐宿魚津崎標識 (北緯32度45分9秒,東経128度44分26秒) 2 同市同町岐宿鰯納屋海岸平岩標識(1から東方海岸沿いに275メートルのところ) (北緯32度45分12秒,東経128度44分36秒)	イ 1から180度30メートルのところ (北緯32度45分8秒,東経128度44分26秒) ロ 1から180度70メートルのところ (北緯32度45分7秒,東経128度44分26秒) ハ 2から180度60メートルのところ (北緯32度45分10秒,東経128度44分37秒) ニ 2から180度20メートルのところ (北緯32度45分12秒,東経128度44分37秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市岐宿町	1. ロの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第1056号	長崎県五島市岐宿町川原アガタ浦地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市岐宿町川原横枕鼻北端標識(北緯32度44分56秒,東経128度44分2秒) 2 同市同町川原焼崎二番鼻北端標識(北緯32度45分0秒,東経128度44分20秒)	イ 1から0度40メートルのところ(北緯32度44分57秒,東経128度44分2秒) ロ 1から0度105メートルのところ(北緯32度44分59秒,東経128度44分2秒) ハ 2から0度105メートルのところ(北緯32度45分4秒,東経128度44分20秒) ニ 2から0度40メートルのところ(北緯32度45分1秒,東経128度44分20秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市岐宿町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
五区計第1057号	長崎県五島市岐宿町川原魚見鼻地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市岐宿町川原魚見鼻突端標識(北緯32度45分4秒,東経128度43分57秒) 2 同市同町川原魚見鼻南岸標識(1から南西方海岸沿いに115メートルのところ)(北緯32度45分1秒,東経128度43分54秒) 3 同市同町川原横枕鼻北端(北緯32度44分56秒,東経128度44分3秒)	イ 1から103度50メートルのところ(北緯32度45分3秒,東経128度43分59秒) ロ 1から123度100メートルのところ(北緯32度45分2秒,東経128度43分60秒) ハ 1と3を結ぶ直線上1から115メートルのところ(北緯32度45分1秒,東経128度43分59秒) ニ 2から149度90メートルのところ(北緯32度44分59秒,東経128度43分56秒) ホ 2から149度35メートルのところ(北緯32度45分0秒,東経128度43分54秒) ヘ 1と3を結ぶ直線上1から60メートルのところ(北緯32度45分2秒,東経128度43分58秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市岐宿町	1. ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第1058号	長崎県五島市岐宿町川原大場間西津内鼻地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市岐宿町川原大場間西津内鼻南端標識 (北緯32度45分11秒,東経128度44分12秒) 2 同市同町川原間伏大岩標識 (北緯32度45分10秒,東経128度43分57秒)	イ 1から180度50メートルのところ (北緯32度45分10秒,東経128度44分12秒) ロ 1から180度125メートルのところ (北緯32度45分7秒,東経128度44分12秒) ハ 2から180度140メートルのところ (北緯32度45分5秒,東経128度43分57秒) ニ 2から180度50メートルのところ (北緯32度45分8秒,東経128度43分57秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市岐宿町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
五区計第1059号	長崎県五島市岐宿町川原大浜地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市岐宿町川原大浜海岸標識(大浜浦手波止付根から西方海岸沿いに45メートルのところ) (北緯32度45分16秒,東経128度44分14秒) 2 同市同町川原大浜浦手波止付根標識 (北緯32度45分17秒,東経128度44分15秒)	イ 1から138度110メートルのところ (北緯32度45分13秒,東経128度44分16秒) ロ 1から138度170メートルのところ (北緯32度45分12秒,東経128度44分18秒) ハ 2から138度160メートルのところ (北緯32度45分13秒,東経128度44分20秒) ニ 2から138度100メートルのところ (北緯32度45分15秒,東経128度44分18秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市岐宿町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第1060号	長崎県五島市三井楽町濱ノ畔八崎地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市三井楽町濱ノ畔北内側防波堤上部階段前標識 (北緯32度44分48秒,東経128度41分57秒) 2 同市同町濱ノ畔北内側防波堤湾口側電柱南側標識(1から南東側に70メートルのところ) (北緯32度44分46秒,東経128度41分58秒)	イ 1から70度60メートルのところ (北緯32度44分49秒,東経128度41分59秒) ロ 1から70度130メートルのところ (北緯32度44分49秒,東経128度42分2秒) ハ 2から70度145メートルのところ (北緯32度44分47秒,東経128度42分3秒) ニ 2から70度75メートルのところ (北緯32度44分47秒,東経128度42分0秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	五島市三井楽町濱ノ畔		継続	
五区計第1061号	長崎県五島市玉之浦町長窄銭亀地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 五島市玉之浦町荒川銭亀崎西端標識 (北緯32度39分27秒,東経128度38分59秒) 2 同市同町荒川銭亀南東岸標識 (北緯32度39分26秒,東経128度39分17秒) 3 同市同町玉之浦小島南東岸標識 (北緯32度39分49秒,東経128度39分2秒) 4 同市同町玉之浦小島西端標識 (北緯32度39分44秒,東経128度38分49秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から200メートルのところ (北緯32度39分32秒,東経128度38分56秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から400メートルのところ (北緯32度39分38秒,東経128度39分10秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	五島市玉之浦町立谷荒川丹奈	1. イの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第1062号	長崎県五島市玉之浦町玉之浦小島南岸地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 五島市玉之浦町玉之浦小島西端標識(北緯32度39分44秒,東経128度38分49秒) 2 同市同町玉之浦小島南岸標識(北緯32度39分49秒,東経128度39分2秒) 3 同市同町荒川銭亀崎西端標識(北緯32度39分27秒,東経128度38分59秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から250メートルのところ(北緯32度39分36秒,東経128度38分54秒) ロ 2から155度250メートルのところ(北緯32度39分41秒,東経128度39分7秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市玉之浦町立谷荒川丹奈	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
五区計第1063号	長崎県五島市玉之浦町玉之浦山浦地先	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と1から3に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 五島市玉之浦町玉之浦山浦入口北標識(北緯32度38分53秒,東経128度38分46秒) 2 同市同町玉之浦山浦二合半島南端標識(北緯32度38分42秒,東経128度38分60秒) 3 同市同町玉之浦山浦北岸標識(北緯32度38分40秒,東経128度39分6秒) 4 同市同町玉之浦山浦坊主鼻北東端標識(北緯32度38分34秒,東経128度38分52秒)	イ 1から266度460メートルのところ(北緯32度38分51秒,東経128度38分28秒) ロ 2と4を結ぶ直線上2から120メートルのところ(北緯32度38分40秒,東経128度38分57秒) ハ 3から212度130メートルのところ(北緯32度38分36秒,東経128度39分3秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市玉之浦町立谷荒川丹奈	1. 1から266度310メートルのところと1から250度320メートルのところを結ぶ直線より沖側においては、常時海面から25メートル以浅に漁具を設置してはならない。 2. イの点に最も近接する生簀の北端南端に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第1064号	長崎県五島市玉之浦町玉之浦戸竹崎北側地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市玉之浦町玉之浦御岳白鳥神社待合所下標識 (北緯32度37分51秒,東経128度37分10秒) 2 同市同町玉之浦竹崎北島北東端標識 (北緯32度37分38秒,東経128度37分35秒)	イ 1から45度60メートルのところ (北緯32度37分52秒,東経128度37分11秒) ロ 1から45度180メートルのところ (北緯32度37分55秒,東経128度37分15秒) ハ 2から45度180メートルのところ (北緯32度37分43秒,東経128度37分40秒) ニ 2から45度60メートルのところ (北緯32度37分40秒,東経128度37分37秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市玉之浦町立谷荒川丹奈		継続	
五区計第1065号	長崎県五島市玉之浦町島山島蕨浦地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市玉之浦町玉之浦島山島蕨浦南岸標識 (北緯32度38分50秒,東経128度38分4秒) 2 同市同町玉之浦島山島蕨浦赤石鼻標識 (北緯32度38分48秒,東経128度38分10秒) 3 同市同町玉之浦島山島蕨浦北ノ鼻南岸標識 (北緯32度38分57秒,東経128度38分8秒) 4 同市同町玉之浦島山島蕨浦北岸標識 (北緯32度38分56秒,東経128度38分4秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から70メートルのところ (北緯32度38分53秒,東経128度38分4秒) ロ 2から57度60メートルのところ (北緯32度38分49秒,東経128度38分12秒) ハ 3から131度120メートルのところ (北緯32度38分55秒,東経128度38分11秒) ニ 1と4を結ぶ直線上1から110メートルのところ (北緯32度38分54秒,東経128度38分4秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市玉之浦町立谷荒川丹奈		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第1066号	長崎県五島市玉之浦町玉之浦島山島浅切浦地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市玉之浦町玉之浦浅切浦南岸標識(北緯32度39分34秒,東経128度37分56秒) 2 同市同町玉之浦島山島名護崎北東端標識(北緯32度39分31秒,東経128度38分8秒) 3 同市同町玉之浦浅切浦北岸標識A(北緯32度39分48秒,東経128度38分14秒) 4 同市同町玉之浦浅切浦北岸標識B(北緯32度39分46秒,東経128度37分59秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から90メートルのところ(北緯32度39分37秒,東経128度37分56秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から80メートルのところ(北緯32度39分34秒,東経128度38分9秒) ハ 2と3を結ぶ直線上2から400メートルのところ(北緯32度39分44秒,東経128度38分12秒) ニ 1と4を結ぶ直線上1から320メートルのところ(北緯32度39分44秒,東経128度37分59秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市玉之浦町立谷荒川丹奈		継続	
五区計第1067号	長崎県五島市富江町沖ノ黒瀬地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市富江町土取沖ノ黒瀬中ノ瀬北端(北緯32度37分36秒,東経128度46分48秒) 2 同市同町土取沖ノ黒瀬下ノ瀬西端(北緯32度37分30秒,東経128度46分44秒)	イ 1から330度50メートルのところ(北緯32度37分37秒,東経128度46分47秒) ロ 1から330度100メートルのところ(北緯32度37分38秒,東経128度46分46秒) ハ 2から330度200メートルのところ(北緯32度37分36秒,東経128度46分40秒) ニ 2から330度150メートルのところ(北緯32度37分34秒,東経128度46分41秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市富江町富江松尾土取狩立	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	



漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第1068号	長崎県五島市富江町土取和島防波堤地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市富江町土取和島富江港外防波堤突端灯台下標識 (北緯32度37分25秒,東経128度46分22秒) 2 同市同町土取和島富江港外防波堤標識A (防波堤突端灯台から100メートルのところ) (北緯32度37分24秒,東経128度46分26秒) 3 同市同町土取和島富江港外防波堤標識B (防波堤突端灯台から150メートルのところ) (北緯32度37分23秒,東経128度46分28秒)	イ 1から200度20メートルのところ (北緯32度37分24秒,東経128度46分22秒) ロ 2から200度20メートルのところ (北緯32度37分23秒,東経128度46分26秒) ハ 3から200度20メートルのところ (北緯32度37分23秒,東経128度46分27秒) ニ 3から200度100メートルのところ (北緯32度37分20秒,東経128度46分26秒) ホ 2から200度100メートルのところ (北緯32度37分21秒,東経128度46分25秒) ヘ 1から200度50メートルのところ (北緯32度37分23秒,東経128度46分22秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市富江町富江松尾土取狩立	1. 二、への各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
五区計第1322号	長崎県五島市玉之浦町荒川白石崎地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 五島市玉之浦町荒川銭亀南東岸標識 (北緯32度39分26秒,東経128度39分17秒) 2 同市同町荒川白石崎北端標識 (北緯32度39分34秒,東経128度39分31秒) 3 同市同町玉之浦小島南東岸標識 (北緯32度39分49秒,東経128度39分2秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から400メートルのところ ロ 2から350度500メートルのところ (北緯32度39分38秒,東経128度39分10秒) (北緯32度39分50秒,東経128度39分28秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市玉之浦町立谷荒川丹奈	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 天然種苗と人工種苗を生簀によって明確に区別し、登録章・旗・印などをもって識別できるようにしなければならない。 3. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、天然種苗分については直径50メートルの円形生簀10台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が19,625平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 4. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、5,000尾を超えてはならない。 5. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第1323号	長崎県五島市玉之浦町荒川河原浦地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市玉之浦町荒川長窄長迫一番鼻西端標識 (北緯32度39分15秒,東経128度39分14秒) 2 同市同町荒川内河原浦の鼻北西端 (北緯32度38分44秒,東経128度39分55秒) 3 同市同町荒川山ノ浦崎外河原鼻北端 (北緯32度38分57秒,東経128度39分27秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から250メートルのところ (北緯32度39分8秒,東経128度39分19秒) ロ 3から303度255メートルのところ (北緯32度39分1秒,東経128度39分19秒) ハ 1と2を結ぶ直線上1から675メートルのところ (北緯32度39分0秒,東経128度39分33秒) ニ 3から28度345メートルのところ (北緯32度39分7秒,東経128度39分33秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市玉之浦町立谷荒川丹奈	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、その総面積が7,600平方メートルを超えてはならない。 3. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた天然種苗(移送分)を含め、天然種苗を活け込んではならない。	継続	
五区計第1324号	長崎県五島市玉之浦町荒川山の浦地先	次の2、イ、ロ、3、の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 五島市玉之浦町荒川銭亀南鼻南端標識 (北緯32度39分21秒,東経128度39分5秒) 2 同市同町荒川山ノ浦崎下鼻標識 (北緯32度39分5秒,東経128度38分56秒) 3 同市同町荒川山ノ浦崎北端標識 (北緯32度39分15秒,東経128度38分39秒) 4 同市同町玉之浦小島西端 (北緯32度39分44秒,東経128度38分49秒)	イ 1から138度240メートルのところ (北緯32度39分15秒,東経128度39分11秒) ロ 3と4結ぶ直線上3から400メートルのところ (北緯32度39分28秒,東経128度38分43秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市玉之浦町立谷荒川丹奈	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径50メートルの円形生簀10台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が19,625平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、5,000尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第1325号	長崎県五島市玉之浦町玉之浦山浦地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 五島市玉之浦町玉之浦山浦崎中鼻北標識(北緯32度39分11秒,東経128度38分38秒) 2 同市同町玉之浦山浦入口北標識(北緯32度38分53秒,東経128度38分46秒)	イ 1から255度30分290メートルのところ(北緯32度39分8秒,東経128度38分27秒) ロ 2から266度460メートルのところ(北緯32度38分51秒,東経128度38分28秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市玉之浦町立谷荒川丹奈	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 天然種苗と人工種苗を生簀によって明確に区別し、登録章・旗・印などをもって識別できるようにしなければならない。 3. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、天然種苗分については直径20メートルの円形生簀16台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が5,024平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 4. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、2,000尾を超えてはならない。 5. 1と1から233度30分225メートルのところと2から266度310メートルのところを結ぶ直線より沖側においては常時海面から25メートル以浅に漁具を設置してはならない。 6. イ、ロを見通す線に最も近接する生簀の北端南端に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
五区計第1326号	長崎県五島市玉之浦町玉之浦山浦南岸地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 五島市玉之浦町玉之浦山浦北西岸標識(北緯32度38分36秒,東経128度38分37秒) 2 同市同町玉之浦山浦坊主鼻北東端標識(北緯32度38分34秒,東経128度38分52秒) 3 同市同町玉之浦山浦二合半島南端標識(北緯32度38分42秒,東経128度38分60秒)	イ 1から335度540メートルのところ(北緯32度38分51秒,東経128度38分28秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から245メートルのところ(北緯32度38分40秒,東経128度38分57秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市玉之浦町立谷荒川丹奈	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、その総面積が19,089平方メートルを超えてはならない。 3. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた天然種苗(移送分)を含め、天然種苗を活け込んではならない。 4. 1と1から350度30分420メートルのところを結ぶ直線より沖側においては、常時海面から25メートル以浅に漁具を設置してはならない。 5. 1、イを見通す線に最も近接する生簀の北端南端に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第1327号	長崎県五島市玉之浦町玉之浦島山島屋寝が浦地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 五島市玉之浦町玉之浦島山島屋寝が浦南岸標識A (北緯32度40分6秒,東経128度38分9秒) 2 同市同町玉之浦島山島勝間崎標識 (北緯32度39分51秒,東経128度38分26秒)	イ 1から64度545メートルのところ (北緯32度40分14秒,東経128度38分28秒) ロ 2から25度30分410メートルのところ (北緯32度40分3秒,東経128度38分32秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	五島市玉之浦町玉之浦立谷荒川丹奈	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、その総面積が18,303平方メートルを超えてはならない。 3. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた天然種苗(移送分)を含め、天然種苗を活け込んで設置してはならない。 4. ロの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
五区計第2030号	長崎県五島市岐宿町唐船之浦郷団助鼻地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市岐宿町唐船之浦郷団助鼻南側登り口標識 (北緯32度45分35秒,東経128度45分58秒) 2 同市同町同郷団助桜鼻標識 (北緯32度45分29秒,東経128度46分1秒)	イ 1から225度30メートルのところ (北緯32度45分34秒,東経128度45分57秒) ロ 1から225度70メートルのところ (北緯32度45分33秒,東経128度45分56秒) ハ 2から225度70メートルのところ (北緯32度45分28秒,東経128度45分59秒) ニ 2から225度30メートルのところ (北緯32度45分29秒,東経128度46分1秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	五島市岐宿町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第2031号	長崎県五島市岐宿町唐船之浦三釜地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市岐宿町唐船之浦三釜北東標識 (北緯32度45分26秒,東経128度46分41秒) 2 同市同町唐船之浦三釜南西標識 (北緯32度45分34秒,東経128度46分48秒)	イ 1から176度30分30メートルのところ (北緯32度45分25秒,東経128度46分41秒) ロ 1から176度30分200メートルのところ (北緯32度45分20秒,東経128度46分42秒) ハ 2から134度30分300メートルのところ (北緯32度45分28秒,東経128度46分56秒) ニ 2から134度30分100メートルのところ (北緯32度45分32秒,東経128度46分51秒)	第1種介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市岐宿町		継続	
五区計第2032号	長崎県五島市岐宿町唐船之浦大曾根地先	次の1、イ、ロ、2を順次結んだ各直線、3と4を結んだ直線及び1から4、2から3に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 五島市岐宿町唐船之浦大曾根浦竹鼻南端標識 (北緯32度45分38秒,東経128度46分51秒) 2 同市同町船之浦大曾根山平西鼻畑跡石垣西角 (北緯32度45分43秒,東経128度47分4秒) 3 同市同町船之浦大曾根浦畑跡南端標識 (北緯32度45分45秒,東経128度46分59秒) 4 同市同町船之浦大曾根浦竹鼻標識 (北緯32度45分43秒,東経128度46分54秒)	イ 1から143度137メートルのところ (北緯32度45分35秒,東経128度46分54秒) ロ 2から143度100メートルのところ (北緯32度45分40秒,東経128度47分7秒)	第1種介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市岐宿町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
五区計第2033号	長崎県五島市岐宿町戸岐之首箕下地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市岐宿町戸岐之首箕下海岸小川の鼻くずれ石垣標識 (北緯32度45分14秒,東経128度46分41秒) 2 同市同町戸岐之首箕下海岸ころび石標識 (北緯32度45分8秒,東経128度46分37秒)	イ 1から298度120メートルのところ (北緯32度45分15秒,東経128度46分37秒) ロ 1から298度170メートルのところ (北緯32度45分16秒,東経128度46分35秒) ハ 2から298度180メートルのところ (北緯32度45分11秒,東経128度46分31秒) ニ 2から298度130メートルのところ (北緯32度45分10秒,東経128度46分33秒)	第1種介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市岐宿町		継続	
五区計第2034号	長崎県五島市玉之浦町荒川河原浦地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市玉之浦町荒川長窄長迫一番鼻西端標識 (北緯32度39分15秒,東経128度39分14秒) 2 同市同町荒川内河原浦の鼻北西端 (北緯32度38分44秒,東経128度39分55秒) 3 同市同町荒川山ノ浦崎外河原鼻北端 (北緯32度38分57秒,東経128度39分27秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から250メートルのところ (北緯32度39分8秒,東経128度39分19秒) ロ 3から303度255メートルのところ (北緯32度39分1秒,東経128度39分19秒) ハ 1と2を結ぶ直線上1から675メートルのところ (北緯32度39分0秒,東経128度39分33秒) ニ 3から28度345メートルのところ (北緯32度39分7秒,東経128度39分33秒)	第1種介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市玉之浦町立谷荒川丹奈		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第 2312号	長崎県 五島市 三井楽町 濱ノ畔 八崎 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 五島市三井楽町濱ノ畔北内側防波堤上部 階段前標識 (北緯32度44分48秒,東経128度41分57秒) 2 同市同町濱ノ畔北内側防波堤中間電柱前 標識(1から北西側に70メートルのところ) (北緯32度44分50秒,東経128度41分56秒)	イ 1から70度130メートルのところ (北緯32度44分49秒,東経128度42分2秒) ロ 1から70度80メートルのところ (北緯32度44分49秒,東経128度41分60秒) ハ 2から70度80メートルのところ (北緯32度44分51秒,東経128度41分59秒) ニ 2から70度130メートルのところ (北緯32度44分51秒,東経128度42分1秒)	第1種 介類小割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	五島市 三井楽町 濱ノ畔		継続	